

上場申請のための有価証券報告書

(I の部)

株式会社エフエクター細胞研究所

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	17
5. 従業員の状況	17
第2 事業の状況	18
1. 業績等の概要	18
2. 生産、受注及び販売の状況	21
3. 対処すべき課題	23
4. 事業等のリスク	26
5. 経営上の重要な契約等	35
6. 研究開発活動	37
7. 財政状態及び経営成績の分析	39
第3 設備の状況	40
1. 設備投資等の概要	40
2. 主要な設備の状況	40
3. 設備の新設、除却等の計画	40
第4 提出会社の状況	41
1. 株式等の状況	41
(1) 株式の総数等	41
(2) 新株予約権等の状況	41
(3) 発行済株式総数、資本金等の推移	50
(4) 所有者別状況	51
(5) 議決権の状況	52
(6) ストックオプション制度の内容	52
2. 自己株式の取得等の状況	57
3. 配当政策	57
4. 株価の推移	57
5. 役員の状況	58
6. コーポレート・ガバナンスの状況	60

第5	経理の状況	62
	財務諸表等	63
	(1) 財務諸表	63
	(2) 主な資産及び負債の内容	94
	(3) その他	95
第6	提出会社の株式事務の概要	96
第7	提出会社の参考情報	97
第二部	特別情報	98
第1	提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表	98
	1. 貸借対照表	99
	2. 損益計算書	101
	3. 損失処理計算書	102
第三部	株式公開情報	109
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	109
第2	第三者割当等の概況	113
	1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	113
	2. 取得者の概況	120
	3. 取得者の株式等の移動状況	128
第3	株主の状況	129
	[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）
【提出先】	株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 畔柳 昇 殿
【提出日】	平成17年2月23日
【会社名】	株式会社エフェクター細胞研究所
【英訳名】	Effector Cell Institute, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金ヶ崎 士朗
【本店の所在の場所】	東京都目黒区駒場1-33-8
【電話番号】	03（5452）0651
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画室長 川瀬 正剛

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成12年5月	平成13年5月	平成14年5月	平成15年5月	平成16年5月
売上高 (千円)	—	—	23,809	25,833	478,805
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△103,095	△98,858	△132,878	△117,691	77,051
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△103,095	△99,636	△133,607	△120,905	75,380
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	115,950	230,950	295,950	310,950	837,750
発行済株式総数 (株)	2,319	4,619	5,919	6,219	8,675
純資産額 (千円)	12,854	143,217	139,609	48,704	1,161,152
総資産額 (千円)	53,155	149,548	167,675	159,094	1,321,577
1株当たり純資産額 (円)	5,543.11	31,006.21	23,586.71	7,831.57	133,850.44
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	△80,105.30	△28,370.39	△24,314.45	△19,840.04	10,268.36
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	24.2	95.8	83.3	30.6	87.9
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	6.5
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△65,311	123,512
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△118,159	△79,993
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	78,000	1,068,800
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	5,292	1,117,610
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	6 (1)	7 (2)	8 (3)	15 (3)	29 (3)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第4期及び第5期の売上高には、消費税等が含まれております。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第1期より第4期までは当期純損失を計上しているため、第5期は当社株式は非上場・非登録のため期中平均株価が把握できませんので、記載していません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場株式でありかつ非登録のため期中平均株価が把握できませんので、記載していません。
6. 第1期より第4期までの自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため、記載していません。
7. 第4期、第5期の財務諸表について、株式会社名古屋証券取引所の有価証券上場規程第3条第7項の規定に基づき、証券取引法第193条の2の規定に準じて、港陽監査法人ならびに公認会計士本間周平により監査を受けております。なお、第1期より第3期までは監査を受けておりません。
8. 当社は、平成16年7月2日開催の取締役会決議により平成16年7月29日現在の株主名簿に記載されている株主に対して、平成16年7月30日付で株式1株を10株に分割しております。そこで株式会社名古屋証券取引所の引受担当責任者宛通知「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の作成上の留意点について」（平成15年6月23日付名証自規G第11号）に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行なった場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第1期、第2期及び第3期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、港陽監査法人ならびに公認会計士本間周平の監査を受けておりません。

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成12年5月	平成13年5月	平成14年5月	平成15年5月	平成16年5月
1株当たり純資産額 (円)	554.31	3,100.62	2,358.67	783.16	13,385.04
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△8,010.53	△2,837.04	△2,431.45	△1,984.00	1,026.84
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—

2【沿革】

年月	事項
平成11年 6 月	癌およびアレルギーに対する新薬の開発を目的として、株式会社エフェクター細胞研究所を東京都港区に設立
平成11年 9 月	本社を東京都目黒区に移転、東京大学先端科学技術研究センター（以下「先端研」）玉井克哉教授との共同研究により先端研内での研究活動を始動 松島綱治教授（東京大学医学研究科）、前田浩教授（熊本大学医学部）、斧康雄教授（帝京大学医学部）などとの共同研究体制を構築
平成13年 7 月	TAXIScan™ テクノロジーに関する基盤発明の特許出願
平成14年 2 月	細胞走化性制御法に関する基盤発明を共同で特許出願（動脈硬化等に関連する新規創薬ターゲット）
平成14年10月	樹状細胞を用いた癌免疫療法の発明を共同で特許出願
平成14年10月	独立行政法人産業技術総合研究所と共同研究開始、バイオインフォマティクスによる創薬ターゲット遺伝子探索
平成14年11月	株式会社日立ハイテクノロジーズを通じ Automatic TAXIScan™ System を使用した細胞走化性研究受託サービス開始
平成15年 5 月	平田機工株式会社と共同で簡易型細胞走化性測定装置 EZ-TAXIScan™ を開発
平成15年 5 月	東京都板橋区に研究施設（板橋ラボ）を開設
平成15年 8 月	肝臓細胞の分化誘導に関する基盤発明の特許出願
平成15年11月	事業拡大のため、東京都目黒区駒場一丁目に本社を移転
平成16年 1 月	研究機関や製薬会社等との共同研究の交渉などを行なうため、「事業開発部」を新設
平成16年 4 月	ファイナンスアンドテクノロジーインターナショナルリンク及び株式会社メドレックスと樹状細胞を用いた癌免疫療法の研究に関する契約を締結
平成16年 6 月	主に簡易型細胞走化性測定装置 EZ-TAXIScan™ の販売を行なうため、「営業部」を新設
平成16年 8 月	TAXIScan™ 画像解析法についての特許出願

3【事業の内容】

1. 当社の概要

当社は、金ヶ崎士朗・現代表取締役社長が東京大学医科学研究所教授時代に得た研究成果を基盤として平成11年6月に設立された、東京大学発のバイオベンチャーです。人材の交流（役職員の招聘）、共同研究等を通して東京大学と深く関わっており、産学連携による研究成果の事業化を積極的に進めております。（詳細につきましては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク 5. 大学との関係について」をご参照下さい。）

当社は、主に細胞動態の制御による癌やアレルギー等の深刻な病態に対する医薬品の開発を目標としており、細胞動態を機軸とした研究開発及び事業活動を行なっております。中核となる要素技術は走化性などの細胞機能を高効率かつ高次的に解析する一連の独自技術にあり、これに生体防御及び細胞免疫を中心とした基礎・応用面での研究遂行能力を結び付けて、上記目標を達成すべく8人の博士保有者を含む20人の研究スタッフにより積極的な研究開発活動を推進しております。有望な研究成果については、2人の博士保有者を含む技術系の知識豊富な営業スタッフを取り揃えた強力なマーケティング力を駆使して、社外と連携しながら順次事業化を進めております。一般に製薬会社の新薬の開発は、既知の機能蛋白質などを探索のターゲットとして、大規模スクリーニング（薬剤候補探索）することから始まります。候補化合物が同定（物質が何と一致するかを証明すること）されると、動物を用いた前臨床試験として、有効性と安全性などが調べられます。この後フェーズⅠからフェーズⅢまでのヒトの臨床試験が行われ薬事審議会に申請することになりますが、大学や製薬型の大学発バイオベンチャーでは、病気の原因やその鍵を握るターゲットを発見するための基礎研究を行っており、得られた知見を基盤とした新薬開発がその特徴となります。

また当社はアカデミックな研究成果を広く世の中に還元することにより人類の健康維持・増進及び福祉に貢献し、さらには産業を活性化することを通して社会的使命を果たすことを経営理念としております。独自の研究開発を推進するほか、大学などを中心とした広範な研究開発ネットワークから有望な研究シーンをいち早く取り入れ、社内で市場性の観点からさらなる研究開発を進めて、商品としての付加価値を高め、事業化に結びつける活動を展開しております。

2. 技術的背景

（1）※¹ エフェクター細胞および細胞走化性について

当社の社名の由来にもなっている「エフェクター細胞」とは、※²白血球の中で、特に強い攻撃力や処理能力を持つ細胞のことを指します。エフェクター細胞の重要な役割のひとつは、体内に侵入した細菌などの感染性異物や体内に生じた癌などを攻撃して、身体の恒常性を保つことです。他方、エフェクター細胞の機能が過度に発揮され、自己の組織を攻撃するようになった場合、種々の炎症性の疾患を起こすなどの弊害が生じます。当社はエフェクター細胞の走化性などの細胞動態に着目することにより、このような弊害を制御しつつ、有用な機能を活かすことによる※³アレルギー・癌・動脈硬化など様々な疾患に対する医薬品の開発・製造を目指しております。

エフェクター細胞には、※⁴好中球・※⁵好酸球・好塩基球などの顆粒球、単球やマクロファージ、キラーT細胞、ナチュラルキラー（NK）細胞、マスト細胞、※⁶樹状細胞などがあります。例えば、好中球や好酸球などの顆粒球は、細菌や寄生虫など感染性異物に対する強力な破壊力を有する細胞です。感染局所で異物を特異的に攻撃することによって、特に感染初期段階での生体防御反応に際して重要な役割を果たします。※⁷単球や※⁸マクロファージは異物を貪食することで生体防御に働くほか、病巣のクリーニングやサイトカイン放出による生体機能の制御の働きをします。キラーT細胞やNK細胞はウイルス感染細胞や腫瘍細胞を攻撃します。一方、好中球は虚血再灌流時（注：血栓などの原因により、局所血管内の血流が停止した後、原因が除かれて再び血液が流れること）の場合には血管傷害を起こし、好酸球は気管支喘息に関わり、単球・マクロファージによる過剰なサイトカイン（注：細胞が分泌し細胞の機能に影響を与える蛋白質）の産生は組織傷害的に働き、マスト細胞もアレルギー症状の引き金を引く働きをします。このようにエフェクター細胞は細菌や腫瘍などに対する生体防御反応には必須ですが、逆にアレルギーや※⁹動脈硬化、※¹⁰関節リュウマチなど様々な炎症性疾患に直接的に関与しており、新薬開発のターゲット細胞（注：その細胞の移動を制御すると疾患が治療される可能性のある細胞）と

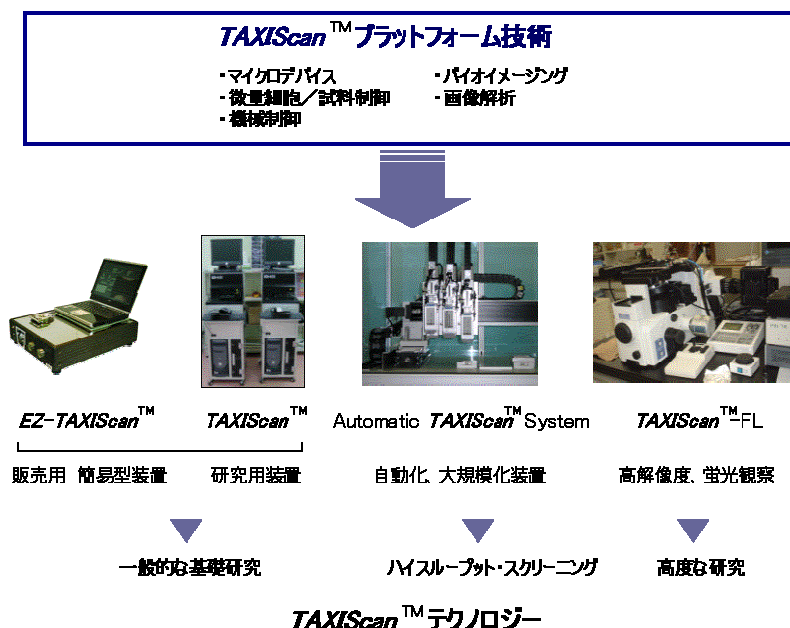
して非常に有望と考えられます。

これらの細胞は※¹¹走化性により局所に集積してその機能を発揮します。走化性とは、組織から放出された化学物質の濃度の濃い方向を感知して、その方向に細胞が移動する性質のことをいいます。走化性をおこさせる物質のことを※¹²走化性因子と呼びます。ほとんどの疾患で、種々のエフェクター細胞の組織内への移動が見られるのはこの理由によります。このように細胞走化性は、疾患の最前線で見られる事象であり、エフェクター細胞の移動を制御する事による、副作用の少ない医薬品開発が進むことが予測されます。

(2) 当社事業の中核となる要素技術（プラットフォーム技術）＝「*TAXIScan*TM（タクシスキャン）テクノロジー」

各種のエフェクター細胞の走化性を制御する薬剤の開発は、種々の疾患の治療法として有効なものとして期待されますが、大部分のエフェクター細胞は、末梢血内にはごく少数しか存在せず、これまでこのような少数細胞の機能の効果的な研究開発は技術的に困難なため進展してきませんでした。この現状を打破し、エフェクター細胞研究のフロンティアを切り開くためには、ごく少量の細胞でも細胞機能の解析を実行することができる新技術が必要でした。

(*TAXIScan*TM テクノロジーの概要)



当社事業の中核となるプラットフォーム技術である *TAXIScan*TM テクノロジーは、微量の細胞を用いた細胞走化性の解析を目的として当社が開発した独自の技術です。エフェクター細胞が様々な疾患において重要な役割を演じることができるのは、特定の因子に向かって細胞が移動する走化性という性質によつて的確に患部に移動するためです。血中など体内から少量しか分離し得ないエフェクター細胞を用いた走化性解析装置が実現することで、エフェクター細胞が関与する様々な疾患について理解が深まり、エフェクター細胞をターゲットとした新薬開発にも拍車がかかることへの期待が高まっています。このような装置は長年渴望されてきたにもかかわらず、技術的に困難だったため、開発されていなかったのです。

*TAXIScan*TM テクノロジーは、斬新なアイデアと最先端のマイクロ加工技術やバイオイメーシング技術（生体内の各種分子や、細胞・組織を始め、生体内で起きる形では見えない化学変化などを、可視化する技術）などを活用することにより初めて実現いたしました。同技術は、シリコンチップと硝子の間に形成されたチャンネル（注：細胞が移動する空間）内に、走化性因子の濃度勾配（注：濃度が濃い方から薄い方に連続的に変化すること）を安定的に形成し、そこでの各種細胞の動態、即ち、細胞の形態変化や移動の状態などを観察する技術です。細胞の移動は高感度の CCD カメラによりコンピューター上に連続的に記録され、自動的に計数されます。細胞のチャンネルの一端に、細胞を並べる技術の開発により、100個程度の極少量の細胞で細胞の動態を測定できる従来にはない効率的な技術が完成しました。当

社ではこれまでに同技術を発展させて、装置の大規模化及び自動化によりハイスループット（注：高度にシステム化して多量の化合物を処理できる）なスクリーニングを可能とした全自動細胞走化性測定装置 Automatic TAXIScan™ System や、動的な状態下の細胞を、高解像度画像や蛍光観察などを用いて詳細な解析を可能とする細胞動態測定装置 TAXIScan™-FL などを開発しております。これら一連の技術により、細胞走化性について、実験室レベルでの基礎的な研究から大規模な新薬候補物質のスクリーニング、さらには質の高いデータによる高度な機能解析まで、一連の研究開発を同一プラットフォームで効果的に実行できる技術基盤が整備され、新薬開発を効率よく実施する体制が確立されました。さらに、本学問領域の全体的なレベルアップに貢献するため、普及用の装置として簡易型細胞走化性測定装置 EZ-TAXIScan™ を開発し販売を始めております。なお、この普及用の装置は、小規模研究用のもので、本来の TAXIScan™ テクノロジーを基盤とした当社の事業に影響を与えるものではなく、むしろ技術普及から得られる広い知識は、当社の事業に貢献するものと考えております。関連分野の研究で得られる情報は当社の研究開発や事業展開にフィードバックできることが想定されるからです。

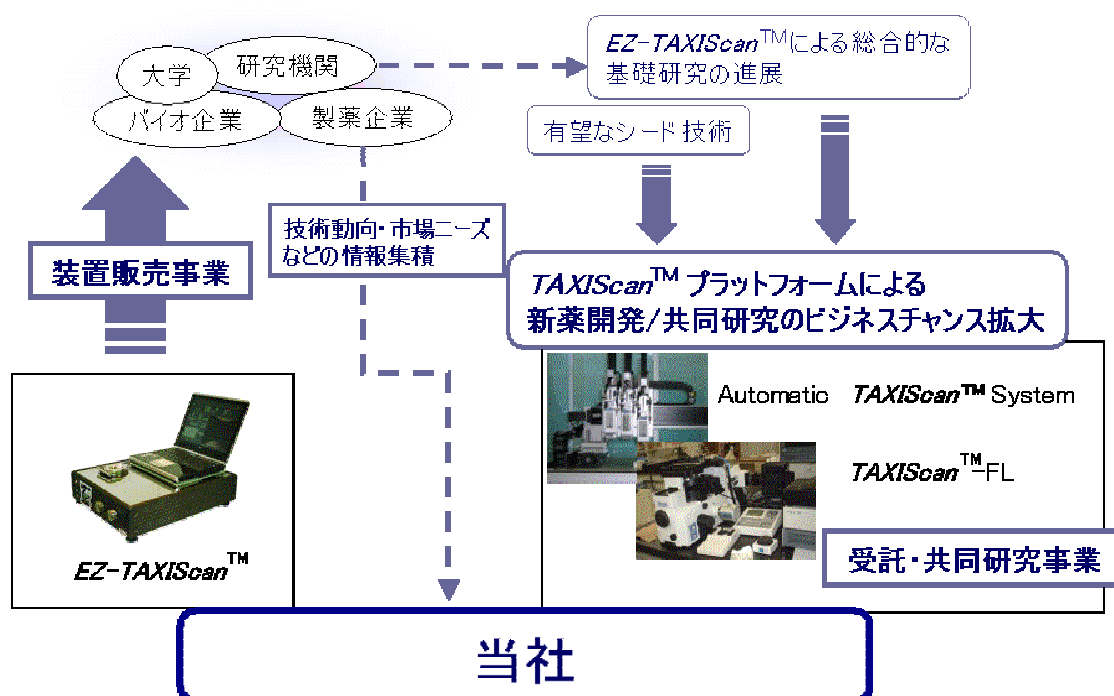
また、この技術を細胞走化性以外の他の細胞機能の解析に利用するための研究開発も進展させており、その結果、NK 細胞やキラー T 細胞による癌細胞の攻撃やマスト細胞の脱顆粒など、様々な細胞機能の解析に応用できる技術に成長しております。パイオイメージング技術の活用やハイスループット化により細胞機能の解析を効率的に行うことで、癌やアレルギー等の深刻な病態に対する独自の医薬品の開発を目指しています。

当社では、持続的な成長を前提としたビジネスモデルを構築する仕組みの1つとして TAXIScan™ テクノロジーをプラットフォーム技術として位置づけております。

また、当社は独自の技術水準の高さが競争力の源泉として重要な役割を占めております。当社はこれまでに開発した TAXIScan™ テクノロジーを中心とした更なる技術力の向上を目指し、政府助成金などを有効に活用しつつ積極的に独自技術の開発を実施しております。最先端の独自技術は共同研究事業において有力な提案材料となるほか、医薬品開発にかかる基礎的研究能力の向上や開発効率の向上などに直接的に貢献しております。

TAXIScan™ テクノロジーは当社の創薬事業において、重要な経営資源であるばかりでなく、当社は本技術を基盤として受託・共同研究、装置販売などの各種事業を行なっており、直接／間接的に当社の医薬品開発事業を支えております。

（TAXIScan™ テクノロジーの位置づけ）



（３）アカデミアに広がる研究ネットワーク

当社の技術基盤として、有用な基礎研究を行なっている大学などの研究機関から取り入れた技術シードは重要な存在です。当社はエフェクター細胞や細胞走化性、生体防御などの研究分野で著名な研究成果を挙げている研究者と共同研究を実施しているほか、社内の研究者などが目利きとなり、特に有望と判断された技術については積極的に取り入れております。また、東京大学先端科学技術研究センター（以下「先端研」）と「大学の知的財産を活用した実証的研究」という題目で共同研究を行っており、大学やベンチャー企業主導で行なうトランスレーショナル・リサーチ（３．事業内容を参照）に伴い、大学の知的財産を産業界へ技術移転するための最適な方法を模索し、実践しております。

３．事業内容

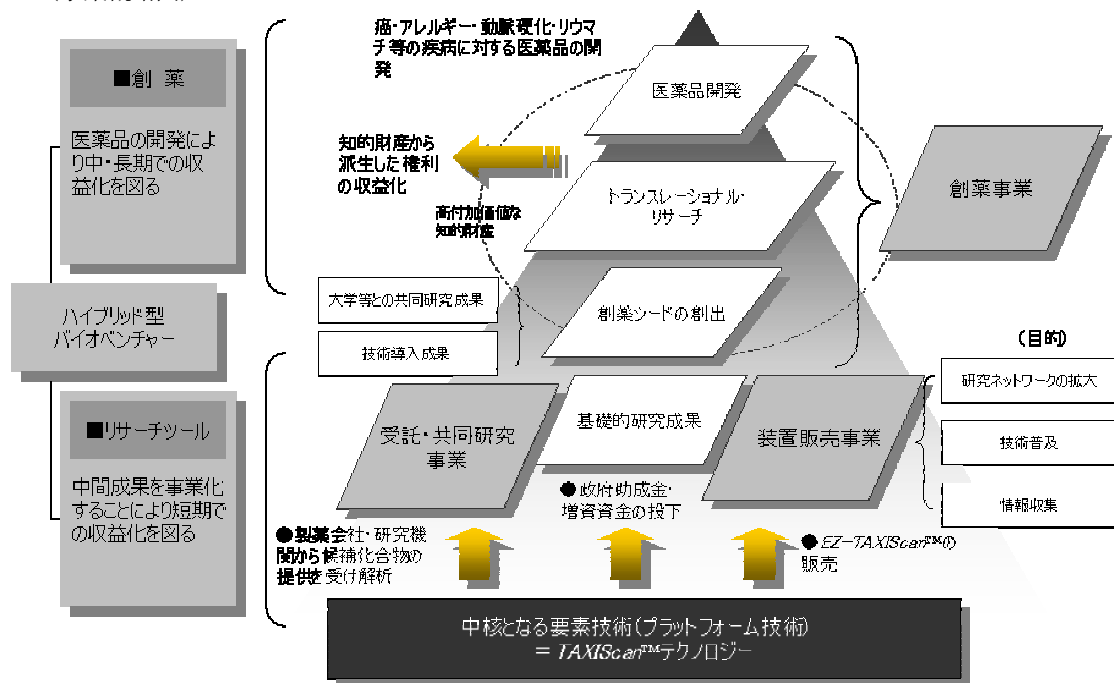
当社は、１）独自に開発した細胞動態測定に関わる *TAXIScan*TM テクノロジーを基盤としたリサーチツールを開発し活用する事業、２）同テクノロジーを基盤とする創薬事業をハイブリッドしたビジネスモデルを構築、事業展開を行っております。即ち、*TAXIScan*TM テクノロジーを利用した細胞動態測定に関わる画期的な装置の開発と販売並びに同テクノロジーを用いた研究受託、及び、同テクノロジーによる探索や共同研究で見出されたり技術導入したりすることで得られる有望な薬剤候補化合物を用いたトランスレーショナル・リサーチ、を行ない創薬を目指すハイブリッド型のバイオテクノロジー企業です。

医薬品開発におけるトランスレーショナル・リサーチとは、基礎的な研究成果に根ざして適宜治療目標や開発計画の設定を行ない、新規な医薬品実現に向けた研究開発を実施することを指す、研究者主導型の新薬開発スタイルであると言えます。自社の独創的研究者集団に加え大学など研究機関とのネットワークが、そのような事業を支えています。単発の技術シードだけでは、ビジネスや研究開発の継続性を保持しリスク分散を充分に行なうことは難しく、*TAXIScan*TM テクノロジーを基盤技術とする継続的な創薬シードの輩出と、大学からの継続的な技術導入が当社事業を特徴付けています。

事業化の方策としては、研究開発の過程で獲得される種々の知的財産について、さらなる研究開発によりその付加価値を高め、そこから発生する権利を収益化するビジネスを展開しております。収益化する権利については医薬品の開発ステージや技術内容などを加味して柔軟に加工、販売しており、直接的な医薬品の開発・販売ライセンスに留まらず、様々な契約スタイルを想定・実践しております。当社はこれまで癌免疫療法や動脈硬化に対する薬剤開発のプロジェクトを発足させ、重点的に研究開発を推進しております。そしてこれらのプロジェクトでは、創薬を目指して事業化を積極的に推進しております。

一方、ハイブリッド型バイオテクノロジー企業として創薬開発以外の分野として *TAXIScan*TM テクノロジーを基盤とする受託・共同研究、装置販売などの事業を推進しております。これらの事業は自己のリサーチツールである *TAXIScan*TM テクノロジーの一部を商品化したものであり、安定的な収益の確保を目指すとともに *TAXIScan*TM テクノロジーの技術普及、情報収集、研究ネットワークの拡大を目的としております。

(事業概略図)

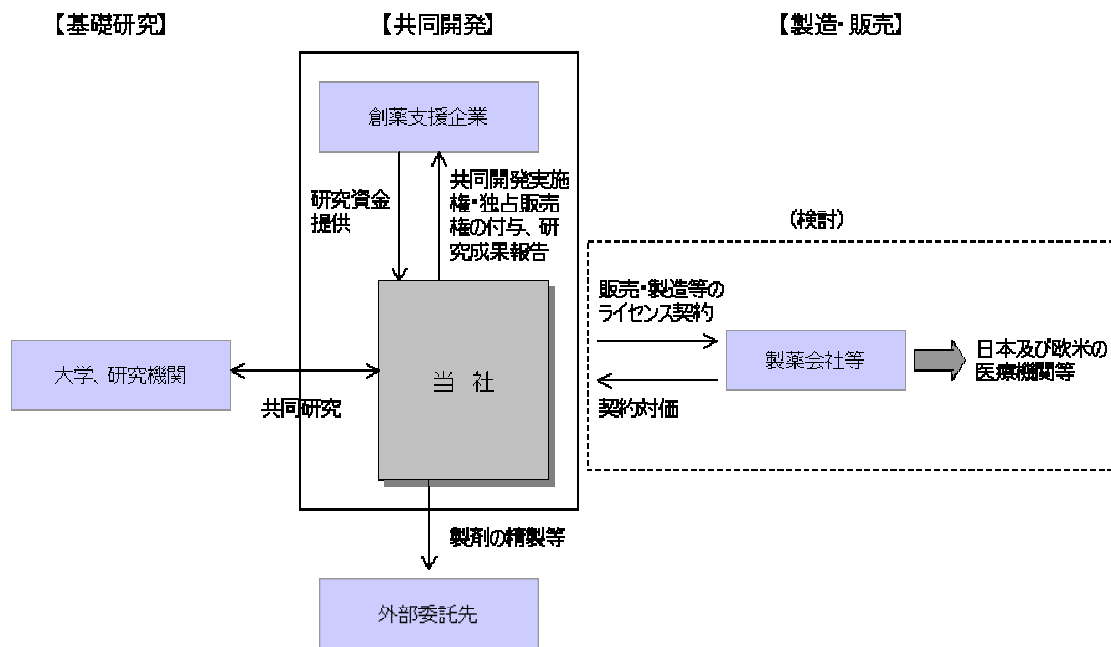


また、当社は設立以来、政府による科学技術基本計画策定及び実施による強力な科学技術振興政策を受け、各種政府助成金受領・政府機関との共同研究などを通じて公的な資金を積極的に活用し研究開発費を確保するとともに、これらの活動を通じて当社の信用力を向上させております。競争力の源泉として基礎的な技術力は非常に重要であり、今後とも市場ニーズの最先端の研究動向を把握しつつ、効果的に TAXIScan™ テクノロジーの高度化・汎用化、アッセイ系（検定・測定）の開発、創業シードの探索等の研究開発を推進いたします。

（１）創業事業

当社はトランスレーショナル・リサーチ型の創業事業を展開しており、社内の研究成果のほか、共同研究先をはじめとする研究ネットワークを活用して有望な研究成果をいち早く取り込み、医薬品開発を目指した研究開発を行ない創業事業を推進しております。

（事業系統図：創業事業）



（i）研究開発プロジェクトについて

これらの研究成果を基盤として発足した主な研究開発プロジェクトを以下に紹介いたします。

①樹状細胞増強因子による癌治療のための薬剤開発

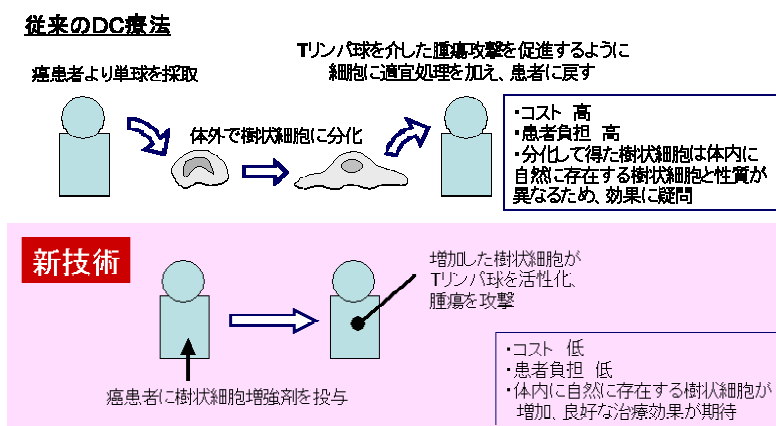
樹状細胞は、腫瘍などの異物の一部を抗原として T 細胞^{※13}リンパ球に対して提示することにより、一連の生体防御反応の引き金となる細胞です。腫瘍に対する患者自身の生体防御反応を増強することによって癌治療に役立てる技術を癌免疫療法と呼びますが、最近の癌免疫療法研究において、その実用性が特に有力視されているのが樹状細胞を用いた治療法です。従来の T 細胞を用いた癌免疫細胞療法などに取って代わるものとして樹状細胞を用いた癌免疫療法(以下「DC 療法」)が期待されているものの、樹状細胞は血中にごくわずかしかな存在しないことから直接的に治療に用いるのが困難でした（下記の比較図を参照）。そのためこれまでは単球と呼ばれる別種類の細胞を人工的に処理して樹状細胞様に分化させたものが用いられておりましたが、これは作業が複雑なため、高コストであり、患者への負担があるといった難点があるほか、生体内の本来の樹状細胞の機能の一部しか発揮しないなどの問題がありました。

当社が共同研究体制を構築している松島綱治教授（東京大学医学研究科）らの研究グループは、特定の走化性因子に樹状細胞の血中濃度を増加させる機能があることを発見し、当社作成の走化性因子を用いてこれを証明しました。この発見は、この走化性因子の新機能の発明として、従来の DC 療法の問題点を克服し、臨床医学において画期的な成果を生み出すことが期待されたことから当社は特許を出願し、事業化活動を開始いたしました。樹状細胞増強因子を直接患者に導入する、本特許技術を応用した治療法の実用化により、樹状細胞を介した癌攻撃作用を容易に活性化できると考えております。また放射線療法などと組み合わせることにより、癌細胞の転移を抑制する効果が期待されます。

当社はこれまでに、当該走化性因子を癌治療に用いる薬剤として事業化するべく、この蛋白質を改変/修飾して安定性を増加させる技術開発をはじめとする応用的研究開発を実施しております。同研究開発を臨床試験段階へ移行させるべく、平成15年12月には当該蛋白質の発現系構築に関する契約を旭硝子株式会

社と締結、GMPレベル（good manufacturing practice 即ち人体に使用できる医薬品の製造及び品質基準を満たしたレベル）での製造法確立を目指すとともに、平成16年4月には、当該創業事業の知的財産より派生する権利（共同開発実施権、独占販売権）の一部を405,000千円で売却、収益化いたしました。また、同契約においては契約一時金のほか、研究活動の成果に対する対価として半年ごとに研究費を受領すること、医薬品として上市された場合には正味売上高の一定率をロイヤリティとして受領することを約しております。この研究開発は、同因子の医薬品としての完成を目指し、前臨床試験を終え臨床試験に入る段階にあります。

（DC療法における従来法と当社新技術の比較）



②細胞走化性制御による炎症治療のための薬剤開発

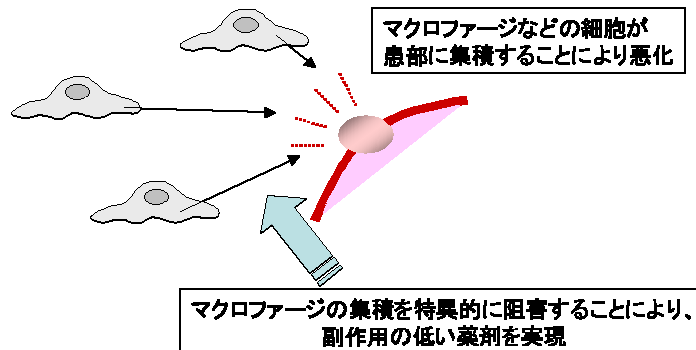
動脈硬化症のほか慢性関節リウマチや多発性硬化症、炎症性腸疾患などのいわゆる難治性炎症疾患においては、マクロファージなどの免疫細胞が炎症局所に過度に集積・活性化し、多量のサイトカインを放出することにより組織破壊が進むと考えられています。従来用いられている薬剤として、ステロイド製剤は様々な臓器に対して副作用を示しますし、また免疫抑制剤は炎症を軽減しますが免疫機構をも抑えてしまい日和見感染などが問題となります。

副作用が低く効果的な医薬品を開発するためには、対象となる疾患に特異的な現象に対して限定的に作用する物質が必要であり、そのターゲットを見つけることが第一の課題です。この課題が克服され、正しいターゲットが発見されると、薬剤開発は飛躍的に進みます。当社は松島教授らの研究グループと共同で、マクロファージや単球の細胞走化性において特異的に機能している蛋白質を発見しました。この蛋白質は普段は細胞質に存在し、走化性因子によりその受容体が刺激されるとこれに結合して単球・マクロファージの走化性の方向を決定します。この蛋白質の機能を阻害しておくと、これら細胞の炎症局所への移動が見られなくなります。動脈硬化や慢性関節リウマチなどの難治性疾患においては、マクロファージなどが細胞走化性によって局所に集積することが原因となっていることから、この蛋白質の働きを阻害することで、これら疾患に対する低副作用の有望な薬剤が実現することが期待されます。

当社では当該蛋白質について特許出願のうえ、医薬品の実現を最終目標とした研究開発プロジェクトを立ち上げました。TAXIScan™ テクノロジーなどを活用した基礎的な研究により、当該蛋白質をターゲットとした阻害剤スクリーニング系確立のための研究開発を実施しております。この技術の優位性は、静的状態にある細胞に作用するのではなく、炎症局所への細胞の移動を阻害する薬剤開発につながる点にあります。

(免疫阻害系からのアプローチ)

動脈硬化症、慢性関節リウマチなどの難治性炎症疾患



③その他

現在進めている有望な研究開発プロジェクトとして次のようなプロジェクトがあります。

幹細胞由来肝細胞プロジェクト

国立がんセンターの落谷孝広研究所長と当社が共同で、各種幹細胞からの肝臓細胞分化方法に関する開発を行なうと共に特許を平成15年8月に出願しています。ヒト肝臓細胞に関する実験環境を提供する目的で現在、ヒト肝臓細胞の大量培養システムの構築を検討中であります。薬剤の開発で重要な課程の一つとして、候補化合物がどのように代謝されるのか確認する薬物動態試験があります。ほとんどの化学物質は肝臓で代謝されるので、ヒトの肝臓細胞を使って試験するのが一番望ましいですが、現在は供給の面から動物細胞や動物実験に頼らざるを得ない状況です。しかしヒトと動物の肝臓細胞の代謝系には多くの違いがあります。当社では、ヒト間葉系細胞を肝細胞様に分化させる系を取り上げ、この分化した細胞を自社で培養使用すると共に、製薬会社等に提供するプロジェクトを立ち上げ始めています。この分化細胞は形態の上でも、また薬物代謝に関係する各種酵素系の発現の上でも、肝臓細胞と変わりがないので、薬物動態試験を行なううえで大変有用な細胞となります。

マスト細胞等脱顆粒阻害剤の探索プロジェクト

平成16年9月に提携した株式会社アイ・ビー・アイから菌種の提供を受け、当社の実験・検証データを基に特定保健食品としての販売を目指し、また、抗アレルギー薬としての開発も行なっております。

(ii) 知的財産から派生した権利の収益化について

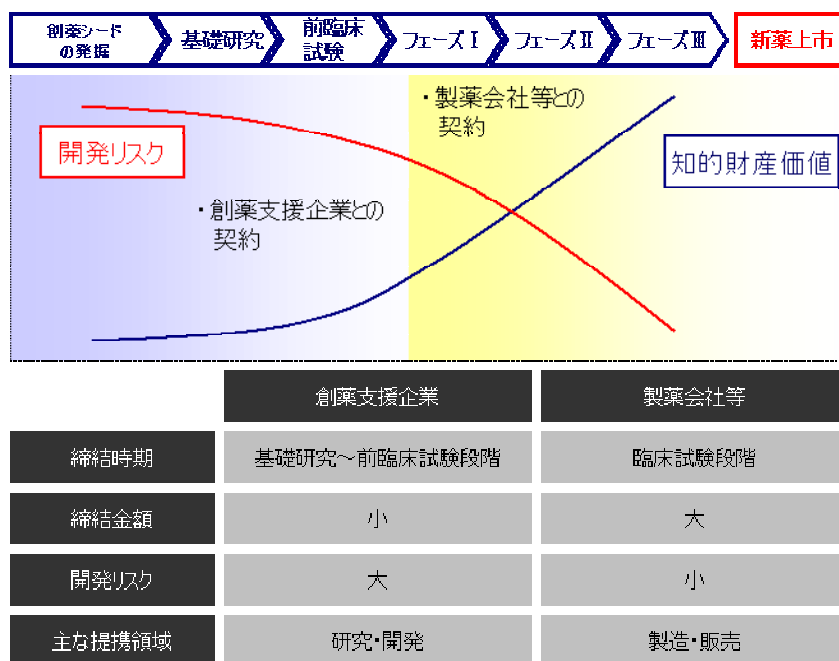
創薬は、ターゲットの特定から始まり、創薬シードの発掘とこれを用いた基礎研究、前臨床試験、臨床試験（フェーズⅠ、フェーズⅡ、フェーズⅢ）および承認申請審査と、一連の開発及び手続が必要です。開発ステージが上がるにつれ創薬シードの知的財産としての価値は上昇します。この新薬開発の各ステージに対応して、各時点での研究成果の知的財産より派生した権利を適宜収益化することにより経済的基盤を確保し、研究者主導のトランスレーショナル・リサーチを活発化します。

収益化する権利内容としては、開発過程の後期ステージにおいては医薬品を開発する権利や製造・販売する権利を製薬企業に対してアライアンス供与することが想定されます。医薬品開発の初期段階においては必ずしも最終的な薬剤の販売ライセンスを前提とした契約にこだわることなく、研究成果に立脚した新薬開発の推進に好ましい体制構築を優先する考え方をとっております。収益化する権利の内容や価格評価については、成功にいたるまでのリスクファクターと将来的に期待される価値を加味して算出される現在価値が考慮に入れられ、これが一つの基準となります。

当社は先述しましたように樹状細胞増強因子による癌治療プロジェクトの知的財産権より派生する権利（共同開発実施権・独占販売権）の一部を平成16年4月に405,000千円で売却、収益化いたしました。過去に蓄積してきた研究成果を権利として収益化した一例となります。当社は開発技術の内容や社会的状況などを背景として、開発ステップの適当な段階でその潜在的価値を適宜権利化しつつ、新薬の実現へ向けた研究開発を加速いたします。

今後においても創薬シードに限らず、研究開発の過程で獲得される種々の知的財産等について、医薬品の開発ステージや技術内容を加味して、様々な契約スタイルを想定しつつ研究成果の収益化に努めて参ります。

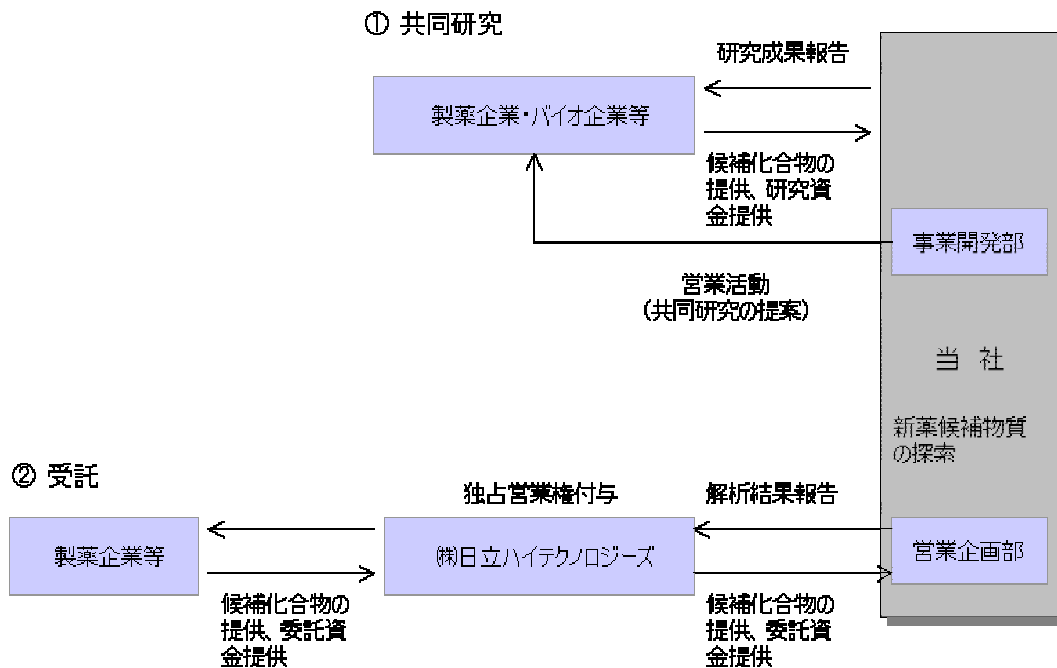
(知的財産価値と開発リスクの関係)



(2) 受託・共同研究事業

当社は TAXIScan™ テクノロジーを中心とした技術力を基盤として、新薬候補物質の探索などを目的とした受託・共同研究事業を提案・実施しております。共同研究契約の形態については、実施する研究の内容や相手先の状況など個別の事情を鑑みて柔軟に対応しております。当社は共同研究を通じた技術交流をさらに活発化させるべく平成16年1月に事業開発部を開設いたしました。平成16年5月期には本邦の複数の製薬会社等と交渉を行ない、共同研究契約を締結して受託研究を行った結果、5,250千円の収益を上げました。共同研究を通じて社外との技術交流を積極的に行なうことにより、有望な医薬品候補物質や医薬品ターゲットの発見の可能性が高まることが期待されます。本技術は国際的にも注目を集めており、海外製薬企業やバイオ関連企業でも当社技術についての関心は高く、現在交渉が始まっております。

(事業系統図：受託・共同研究事業)



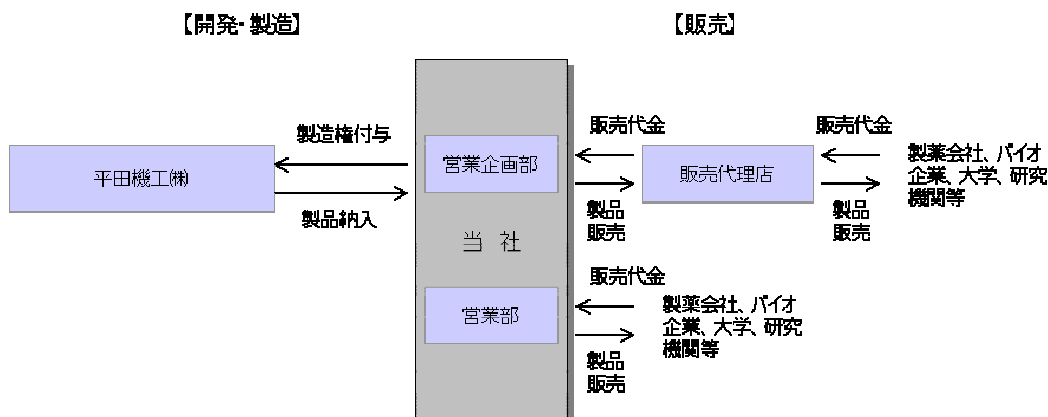
(3) 装置販売事業

当社は *TAXIScan™* テクノロジーを元に、基礎研究向けの簡易型細胞走化性測定装置 *EZ-TAXIScan™* を平田機工株式会社などとともに開発、平成15年5月期には製造権の許諾、独占営業権の付与などにより47,250千円のキャッシュ・フローを得ました。従来市場に存在する製品とはまったく異なる新しい装置でしたが、販売以来徐々に売上を伸ばし、平成16年5月期には当社にて47,381千円の売上を計上いたしました。

EZ-TAXIScan™ の普及により細胞走化性をターゲットとする基礎研究基盤が整備されると共に医薬品のシード技術開発も進展するものと期待されます。*EZ-TAXIScan™* は Automatic *TAXIScan™* System や *TAXIScan™*-FL など当社の医薬品開発システムと同一プラットフォーム（注：同一の発明を基盤として、別々に発展させた技術）であることから、*EZ-TAXIScan™* を用いた研究により発見された新たな医薬品ターゲットについては、当社で効果的なトランスレーショナル・リサーチを提案・実行できます。

当社は平成16年6月に営業部を新設、*EZ-TAXIScan™* の販売業務を開始いたしました。*EZ-TAXIScan™* のユーザ及び潜在的ユーザに対する当社内での窓口として機能し、関連する分野における最先端の研究状況や有望な技術シード、技術に対するニーズなどの情報を収集、当社内における研究開発や事業展開に情報をフィードバックすることが想定されております。

(事業系統図：装置販売事業)



[用語解説]

※1 エフェクター細胞 (Effector Cell)

白血球の中でも、体内に侵入したり体内で生じた異物（感染性の微生物や癌など）に対して、強い攻撃力を持っていたり、異物を処理する能力にたけている細胞のことを言います。好中球・好酸球・好塩基球などの顆粒球、単球やマクロファージ、キラー T 細胞などのリンパ球、ナチュラルキラー細胞、マスト細胞、樹状細胞などがこれにあたります。傷害性のエフェクター細胞は、走化性によって局所に移動し、体内の異物を攻撃するなどして、身体の恒常性を保っています。しかし一方、エフェクター細胞の機能制御が過度に亢進し、自己の組織を攻撃するようになった場合、炎症性疾患を起こしてしまいます。

※2 白血球 (Leukocyte)

血液中の血球成分は赤血球・白血球・血小板に大別されます。このうち赤血球と血小板は核がなく均一ですが、白血球は核をもち、さまざまな細胞種から構成されています。白血球は形態と染色性から好中球・好酸球・好塩基球などの顆粒球、リンパ球・単球・その他の細胞に分けられます。この内、数の多いのは好中球 (55-65%) とリンパ球 (25-33%) で、他は多くて3%以下です。これら様々な白血球は、それぞれ特定の走化性因子に反応して走化性を示すことが知られています。

※3 アレルギー (Allergy)

花粉症の場合の花粉のように、抗原（体内に入ったとき抗体が産生される基になる物質）に一度さらされた個人では、これに対してできた IgE と呼ばれる抗体が、マスト細胞や好塩基球に結合しています。そのため、次に花粉のような同じ抗原が身体に入ると、これらの細胞は、結合した IgE を通じて刺激され、直ちにヒスタミンなどを放出して、種々の即時型の反応を起こします。これが、I 型アレルギー反応で、世間ではこれを一般にアレルギーと呼んでいます。しかし元来アレルギー反応とは、ある抗原に刺激されて、これに対して対応準備が済んでいる（即ち感作されている）個人に、もう一度その抗原が入ることにより強い反応を示す中で、特に、生体にとって不都合な反応を起こすことをいいます。アレルギー反応には、抗体の関与する即時型アレルギー反応と、感作リンパ球が媒介する遅延型アレルギー反応に分けられます。前者には、I 型アレルギーが、後者には抗原と反応した T リンパ球が直接間接的に起こす組織傷害である IV 型アレルギー（移植片拒否反応など）が属します。なお II 型は、抗体と補体による組織傷害（不適合輸血など）、III 型は抗原と結合した抗体が、好中球などに結合して、活性酸素や顆粒成分を放出させておこる組織傷害（アルサス反応、膠原病など）のことを指します。なお、I 型アレルギーでは、即時型アレルギー反応に続いて遅発型アレルギー反応が起こることがあり、これには好酸球が関係しています。

※4 好中球 (Neutrophil)

顆粒球の一つで血液中にある白血球のうち55-65%を占め、顆粒が好酸性、好塩基性両者の色素に染まりにくい（薄く染まる）ことから好中球と呼ばれます。細菌などを義足をのぼして取り込む貪食性が強く、取り込んだ異物は活性酸素、塩基性ペプチドなどを放出して殺菌し、酵素により消化してしまいます。細菌感染に際しては真っ先に動員され、防御の主力を担う細胞です。

※5 好酸球 (Eosinophil)

血液中にある白血球のうち1-3%を占め、顆粒球の一つで顆粒が大きくエオジンなど酸性色素で染まることから好酸球と呼ばれます。組織には血中の50倍ほどの好酸球が存在するといわれています。顆粒球成分や活性酸素により寄生虫の排除に関わる細胞として知られていますが、一方、アレルギー性炎症を増悪し、慢性化させるエフェクター細胞であるとも考えられています。

※6 樹状細胞 (Dendritic Cell)

樹状細胞は生体内の主たる抗原提示細胞（下記参照）で、皮下組織をはじめ体全体に分布していますが、末梢血中には極少量（白血球の0.1-0.05%）しか存在しません。この細胞は、細菌やウイルスや癌などの異物を認識してこれを貪食処理しながらリンパ節に移動し成熟します。そして分解した抗原を細胞表面に掲げて、これに合う表面構造を持つ T リンパ球を活性化します（抗原提示といいます）。樹状細胞から抗原

提示を受けたリンパ球はウイルス感染細胞や、癌細胞などを攻撃したり、別種のリンパ球に働きかけて抗体を産生させたりします。樹状細胞はミエロイド系列とリンパ系列のものに大別されますが、抗原提示には種々の樹状細胞が関与するとの見方が有力です。

※7 単球 (Monocyte)

血液中にある白血球の一種で、異物を取り込む能力（貪食能）が強い細胞です。骨髄中で発生分化した単球は血液中から組織内に移入して、マクロファージに分化します。この細胞は病巣のクリーニングやサイトカイン放出によるホメオスタシスの調節などに広く働いています。

※8 マクロファージ (Macrophage)

大食細胞ともいい、異物を取込んで（貪食という）消化する力が強く、生体防御機構の主役の一つです。異物を排除する機能の他にも、樹状細胞のように異物の一部を細胞表層に提示して、T リンパ球に異物を教える役目も果たします。個体発生の段階で組織に定着した細胞と、血中の単球が組織に移動してマクロファージに変わるものがあります。組織にあるこの細胞は種々の名前と呼ばれており、たとえば肝臓のクッパー細胞や結合組織中のヒスチオサイト（組織球）、脳のミクログリア細胞などがこれにあたります。

※9 動脈硬化 (Arteriosclerosis)

動脈の壁が厚くなり柔軟性を失うことにより、動脈が機能不全となる疾患です。これが原因となって、狭心症、心筋梗塞、脳梗塞、大動脈瘤などを引き起こします。中でも粥状動脈硬化 (Atherosclerosis) においては、コレステロールの蓄積と、単球の走化性による移動が関与していることがわかっています。血管内皮細胞が接着因子を発現し、血液中の単球がこれに反応して内皮細胞に集積・付着します。この単球が走化性因子に誘導されて内皮細胞の間から潜り込み、内膜の中でマクロファージに分化した後、血中から入ったコレステロールを取込み蓄積肥厚します。さらにマクロファージ自体も壊れて、粥腫が形成されます。

※10 関節リウマチ (Rheumatoid Arthritis)

自己の免疫系細胞が関節滑膜に浸潤しておこる原因不明の炎症性疾患です。指、手首、膝、足の関節に炎症がおこり、関節痛、腫れが起こります。症状が進むと、関節パンス（炎症性の肉芽組織）による関節の変形が見られます。

※11 走化性 (Chemotaxis)

細胞が特定の化学物質の濃度の濃い方に向かって移動する性質のことをといい、走化性をおこさせる物質のことを走化性因子と呼びます。細胞表面の受容体 (GPCR) に走化性因子が結合すると、細胞内にシグナル伝達され、細胞が形態変化を起して遊走します。体内では、走化性により、エフェクター細胞が目的の場所に移動しますが、癌細胞が遠隔転移する場合にもこの性質が関与するといわれています。

※12 走化性因子 (Chemotaxis Factors)

細胞に走化性をおこさせる化学物質のことを、走化性因子と言います。代表的なものにケモカインがあり、細胞膜上の受容体 (ケモカインレセプター) に結合して、細胞を遊走させます。他にもガレクチン3、8、9、ロイコトリエン B4、プロスタグランジン D2、補体 C5a、細菌性ホルミルペプチドなどが走化性因子として知られており、未知の走化性因子も数多くあると言われています。

※13 リンパ球 (Lymphocyte)

リンパ球はリンパ系組織（リンパ節・脾臓・胸腺・骨髄・リンパ管）や血液中に存在します。リンパ球は骨髄で作られ、そこで成熟するもの（B リンパ球）と、胸腺で成熟するもの（T リンパ球）があります。血液中に存在するリンパ球は、成熟した T リンパ球が約75%、B リンパ球が約15%、残り10%が未成熟なリンパ球からなると考えられています。B リンパ球は表面に免疫グロブリンレセプターを持ち、分化して形質細胞となって抗体産生を担います。成熟 T リンパ球は、B リンパ球が抗体産生細胞へ分化するのを助けるヘルパー細胞、遅延型過敏症や移植免疫、主要免疫にあずかるエフェクター細胞、移植免疫や腫瘍免

疫にあずかるキラー細胞、およびこれらの機能を抑制するサプレッサー細胞などに分けられます。

※14 ケモカイン (Chemokine)

サイトカインの中で特に細胞走化性に関与する特徴ある一群の蛋白質をいいます。分子量1万前後の塩基性蛋白質で、分子内の立体構造維持に関与するシステイン残基(C)の特徴ある配列の仕方から、CXC、CC ケモカインなどに分類されています。エフェクター細胞の遊走を促して炎症性疾患に関わる炎症性ケモカインと、リンパ系組織の形成、維持、免疫応答に関わる免疫系ケモカインに大別されています。現在約50種類以上のケモカインが報告されており、それらの機能は多様性に富んでいます。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

(平成17年1月31日現在)

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
39（3）	37.7	1.7	4,542,531

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3．事業の拡大に伴ない従業員数は10名増加しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第5期事業年度（自 平成15年6月1日 至 平成16年5月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、個人消費の回復・雇用環境の改善等により緩やかな回復基調にあり、平成15年度の実質 GDP は前年度比3.2%増の成長となりました。また、日経バイオ年鑑2004によると、平成15年のわが国のバイオ関連市場は、平成14年に比べ9.3%増、約1,413億円増加し1兆6,597億円となりました。平成15年は、組換え農作物の輸入とバイオ医薬品が市場を拡大させる原動力となっています。

近年、新たな最先端技術の産業化が期待され産学連携の動きも活発になっております。経済産業省のまとめによりますと、平成15年度単年度ベースで121社の大学発ベンチャーが誕生し、平成16年3月末までに誕生した大学発ベンチャーは累積で799社にのぼると報告されています。（経済産業省大学連携推進課「平成15年度大学発ベンチャーに関する基礎調書」）経済産業省の平成16年度産学連携予算のうち大学発ベンチャー関連予算は、概算で451億円を見込んでおります。

このような環境のもと、当社は創薬事業のパイプライン（開発中の品目）のひとつである樹状細胞増強因子による癌治療プロジェクトにおいて、契約一時金405,000千円を売上高として計上いたしました。当事業年度は、創薬事業が大きく寄与し売上高478,805千円を計上し、設立後初の黒字を達成いたしました。

事業部門別の業績は次のとおりであります。

(創薬事業)

創薬事業におきましては、樹状細胞増強因子による癌治療プロジェクトにおける創薬支援として株式会社メドレックス及びファイナンスアンドテクノロジーインターナショナルリンクと創薬共同開発契約を締結し、当該研究成果の知的財産より派生する権利（共同開発実施権、独占販売権）の譲渡等により、売上高405,000千円を計上いたしました。また、同契約においては契約一時金のほか、研究活動の成果に対する対価として半年ごとに研究費を受領すること、医薬品として上市された場合には正味売上高の一定率をロイヤリティとして受領することを約しております。当該研究の関連特許は権利の保全を図るため平成15年10月に PCT 出願（特許協力条約に基づく出願）および台湾への出願を行っております。

(受託・共同研究事業)

受託・共同研究事業におきましては、平成16年1月に製薬会社・研究機関等とのアライアンス推進部署として事業開発部を新設しました。この結果、製薬会社2社から好酸球、好中球の走化性解析関連の契約を締結し、研究受託収入として売上高5,250千円を計上しております。また、独立行政法人中小企業整備基盤機構（旧中小企業総合事業団）等からの研究受託収入として売上高21,174千円を計上しております。

(装置販売事業)

装置販売事業におきましては、研究者の個人ベースのニーズに応えるため製品化した EZ-TAXIScanTM のプロモーションが平成15年12月からスタートし、大学・製薬会社等への実績が積み上がったことから、売上高47,381千円を計上いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高478,805千円（前年同期比1,753.4%増）、経常利益77,051千円（前年同期は経常損失117,691千円）、当期純利益75,380千円（前年同期は当期純損失120,905千円）と増収増益になりました。

第6期中間会計期間（自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日）

当中間会計期間においては、医薬品市場の国際化の進展による国際的な新薬開発競争が激化する中で、バイオベンチャーの役割も重要性が一層高くなってきております。また、平成16年4月から国立大学法人へ移行されたことにより産学連携による研究成果の効果的な活用・還元が促進されております。文部科学省の発表によると、平成16年8月末までの大学発ベンチャーは916社に達し、平成13年に発表された平沼プランにおけるベンチャー1,000社計画の達成に迫る勢いで事業化されております。

このような環境のもと、当中間期は、*TAXIScan*TMテクノロジーの技術基盤が拡大し、走化性作用の解析の他、マスト細胞の脱顆粒やNK細胞による癌細胞の攻撃など様々な細胞動態の解析が可能となりました。その結果、共同研究では7件の受注を獲得しました。具体的な契約事例としては、脱顆粒反応抑制作用の測定を研究テーマとする株式会社コタラヒムジャパンとの契約、保健機能食品等の候補物質の探索をテーマとする株式会社アイ・ビー・アイとの契約、抗アレルギー・アトピー性皮膚炎改善効果を研究テーマとする株式会社ファンケルとの契約事例があげられます。また装置販売部門では、*EZ-TAXIScan*TMのアメリカへの販売も開始し、装置販売部門は国内10台、海外20台を販売しました。創薬の樹状細胞増強因子による癌治療プロジェクトの研究開発も順調に進展し、11月には半年毎の研究活動の対価として40,000千円の収益を計上しました。また平成15年8月に特許出願した間葉系幹細胞由来肝細胞作成技術に関する研究も事業化の準備がスタートしております。

以上の結果、当中間会計期間の業績は、売上高183,325千円、営業損失179,934千円、経常損失178,287千円、中間純損失178,967千円となりました。

（2）キャッシュ・フロー

第5期事業年度（自 平成15年6月1日 至 平成16年5月31日）

当事業年度における現金及び現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税引前当期純利益が76,753千円計上され、営業活動により123,512千円の増加があったものの、投資活動により79,993千円減少し、財務活動により1,068,800千円増加したことなどにより、前事業年度末に比べ1,112,318千円増加し、当事業年度末残高は1,117,610千円となりました。

また当事業年度中における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は、123,512千円（前年同期は△65,311千円）となりました。これは主に、税引前当期純利益を76,753千円計上したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は、79,993千円（前年同期比32.3%減）となりました。これは主に、有形固定資産の取得により78,326千円を支出したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動の結果得られた資金は、1,068,800千円（前年同期比1,370.2%増）となりました。これは主に、第三者割当増資により1,036,800千円の収入があったことによるものであります。

第6期中間会計期間（自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日）

当中間期における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税引前中間純損失が178,287千円計上され、営業活動では202,381千円の減少となり、投資活動では12,485千円の減少したものの、財務活動では300,000千円の増加となったことから前事業年度末と比べ85,133千円増加し、残高は1,202,743千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において営業活動の結果得られた資金の減少は202,381千円となりました。これは、主に、税引前中間純損失を178,287千円計上したことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において投資活動の結果得られた資金の減少は12,485千円となりました。これは、主に、有形固定資産の取得により8,576千円を計上したことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において財務活動の結果得られた資金の増加は300,000千円となりました。これは、主に、短期借入金の返済100,000千円および長期借入金400,000千円を計上したことによるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当する事項はありません。

(2) 受注状況

事業部門別	第5期 (自 平成15年6月1日 至 平成16年5月31日)				第6期中間会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)	
	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
創薬事業	810,000	—	405,000	—	—	360,000
受託・共同研究事業	59,372	1,228.4	32,948	—	7,815	37,761
装置販売事業	47,381	—	—	—	141,892	—
合 計	916,754	—	437,948	—	149,707	397,761

(注) 1. 第5期の受注高・受注残高には、消費税等が含まれております。

(3) 販売実績

当事業年度及び第6期中間会計期間の販売実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	第5期 (自 平成15年6月1日 至 平成16年5月31日)	前年同期比 (%)	第6期中間会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)
創薬事業 (千円)	405,000	—	40,000
受託・共同研究事業 (千円)	26,424	102.3	1,432
装置販売事業 (千円)	47,381	—	141,892
合 計 (千円)	478,805	1,853.4	183,325

(注) 1. 第5期の販売実績額には消費税等が含まれております。

2. 最近2事業年度及び第6期中間会計期間の主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	第4期		第5期		第6期中間会計期間	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
ファイナンスアンドテクノロジーインターナショナルリンク	—	—	300,000	62.7	30,000	16.4
株式会社メドレックス	—	—	105,000	21.9	10,000	5.5
株式会社日立ハイテクノロジーズ	21,000	81.3	—	—	—	—
HIRATA CORPORATION OF AMERICA	—	—	—	—	83,600	45.6

(注) 1. 最近2事業年度の販売実績額には消費税等が含まれております。

2. 各事業年度の売上に占める割合が10%を超える相手先について記載しております。

- (4) 最近2事業年度及び第6期中間会計期間の主要な取引先に関して、上記以外で知的成果物をキャッシュ・フロー化した先は次のとおりです。

相手先	第4期		第5期		第6期中間会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)	
	金額 (千円)	計上方法	金額 (千円)	計上方法	金額 (千円)	計上方法
経済産業省	71,986	営業外収益に 計上 (注) 1	54,100	営業外収益に 計上 (注) 1	—	—
平田機工株式 会社	26,250	前受金に計上 (注) 2	—	—	—	—

(注) 1. 地域新規産業創造技術開発費補助金（経済産業省）の受給額です。

2. *EZ-TAXIScan*TM に関する製造許諾を行ったことによるものです。前受金として計上しており、*EZ-TAXIScan*TM の販売台数に伴い取崩しを行い、ロイヤリティとして収益計上しております。

3【対処すべき課題】

1. 当社を取り巻く事業環境について

当社を取り巻く事業環境については以下のとおりです。

(1) バイオ・医薬業界の動向

平成15年4月14日に、平成3年より国際協力プロジェクトとしてはじまり、12年間かけてヒトゲノム解析計画の国際チームによって進められてきたヒトゲノムの塩基配列解読が終了したことが宣言されました。この終了宣言により、生命科学は本格的なゲノムの機能研究と遺伝子ネットワーク研究の時代に入りました。これにより、30億塩基配列のヒトゲノム情報、2万5千の蛋白質に関する遺伝子情報等の膨大な量の情報が利用可能となりました。ゲノム情報・遺伝子情報は、疾患の原因となる蛋白質である医薬品ターゲット分子を探索するための基礎的な情報であり、近年ロボットを用いて自動的に高速で化合物を評価するハイスループット・スクリーニング技術（システム化した薬剤候補の大量探索技術）の進歩によりゲノム創薬の研究開発が進められています。

しかし、現在までのところゲノム情報を利用すると、既に知られている蛋白質と類似の蛋白質を探索する事は可能ですが、この情報を用いた新規な機能蛋白質（ターゲット分子）を発見する技術はいまだ開発されていません。一方、基礎的研究によりターゲット分子が一旦同定されると、これを利用したハイスループット・スクリーニング技術により、多くの物質を選択できますが、実際の創薬にはさらに多くの研究の積み重ねが必要となります。これに対して、細胞を用いるスクリーニング（薬剤候補探索）は、情報量が多く、創薬に直接結びつくことが多いので、現在特に欧米の創薬分野では細胞を使用したアッセイ系（測定・検定）を基盤とするスクリーニング技術が注目されています。

医薬品は、生体内で疾患の進行に決定的な役割を果たす機能蛋白質（薬剤候補探索時のターゲット分子）との相互作用により効用を発揮することが多いのですが、現在まで知られているターゲット分子となり得る蛋白質の種類は限定されているため、他社との差別化を図る上で製薬各社はターゲット分子の探索の為の独自の解析方法やこれを用いたアッセイ系を求めています。そのため、製薬会社とバイオベンチャー間において、最先端の解析技術を保有しているバイオベンチャーに製薬会社が基礎研究を委託する形での提携が増えています。バイオベンチャーが有望成果物を発見/開発する一方で、製薬会社が有望成果物を販売対象商品として製造許可を得るという図式が確立しつつあります。

一方、各個人のゲノム情報を詳細に調べると、それには微妙な違いがあることが判ってきており、そのような解析が進み、各個人の蛋白質の微妙な違いが明らかになると、その蛋白質が元となっている個々の体質の違いにあわせて薬や治療法を選択する「オーダーメイド医療」の時代が訪れつつあります。

(2) 科学技術基本計画および産学連携政策の動向

政府は、平成5、6年度のわが国全体の研究開発投資額の減少、産業空洞化、国立大学設備の老朽化等を受け、科学技術の振興を最重要課題のひとつとして位置づけ、科学技術基本法（議員立法：平成7年11月施行）に基づいた科学技術基本計画を策定いたしました。第2期科学技術基本計画（平成13年～平成17年度）においては、①研究開発投資の効果を向上させるため、ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料の4分野への重点的な資源配分、②世界水準の優れた成果の出る仕組みの追求とそのための基盤への投資の拡充、③科学技術の成果の社会への還元の徹底、④科学技術活動の国際化、を科学技術振興のための基本的考え方としています。

同計画を推進すべく内閣総理大臣のリーダーシップの下、科学技術政策推進の司令塔として平成13年1月に総合科学技術会議が発足いたしました。第1期科学技術基本計画（平成8年～平成12年度）においては、期間中の政府の科学技術関係経費総額17.6兆円の達成およびポスドク（博士の学位を持った研究員）1万人の達成等の成果を挙げております。第2期科学技術基本計画（平成13年～平成17年度）においては、期間中の政府研究開発投資額24兆円を目標に掲げ、上記4分野を中心に重点的に資源配分が行われています。また、優れた成果の創出・活用のための科学技術システム改革として競争的資金の倍増、産学連携の推進、科学技術関係人材の養成と大学改革等が進められております。

同計画と相まって、産学連携の仕組みの改革も進められてきました。平成10年に技術移転機関の整備促進のため「大学等技術移転促進法（TL0法）」が施行されると共に、平成11年には、米国バイドール法を参考にした「産業活力再生特別措置法」が施行され、従来すべて国に帰属していた政府の資金供与による委託研究開発の成果として発生した知的財産権（特許権等）を、受託企業に帰属させることが可能となりました。平成12年には「国家公務員法」の改正が行われ、TL0・研究開発活用型企業等への役員兼業が可能（許可制度）となり、平成16年には、国立大学の自立的な運営の確保、学外者の参画による運営システムの制度化、「非公務員型」による弾力的な人事システムへの移行を図る「国立大学法人法」が施行されました。

（3）バイオ産業政策の動向

政府は、平成14年7月、わが国のバイオ産業の国際競争力を強化するためにバイオテクノロジー戦略会議（以下「BT 戦略会議」）を設置し、平成14年12月には「バイオテクノロジー戦略大綱（以下「BT 戦略大綱」）」をまとめております。BT 戦略大綱の内容は、わが国のバイオ関連産業の市場規模を平成22年には25兆円に拡大させ、バイオに関連した新規雇用を100万人創出することを目標としたものです。平成16年1月20日に開催された第6回 BT 戦略会議において、BT戦略大綱の詳細計画実施状況が確認されました。

各省庁別の予算を見てみると、まず、文部科学省においては、競争的研究開発費の拡充として科学研究費補助金を1,830億円（平成16年度）、戦略的創造研究推進事業として463億円（平成16年度）に拡充しております。また、同省では平成16年度より、ヒトゲノム解読が完了したことを踏まえて、疾病のメカニズムの解明や創薬の実現を目指し、ヒトの各遺伝子の機能とその相互作用を解明するための「ゲノムネットワーク研究」や、免疫療法等を中心として、癌研究における基礎研究の成果を臨床応用へつなげる「橋渡し研究」を開始しております。経済産業省の平成16年度バイオ関連予算総額は、前年度比6.1%増の271億円です。そのうち、研究開発成果のいち早い事業化によるバイオ産業育成のため、創薬・事業展開支援として74.8億円を予算として計上しております。

2. 対処すべき課題

以上の状況を踏まえ、当社の対処すべき課題は以下のとおりです。

（1）社内研究基盤の拡充

当社開発の TAXIScan™ テクノロジーを基盤とする各種細胞動態解析装置の開発改良を進め、生体内に近い細胞レベルでの蛋白質の機能解析のノウハウを蓄積し、創薬プロジェクト、共同研究プロジェクトへとつながる社内研究開発プロジェクトの充実を図る方針であります。国立大学法人東京大学、先端科学技術研究センターおよび同大学院医学研究科等との共同研究の継続的な推進を計ると共に、優秀な研究員の確保等、研究開発体制の拡充にも努めていく方針です。

（2）事業基盤の拡大

当社では、製薬会社・研究機関等のニーズをより適格に把握し、共同研究プロジェクトを推進していくため、推進部署として平成16年1月に「事業開発部」を新設いたしました。

また、平成16年4月より本格販売を開始しております EZ-TAXIScan™ を販売代理店経由での販売だけではなく、平成16年6月には当社内に「営業部」を新設し直接販売を開始いたしました。営業部内において、大学・公的な研究機関等への営業と製薬会社等への営業に分け、より効率的かつ強力な販売体制の構築を図っております。

（３）海外市場への展開

細胞走化性作用とこれを利用した薬剤候補化合物の研究開発は海外においても広く行なわれており、当社の細胞走化性の要素技術に対するニーズについて積極的な営業活動を行なっていく方針です。現在、海外製薬企業やバイオ関連企業でも当社技術についての関心は高く、現在交渉が始まっております。

今後においても、海外の研究機関や製薬会社等との共同研究及び *EZ-TAXIScan*TM の販売において事業展開を推進し、情報収集の拠点設置等の検討を行なう等、積極的に海外市場を開拓していく方針です。

4【事業等のリスク】

以下に、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載してあります。また、当社は、当社でコントロールできない外部要因や事業上のリスクとして具体化する可能性は必ずしも高くはないと見られる事項を含め、投資家の投資判断上重要と考えられる事項については積極的に開示することとしています。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、その発生の予防及び発生時の対応に努力する方針ですが、そのような努力が実を結ぶ保障はありません。そのため当社の経営状況及び将来の事業についての判断は、以下に記載された事項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討したうえで行われる必要があると考えています。また、以下の記載は当社株式への投資に関するリスクすべてを網羅するものではありません。また、将来に関する情報は、別段の記載のない限り、現時点における当社の経営者の判断や一定の前提の下における予測等に基づくものであり、将来、その通りに実現する保証はありません。

1. 事業環境の変化について

近年、ゲノムプロジェクトの進展などにより、ヒトをはじめとする生物の遺伝子レベルでの情報が非常にハイペースで充実しつつあります。今後のポストゲノム研究においては、それらの情報を利用して、各々の蛋白質の生体内における機能を効率よく解析して創薬のターゲットとなるものを同定し、また新薬の候補となる物質を発見していくことに焦点が移ってきております。当社が最終的にターゲットとしているのは医薬品市場であり、創薬志向型プロジェクトとして行っている抗癌剤、抗アレルギー剤、動脈硬化予防剤および癌の転移抑制に係る市場がこれにあたります。これらの病態以外にも走化性など細胞動態制御の応用による有力なターゲットが見つければ、随時、研究開発の幅を広げていく方針です。

医薬品の開発を最終目的とする当社の技術的基盤は、細胞の走化性など細胞動態に特化した研究開発の実施、及び研究開発ネットワークによる技術・ノウハウ・特許の集積に努めることにより、細胞動態を制御する画期的な新薬開発に必要な要素技術を集積するところにあります。

しかしながら、当社が研究対象とする領域は技術の進歩が著しいため、競合他社が新たなターゲット分子を見出したり、独自のアッセイ系（測定・検定）を開発することなどにより、当社の研究成果を覆したり陳腐化させたりするような技術革新が起こる可能性がないとは言えません。このような事業環境の変化に対応できなかった場合、当社の事業戦略・業績等に重大な影響を及ぼす可能性があります。

2. TAXIScan™ テクノロジーについて

(1) TAXIScan™ テクノロジーへの依存について

当社は細胞の走化性など細胞動態に焦点をあてた TAXIScan™ テクノロジーを基幹テクニックとして蓄積した研究データを主軸とし、細胞動態が大きく関わると思われる疾患（アレルギー・癌・動脈硬化等）に関する基礎研究を進めるとともに、医薬品の開発を行っております。

TAXIScan™ テクノロジーの特徴は、パライメーシング技術などを活用することにより、100個程度の少量の細胞を使ってその動きを直接モニターする事で走化性の検出定量を可能にした点、および、少量の細胞でも、脱顆粒の測定や組織傷害性作用など細胞機能の解析を実行することができる点です。従来技術では、10万個程度の細胞が必要であり、またその実際を見ることが不可能でしたが、このテクノロジーを基盤とする装置の開発により、走化性を的確に判断したり、その他の細胞動態を定量的に解析する事が可能となりました。

同テクノロジーを基盤とする研究開発を行なうことで、新しい創薬シード（事業化の可能性のある研究プロジェクト）が次々と生まれてきております。従って、当社は特定の研究開発プロジェクトのみに依存することなく、医薬品の開発に関する様々な研究開発プロジェクトを立ち上げており、この点で他の創薬志向型バイオベンチャーとの差別化を図っております。当社は、中・長期での収益化を図る「創薬型」の

要素と、TAXIScan™ テクノロジーを基盤とした中間成果を事業化することで短期での収益化を図る「リサーチツール型」の要素を兼ね備えた「ハイブリッド型」の収益構造を持つバイオベンチャーとして、事業の継続性を確保可能なビジネスモデルを目指しております。しかしながら、「創薬型」及び「リサーチツール型」の何れの収益も、その主要な成果はTAXIScan™テクノロジーを基盤としたものであるため、当社の短期及び中・長期の何れの収益も、当該テクノロジー及びその競争力に大きく依存しております。

(2) TAXIScan™ テクノロジーが認知されないことによるリスクについて

当事業の中核となるプラットフォーム技術である TAXIScan™ テクノロジーは、前述のとおり、微量の細胞を用いた細胞走化性の解析を目的として当社が開発した独自の技術です。この細胞の走化性など細胞動態に焦点をあてた探究は、蛋白質の細胞内での機能解析の有力な手法の一つであり、ポストゲノムビジネスの有力な構成要素になり得ると考えております。

しかしながら、TAXIScan™ テクノロジーの有用性及び競争力が当社の属するバイオ・医薬業界において認知されなかった場合、受託・共同研究および創薬に係る契約を締結することができず、当社の業績に大きな影響を与える可能性があります。

3. 創薬について

(1) 医薬品開発および市販後の不確実性等のリスクについて

一般的に医薬品の開発においては、ターゲットの特定から始まり、創薬シードの発掘とこれを用いた基礎研究、前臨床試験、臨床試験（フェーズⅠ、フェーズⅡ、フェーズⅢ）および承認申請審査と、一連の開発及び手続が必要なことから、多額の研究開発費と期間を要し、開発中止、承認申請後の不許可など多くの不確実性を含んでおります。また、先行する競合研究・医薬品開発計画の存在により当社が共同開発する医薬品の価値が損なわれる可能性があります。

当社が進めている樹状細胞増強因子による癌治療プロジェクトに関しては、現在、同因子の医薬品としての完成を目指し、臨床試験に入る段階にあります。（同プロジェクトの研究内容の詳細については「3 事業の内容 3. 事業内容 (1) 創薬事業」をご参照下さい）前臨床試験・臨床試験段階において、開発中の医薬品の安全性・有効性を確認できないことにより研究開発を途中で中止せざるを得なくなった場合、上市できずに研究開発資金を回収できなくなる可能性があります。

また、研究開発が順調に進捗し上市した場合においても、薬価引き下げ等の医療費抑制政策の影響が将来の売上高を減少させる要因となり、研究開発プロジェクトに対する研究開発投資が十分な成果を生まない可能性があります。

(2) 医薬品開発のための研究開発費が確保できないことによるリスクについて

当社においても、創薬事業の最終目標である医薬品の開発に当たっては、想定される様々な相手とアライアンスを組むことで、契約一時金、開発協力金、ロイヤリティ等を段階的に受領することにより収益を獲得していかなければ多額の研究開発コストを賄っていきません。

短期的には、ハイスループットの細胞走化性測定装置を利用して解析を行なう受託・共同研究及び EZ-TAXIScan™ の販売による装置販売の収益により当面のキャッシュ・フローは確保していく予定であり、既存のアライアンス先に加えて、新たなアライアンス先の開拓を積極的に進めていく方針です。しかしながら、そのような短期的なキャッシュ・フロー確保のための努力が実を結ぶ保証はなく、さらに新規なアライアンス契約締結が進まない場合や既存のアライアンス先との契約解消等が生じた場合、研究開発コストを賄えず、創薬シードの研究開発を継続できなくなる可能性があります。

（３）製造物責任のリスクについて

製造物責任法（いわゆる PL 法）が対象とする「製造物」は「製造又は加工された動産」（同法第２条第１項）とされています。当社は新薬の開発を最終目的とする以上、医薬品の製造にかかわるため、当社が開発に関与した医薬品も PL 法の対象となります。当社は医薬品の開発過程において、副作用の少ない医薬品の開発を目指しておりますが、当社の開発に係る医薬品の「欠陥」による副作用等による損害賠償責任が発生した際には、当社の業績に大きな影響を与える可能性があります。

４．知的財産権について

（１）当社出願に係る特許が成立しないリスクについて

当社は事業を推進するに当たって必要な特許の出願と集約を行っており、平成17年１月31日現在において18件の発明について国内18件、海外24件（内 PCT 段階４件）合計42件の特許を出願しております。これらの特許には、トランスレーショナル・リサーチの一環として大学や他の研究機関を通じた所属研究者との共同研究により発見開発したものも含まれております。当社は、自らが技術移転機能を担っており、大学・研究機関と共同で知的財産を探索・取得し、権利化・事業化へと結び付けております。一般的に、大学や研究機関の技術を産業界に移転する際は、平成10年５月制定の「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」に基づき承認された「承認 TL0（技術移転機関）」が仲介機能を果たしています。当社は大学等における個別の共同研究に基づき自らが技術移転機能を担うことで、大学・研究機関との基礎研究から応用研究へと研究開発をスムーズに進めることが可能であり、当該研究によるオリジナルな（独自の）創薬シードをベースに事業化を行っております。

当社事業に関する他社特許については、弁理士など有識者の意見・指導を受け、情報収集は都度行なっております。現時点において、当社が出願している発明について特許成立に支障が生じる事態が生じている事実は認識しておりませんが、当該特許が全て成立する保証は無く、出願された特許によって当社が権利を確実に取得できるものではありません。

（２）知的財産に関する訴訟及びクレーム等の対応に係るリスクについて

平成17年１月31日現在において、当社の事業に関連した特許等の知的財産権について、第三者との間で訴訟やクレームといった問題が発生したという事実当社は認識しておりません。当社は現在、早期の特許出願を優先する方針をとっており、特許出願後において事業展開上の重要性等を考慮しつつ必要な調査等の対応を実施しております。現時点においては、当社事業に関し他社が保有する特許等への抵触により、事業に重大な支障を及ぼす可能性は低いものと認識しております。ただし、当社のような研究開発型企業において、このような知的財産権侵害問題の発生を完全に回避することは困難であります。今後において、当社が第三者との間で法的紛争に巻き込まれた場合、当社は弁護士や弁理士との協議の上、その内容に応じて対応策を検討していく方針であります。しかしながら、法的紛争の解決に多大な労力、時間及び費用を要する可能性があり、その場合当社の経営に重大な影響を及ぼす可能性があります。

５．大学との関係について

（１）国立大学法人等の共同研究パートナーへの依存について

国立大学の自立的な運営の確保、学外者の参画による運営システムの制度化、「非公務員型」による弾力的な人事システムへの移行を図るものとして平成15年10月１日に施行された「国立大学法人法」に基づき、平成16年４月１日より全国の国立大学法人（89法人）及び大学機関共同利用法人（４法人）が設立され、産学連携による研究活動が推進されております。

国立大学の法人格の取得により、大学が特許権等を管理し、自主的判断に基づき特許権等の譲渡や実施権の設定が可能となり、研究成果の有効利用・活用が促進されています。又、教職員が公務員制度の適用

を受けない非公務員型の法人となったことで、大学の教職員の兼職・兼業の基準をはじめ、柔軟な勤務時間の設定、業績に応じた処遇・報酬などを各大学法人が自主的に設定することが可能となりました。

当社は、今後とも各大学との良好な関係を築いていく方針ですが、国立大学法人等当社共同研究パートナーの運営が困難になる等何らかの事情により産学連携による研究開発の継続が困難となった場合、産学連携による研究開発成果の利用をビジネスモデルに組み込んでいる当社の事業に悪影響を与える可能性があります。

(2) 国立大学法人東京大学及び東京大学先端科学技術研究センターとの共同研究への依存について

当社は、国立大学法人東京大学（以下「東京大学」）および附置研究所である東京大学先端科学技術研究センター（以下「先端研」）との間で下記3つの共同研究契約を締結しております。（契約内容の詳細につきましては、「5. 経営上の重要な契約等」をご参照ください）

当社の研究開発活動においては、現時点では当該共同研究が重要な部分を占めており、これらは医薬品の開発にあたり研究開発進めていくうえで不可欠なものです。そのため、当社の将来の業績のこれらの共同研究先への依存度は高いものとなっております。

当社においては、これらの共同研究の重要性を認識し、今後も東京大学及び先端研との良好な関係を継続し、共同研究を進めていく考えであります。しかしながら、これら共同研究先にかかる契約は慣行に従い単年度ごとの契約であるため当該契約が将来確実に継続される法的保証はなく、そのため、何らかの事情により当該共同研究契約の継続が困難となるおそれがあり、その場合、当社事業に重大な悪影響が生じる可能性があります。

研究題目	当社との共同研究者
ベンチャー創出モデル開拓の具体的事例の構築	玉井克哉 (東京大学先端科学技術研究センター 教授)
細胞機能の解析による分子予防医学の研究	松島綱治 (東京大学・大学院医学系研究科教授)
フロント蛋白類似体の探索及び機能解析に関する研究	独立行政法人産業技術総合研究所 松島綱治 (東京大学・大学院医学系研究科教授)

(注) 1. 平成16年8月、玉井克哉は当社の監査役（現任）に就任いたしました。

(3) 東京大学先端科学技術研究センターと当社の関係について

東京大学工学部境界領域研究施設を前身として昭和62年5月に発足した東京大学先端科学技術研究センター（以下「先端研」）は、平成16年4月の国立大学法人東京大学の発足に当たり同大11番目の附置研究所として正式に認可されました。先端科学技術に関する基礎・応用研究や「知的財産」「経済工学」といった文理の壁を超えた新しい学際領域分野の開拓などの研究活動を行なっています。また、設立以来、民間寄付金による客員教官制度、競争的資金による特任教員制度、外部資金で定員外人員を雇用するなど外部に開かれた組織形態を目指し、流動的な人事制度の構築を図っています。

当社においては、先端研特任助教授である玉谷卓也が、平成15年8月に東京大学の兼業承認に伴い当社取締役役に就任いたしました。平成16年4月からは、国立大学法人化により各大学における人事の自主性・自律性が採り入れられ、非公務員化されたことから、役員の兼業に関する問題は解消されております。

当社は、先端研と共同研究契約の締結や特任教員の受入れ等を行うことで、大学・大学関連機関との基礎研究成果を積極的に事業化しております。

今後とも先端研との良好な関係を築いていく方針ですが、何らかの事情により当該関係の継続が困難となった場合、当社事業に悪影響を与える可能性があります。

(4) 大学との共同研究成果が生み出す収益機会を享受できないリスクについて

当社は、大学との間で実施する共同研究については、研究費用負担、発明が生じた際の優先的実施について下記の通り契約書に定めております。

① 共同研究実施等に関する研究費用負担について

当社は、大学・大学関連機関との間で実施する共同研究については、共同研究契約を締結しております。当社は、共同研究に参加させる研究員に係る費用として一定の研究料を、研究遂行に直接必要な費用として一定の研究経費を負担するものとしております。

② 優先的実施について

当社及び大学は、発明等が生じた場合速やかに実施契約を締結するものとしており、大学は承継した知的財産権を自己実施しないことを約しております。また、発明が大学の研究者のみによりなされた場合であっても、当社又は当社の指定する者は大学が承継した知的財産権を優先的に実施する契約（専用実施権、通常実施権又は独占的通常実施権）を締結出来るものとしております。

国立大学法人化後は、発明など知的財産の権利も研究者個人から原則大学に帰属するように改められ、当社の共同研究相手先である東京大学においては、本年度から新設された知的財産本部が中心となり、大学に帰属した知的財産が有効活用されるよう管理されています。

上記の通り共同研究契約を締結しておりますが、研究成果の内、大学の研究者に属する権利の持分は基本的に大学の機関帰属となるため、実施契約締結の際、大学との交渉により共同研究の成果が当社を通じて事業化できない可能性があります。その場合、共同研究成果が生み出す収益機会を享受できないことから、当該共同研究に関する研究費用を回収できず、当社の業績に悪影響が生じる可能性があります。

(5) 寄付金額の増大のリスクについて

当社は平成16年5月期において、合計28,500千円の寄付金を支出しております。これは、主に東京大学、帝京大学に対するものであり、当社事業に関連する研究分野の振興のための定例的な奨学寄付金であります。産学連携による研究開発成果の利用をビジネスモデルに組み込んでいる当社にとっては、必要性のある寄付金であると考えております。

寄付金額については、研究開発プロジェクトベースでの共同研究の実績等を勘案し、每期見直しを行っております。今後においては、決算期ごとに見込まれる収益状況等を考慮しつつ、取締役会決議に基づき、寄付金として支出する方針であります。必ずしも每期実施するものではありません。

なお、当社の設立以降の寄付金額の推移については以下のとおりであります。

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成12年5月	平成13年5月	平成14年5月	平成15年5月	平成16年5月
寄付金額（千円）	4,000	12,000	13,000	17,000	28,500

また、国立大学法人化により大学の新たな枠組みがどのように運営されていくかは現時点において明確ではなく、寄付金に関する大学側の方針変更により当社が支出する寄付金の額が増大し、その結果当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

6. 経営成績の推移について

(1) 過年度の業績推移について

当社は平成11年6月の設立以来第3期までの期間、基盤技術となっている TAXIScanTM テクノロジーの開発を中心に東京大学・先端研等との共同研究により各研究プロジェクトを立ち上げ、事業基盤を築いて

参りました。第4期以降、研究者向けの販売用として *EZ-TAXIScan*TM の製造を開始し、前事業年度（第5期）より本格的に受託・共同研究事業、装置販売事業が開始され、創薬事業を含め知的財産の事業化が本格的に始動いたしました。

当社の設立期以降の経営成績の推移等については以下のとおりであります。

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成12年5月	平成13年5月	平成14年5月	平成15年5月	平成16年5月
売上高（千円）	—	—	23,809	25,833	478,805
営業損益（千円）	△111,487	△143,559	△133,466	△188,858	30,307
研究開発費（千円）	53,833	72,421	87,392	121,720	214,447
経常損益（千円）	△103,095	△98,858	△132,878	△117,691	77,051
当期純損益（千円）	△103,095	△99,636	△133,607	△120,905	75,380
資本金（千円）	115,950	230,950	295,950	310,950	837,750
純資産額（千円）	12,854	143,217	139,609	48,704	1,161,152
総資産額（千円）	53,155	149,548	167,675	159,094	1,321,577

（注）1．第4期及び第5期の売上高には、消費税等が含まれております。

（2）収益構造について

当社のような研究開発型のベンチャー企業の場合、研究開発を継続的に行うための資金が必要であり、そのためには知的成果物の譲渡等により研究開発資金を獲得することが重要です。当社の収益構造は、現時点で収益計上（売上高又は営業外収益として計上）するもの、資産計上し将来の役務の提供等に応じて収益計上するものに分けられます。

収益計上に関しては、当社の主たる果実である知的成果物の提供に期間対応させることをひとつの基準としております。当社は、アライアンス先との契約により、その対価については、契約一時金、開発協力金を段階的に受領することとしており、また、将来的には製造・販売権等の付与によりロイヤリティ等の受領を想定しております。契約一時金は、契約時に一定の権利の付与に対する対価として一括収益計上しており、開発協力金は研究活動の成果に対する対価として研究成果報告書を提出するなどの役務の提供に基づき収益計上しております。ロイヤリティは、現在、研究開発中のプロジェクトが進捗し、医薬品として上市された場合に正味売上高の一定率を対価として受領するものであり、販売提携先等からの報告に基づき発生時に収益計上することを想定しております。

なお、現在の当社の事業形態等から、アライアンス予定先との契約締結の可否、契約締結時期及び収益の発生時期によっては当社の業績は大きく変動する可能性があります。

（3）第5期における特定の販売先に対する売上高の割合が高いことについて

当社では、研究ステージによって当社保有資源を勘案し、どの相手とアライアンスを組むのが新薬開発過程において最適なのかを考え、2段階のアライアンススキームを構築しております。創薬に向けた研究開発を行っていく上で、アライアンスを組む目的は、新薬の開発リスクを軽減し、開発を効率よく進めることにあります。他社とのアライアンスを組むことにより、当社が保有していない資源を補填し、研究開発ステージを効率的に上げていくことが可能となります。

当社は、このアライアンススキームの第1段階として、平成16年4月にファイナンスアンドテクノロジーインターナショナルリンク（以下「FTI」）及び株式会社メドレックス（以下「メドレックス」）と「共同して eMIP 癌免疫療法増強剤としての開発をしていくこと」で合意し、両社とそれぞれ創薬共同開発契約を締結いたしました。また、アライアンススキームの第2段階として、研究開発を臨床試験段階にまで進め研究開発プロジェクトの価値を高めた段階で、主に製造・販売に関して新たなアライアンスを組むことを想定しております。

平成16年5月期（第5期）においては、当社の保有する研究開発プロジェクトの多くが基礎研究段階にあったことから、収益全体に占める FTI およびメドレックスとの創薬共同開発契約への収益面での依存度が高くなっております。平成16年5月期（第5期）においては、FTI とメドレックスからの契約一時金による収益が全体の売上高の84.6%を占めております。今後も、どの研究開発プロジェクトが収益化可能であるかについては、各研究開発プロジェクトの進捗状況および売却予定先との交渉に依存することとなり、研究開発の進捗状況によっては当社の事業戦略並びに経営成績及び財務状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

（4）助成金の交付について

又、当社は設立当初より現在に至るまで、研究開発費の一部を独立行政法人中小企業基盤整備機構（旧中小企業総合事業団）及び経済産業省等からの助成金で賄ってきております。

なお、当社の設立以降に交付された助成金額の推移については以下のとおりであります。

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成12年5月	平成13年5月	平成14年5月	平成15年5月	平成16年5月
助成金額（千円）	9,541	45,645	24,837	76,535	76,182
売上高に計上	—	—	23,809	4,549	20,922
営業外収益に計上	9,541	45,645	1,028	71,986	55,260

（注）上表の助成金額については、委託事業による収益（売上計上）、助成金収入（営業外収益に計上）があり、その内訳について記載しております。

助成金については、当社の研究内容を国や各団体に申請し、審査が行われ、交付が決定されるものであるため毎期確実に得られるものではありません。一部の研究開発プロジェクトにおいては、助成金により研究開発活動をおこなっているため、申請したものの助成金が交付されなかった場合、研究開発の推進に支障が生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

7. 当社の事業体制について

（1）特定の人物への依存について

① 代表取締役への依存

代表取締役 金ヶ崎士朗について

当事業の推進者は、代表取締役社長である金ヶ崎士朗です。同氏は、平成11年6月1日に当社の立ち上げから現在に至るまで、当社の事業運営及び研究開発に関わってきた人物です。過去においては、独マックスプランク免疫生物学研究所客員教授、東京大学医科学研究所助教授、同教授・研究部長、研究施設長を歴任し、現職に至っております。過去より培ってきた研究ネットワークを活用した共同研究事業の推進等、当社の事業運営の幅広い側面において重要な役割を果たしており、その依存度は高いものと考えられます。当社は事業運営において、権限委譲や人員拡充等により組織的対応の強化を進めておりますが、現在においても組織としては小規模です。当社は、今後においても同氏の当社事業への関与が必要不可欠であると考えており、何らかの理由により同氏の当社での事業推進が困難となった場合、当社の事業戦略や経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

② 特定の取締役への依存について

取締役 玉谷卓也について

当社取締役である玉谷卓也は研究の統括に当たる一方、先端研特任助教授を兼任しております。平成14年に当社に入社するまでは、東京都臨床医学総合研究所、日本たばこ産業株式会社医薬基礎研究所等での研究を経て、平成13年より米国 CORIXA 社にて癌免疫の研究に従事しておりました。また、現在の当社と東京大学等との共同研究においても中心的な存在となっていることから、その依存度は特に共同研究の実

務面において極めて高いものであると考えております。当社は、今後においても同氏の当社事業への関与が必要不可欠であると考えており、何らかの理由により当社での事業推進が困難となった場合、当社の事業戦略や経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

(2) 小規模組織であることについて

当社は、平成17年1月31日現在、取締役4名、監査役3名、従業員39名と組織としては小規模であり、内部管理体制もこのような組織規模に応じたものとなっております。今後においては、事業拡大に伴い、人員の増強及び内部管理体制の一層の充実を図る方針であります。しかし、限りある人的資源に依存しているため、役職員に業務遂行上の支障が生じた場合、あるいは役職員が社外流出した場合には、当社の業務に支障をきたすおそれがあります。

(3) 人材の確保について

当社は事業を拡大していくに当たり、当社事業に関する専門的な知識・技能を有する研究員等を確保する必要があります。今後も事業の拡大に伴って積極的に人材の確保を図る方針であります。人員計画が予定通りに進む保証はなく、順調に進まない場合においては、当社事業の推進に支障が生じ、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

8. その他当社に関するリスクについて

(1) 配当政策について

バイオ産業は、市場の拡大や技術革新が急速に進展しており、市場競争力を強化し、収益の向上を図っていくためには、研究開発費、設備投資等の積極的な先行投資が不可欠であります。今後においても引き続き研究開発活動を実施していく必要があることから、当面の間は内部留保に努め、利益配当は実施せず、研究開発活動の継続的な実施に備えた資金の確保を優先する方針です。株主への利益還元については、今後における重要な経営課題と認識しており、将来的には利益配当も検討する所存であります。利益配当は将来の経営成績、財政状態、研究開発及び投資の必要性等に大きく左右されるため、実施される保証はありません。

(2) ストックオプションについて

当社は、当社役員及び従業員が当社株主と共通の利益を共有することを通じて一体となり職務に精励する動機付けを行なうため、また、社外のリソースを有効に活用し当社事業の円滑な遂行を図るための有効な制度であると考え、ストックオプション制度を採用しております。

当社は、平成11年8月25日開催の臨時株主総会において発行の承認を受け、CSKベンチャーキャピタルを総額引受人として、平成11年8月27日に第1回新株引受権付社債を発行しております。当該新株引受権付社債から分離された新株引受権証券は、平成15年3月20日までに720株すべてが当社役員及び従業員、社外関係者等に譲渡されております。また、平成13年9月19日開催の臨時株主総会において発行の承認を受け、エヌ・アイ・エフベンチャーズ株式会社を総額引受人として、平成13年9月27日に第2回無担保新株引受権付社債を発行しております。当該無担保新株引受権付社債から分離された新株引受権証券は、平成13年10月30日までに1,000株すべて役員に譲渡しております。また、平成14年3月8日開催の臨時株主総会決議に基づく平成14年3月8日取締役会決議により新株引受権を100株発行、平成15年4月8日開催の臨時株主総会決議に基づく平成15年4月8日取締役会決議により新株予約権を3,200個発行、平成15年10月24日開催の臨時株主総会決議に基づく平成15年10月27日取締役会決議により新株予約権を220個発行、平成15年10月24日開催の臨時株主総会決議に基づく平成16年5月28日取締役会決議により新株予約権を60個発行、平成16年5月28日開催の臨時株主総会決議に基づく平成16年5月28日取締役会決議により新株予約権を105個発行、平成16年5月28日開催の臨時株主総会決議に基づく平成16年7月30日取締役会決議により

新株予約権195個を発行しました。以上の制度は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権（ストックオプション）並びに商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21に基づく新株予約権を割り当てているものであります。

平成17年1月31日現在における当社の発行済株式総数は88,050株であります。これに対して、当該新株引受権及び新株予約権に係る発行予定株数の合計は50,040株であります。なお、当該新株引受権及び新株予約権が行使された場合は当社の株式価値の希薄化が実現化することとなり、また、当社株式上場後の株式の需給関係次第では需給バランスに変動が発生し、株価の一時的な変動・下落要因となる可能性があります。

（３）ベンチャーキャピタル及び投資事業組合の当社株式保有比率について

平成17年1月31日現在における当社発行済株式総数は88,050株であり、うちベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下、「VC等」という）が所有している株式数は25,800株であり、その所有割合は発行済株式総数の29.3%であります。一般的に、VC等による当社株式の所有目的は、株式公開後に当社株式を売却してキャピタルゲインを得ることであることから、VC等は当社の株式公開後において所有する株式の全部または一部を売却することが想定されます。なお、当該株式売却により、短期的に需給バランスの悪化が生じる可能性があり、当社株式の市場価格が下落する可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社は下表のとおり事業展開上、重要と思われる契約を締結しております。

①Automatic TAXIScan™ System を使用した細胞走化性研究受託サービスに関する契約

契約の名称	独占営業権に関する契約書
相手先名称	株式会社日立ハイテクノロジーズ
締結年月日	平成14年10月2日
契約の主な内容	集積型血液細胞走化性測定装置を用いる走化性因子及び阻害剤探索の受託ビジネスの独占営業権に関する契約
契約期間	平成15年1月1日から平成17年12月31日まで

②樹状細胞増強因子による癌治療プロジェクトに関する契約

同プロジェクトにおいて主軸となる医薬品の共同開発に関する契約です。

契約の名称	創薬共同開発契約書
相手先名称	株式会社メドレックス
締結年月日	平成16年4月26日
契約の主な内容	癌免疫療法増強剤としての eMIP 分子の開発に関する契約
契約期間	期間の定めはない

契約の名称	創薬共同開発契約書
相手先名称	ファイナンスアンドテクノロジーインターナショナルリンク
締結年月日	平成16年4月26日
契約の主な内容	癌免疫療法増強剤としての eMIP 分子の開発に関する契約
契約期間	期間の定めはない

同プロジェクトにおいてeMIP製剤の工業化を図るための研究に関する委受託契約です。

契約の名称	製造委受託契約
相手先名称	旭硝子株式会社
締結年月日	平成16年11月1日
契約の主な内容	組換え酵母が生産する蛋白質（以下「目的蛋白質」という。）を大量生産するためのプロセスおよび大規模製造に向けたスケールアップの検討、ならびに、臨床用の目的蛋白質の試作およびGMP製造に関する委受託契約
契約期間	平成16年11月1日に発効し、本委託業務の最終ステップ完了の確認をもって終了

③細胞走化性制御による炎症治療プロジェクトに関する契約

契約の名称	共同研究契約
相手先名称	独立行政法人産業技術総合研究所等
締結年月日	平成14年8月1日
契約の主な内容	フロント蛋白質類似体の探索及び機能解析に関わる研究
契約期間	本共同研究の成果に関わる特許権等の登録権利が総て満了し、又は消滅するまでとする。

④国立大学法人東京大学との共同研究に関する契約

契約先	契約期間	研究題目
国立大学法人 東京大学	平成16年5月1日から 平成17年3月31日まで	大学の知的財産を活用した実証的研究
国立大学法人 東京大学	平成16年5月6日から 平成17年3月31日まで	細胞機能の解析による分子予防医学の研究
国立大学法人 熊本大学	平成16年6月1日から 平成17年3月31日まで	生体親和性を付与した※ ¹⁴ ケモカインによる 抗腫瘍効果の検討

6【研究開発活動】

第5期事業年度（自 平成15年6月1日 至 平成16年5月31日）

当社の研究開発の目標は、細胞動態測定に関わる研究開発を重点的に行ない、癌やアレルギーなど深刻な病態に対する新薬の開発を実現することです。目標実現のために東京大学をはじめとする全国の研究機関との間で研究開発ネットワークを構築するとともに優秀な研究員の確保に努めております。

当期の研究開発費の総額は、214,447千円となっております。

(1) 研究開発体制

平成17年1月31日現在における当社の研究に従事する人員数は8名の博士を含む計20名であり、当社研究設備及び共同研究先の大学研究施設において共同研究に係る研究開発等に従事しております。当社の研究開発プロジェクトは、TAXIScan™ テクノロジーおよび共同研究先の大学研究室等の技術を基盤としたものであり、これにより各種の創薬プロジェクトなど様々なプロジェクトが生み出される可能性を持っております。このため、研究開発プロジェクトの優先順位をはっきりとさせ、経営方針を決定していく上で、研究開発管理体制の構築は重要な要因となります。現在、当社では研究開発規程に則り、「各プロジェクトの進捗状況」、「実際原価の集計・把握」、「現時点のプロジェクト価値」の評価項目を組み合わせることで、研究開発プロジェクトの管理を行っております。

個別の研究開発プロジェクトについてリスク・リターンを勘案し、「研究開発プロジェクトの価値をどのタイミングで収益化するのが経営戦略上最適なのか」を常に追求しております。また、上記3つの評価項目を主体に研究開発プロジェクトの管理を徹底することで内部牽制体制の効いた明確な研究開発体制を構築し、経営判断の迅速化を図っております。

(2) 研究開発成果

当社の研究開発プロジェクトに関しては、主な成果としては、TAXIScan™ 開発プロジェクト、樹状細胞増強因子による癌治療プロジェクト及び細胞走化性制御による炎症治療プロジェクトに基づくものがあります。

まず、TAXIScan™ 開発プロジェクト関連においては、走化性検出装置の特許に基づいた細胞走化性測定装置 TAXIScan™、全自動細胞走化性測定装置 Automatic TAXIScan™ System、細胞動態測定装置 TAXIScan™-FL、簡易型細胞走化性測定装置 EZ-TAXIScan™ を利用した事業化（当該装置の販売及び当該装置を利用した研究開発）が挙げられます。

又、樹状細胞増強因子による癌治療プロジェクトに関しては、現在 GMP レベル（Good Manufacturing Practice 即ち人体に使用できる医薬品の製造及び品質基準を満たしたレベル）において、旭硝子株式会社に委託し、酵母利用 DNA 発現システム「ASPEX」を用いた、eMIP 遺伝子の DNA を発現する酵母構築研究を行っております。

平成17年1月31日現在、研究開発プロジェクト進捗成果のひとつとして、下記のとおり合計20件の発明について国内20件、海外25件（内 PCT 段階 5件）合計45件の特許出願を行っております。

（単位：件）

出願特許分野	発明	国内出願	海外出願 (PCT段階)
細胞走化性関係	5	5	5 (1)
TAXIScan™ テクノロジー関係	12	12	17 (4)
その他	3	3	3 (0)
合計	20	20	25 (5)

第6期中間会計期間（自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日）

当社の研究開発の目標は、*TAXIScan*TM テクノロジーを基盤技術とし細胞動態測定に関わる研究開発を行ない癌やアレルギーなど深刻な病態に対する新薬の開発を実現することです。簡易型細胞走化性装置 *EZ-TAXIScan*TM の販売を開始し、*TAXIScan*TM テクノロジーの技術普及、情報収集、研究ネットワークの拡大も計っております。

（1）研究開発体制

平成16年11月30日現在における当社の研究に従事する人員数は8名の博士を含む計20名であり、*TAXIScan*TM テクノロジーの基盤技術の高度化、汎用化に関する研究、樹状細胞増強因子による癌治療プロジェクト、細胞走化性制御による炎症治療プロジェクト等創薬に向けた研究、脱顆粒反応抑制作用の測定等共同研究に係る研究等に従事しています。

（2）研究開発成果

*TAXIScan*TM テクノロジーは、研究開発の進展により様々な細胞機能の動態測定を可能とする技術に進展しております。具体的にはNK細胞による癌細胞の攻撃やマスト細胞の脱顆粒など様々な細胞機能の動態測定が可能となりました。

創薬事業においては、平成16年4月26日に締結した樹状細胞増強因子による癌治療プロジェクトの研究も進展しGMPレベルでのeMIP製造に向けた研究が進捗しております。また放射線治療等他の治療方法との併用効果の研究も進めております。

一方研究ネットワークを通じた研究開発成果として間葉系幹細胞由来肝細胞に関する研究が進展しております。

7【財政状態及び経営成績の分析】

当事業年度の財政状態および経営成績の分析は、以下のとおりであります。

(1) 財政状態

当社は、医薬品の開発を行う研究開発型企業であります。医薬品開発を基礎研究から上市に至るまで自社の保有資源のみで賄っていくには膨大な研究開発資金が必要となり、大手製薬会社等と比べ資金力の劣るバイオベンチャーにとっては厳しい条件となっています。当社においては、医薬品開発を行なっていくプロセスをアウトソーシングにより合理化し、開発・製造・販売ごとに事業展開の上で最適な相手とアライアンスを組み、外部資源を活用することで資産効率を極大化する経営を行なっております。

当事業年度における総資産は1,321,577千円であり、負債は160,424千円、純資産は1,161,152千円です。資産のうち、流動資産は1,171,475千円、固定資産は150,102千円であり、平成16年5月期末に第三者割当増資を実施したことなどから総資産の84.6%（1,117,610千円）は現預金が占めています。

また、前事業年度における財務状態との比較では、総資産が1,162,482千円増加（前年同期比830.6%）、負債が50,034千円増加（前年同期比145.3%）、純資産は1,112,448千円増加（前年同期比2,384.0%）となっています。

当事業年度におけるキャッシュ・フローの概況とその主な要因は次のとおりです。

現金及び現金同等物（以下「資金」）は、第三者割当増資等を行なったことにより、期首に比べて1,112,318千円増加して1,117,610千円となりました。

営業活動の結果得られた資金は、188,824千円増加して123,512千円となりました。これは、研究開発活動の進展に伴う研究開発費の増加や事業拡大に伴い人員計画が順調に推移したことから一般管理費が増加した一方、創薬事業において405,000千円の売上を計上したこと等によるものです。

投資活動の結果使用した資金は、38,165千円減少の79,993千円（前年同期比60.3%）となりました。

財務活動の結果得られた資金は、990,800千円増加の1,068,800千円（前年同期比1,370.2%）となりました。

(2) 経営成績

当社は、中・長期的に医薬品の開発を行う研究開発型企業として、当社主導で研究開発を行なっていくための研究開発資金を確保すべく、保有する知的財産を様々な形態で収益に結びつけています。

当事業年度は、創薬事業において樹状細胞増強因子による癌治療プロジェクトにおける知的財産より派生する権利（共同開発実施権及び独占販売権）を売却し、契約一時金405,000千円を売上高として計上いたしました。また、製薬会社・研究機関等とのアライアンス推進部署として事業開発部を設置し共同研究事業を進めた結果、製薬会社2社から好酸球・好中球の走化性解析関連の契約を締結し、売上高5,250千円を計上いたしました。さらに、研究者の個人ベースのニーズに応えるため製品化したEZ-TAXIScanTMのプレマーケティングを平成15年12月から、全国規模での本格販売を平成16年4月からスタートし、大学・製薬会社等への実績が積み上がったことから、装置販売事業においては売上高41,321千円を計上しております。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高478,805千円（前年同期比1,853.4%）、経常利益77,051千円、当期純利益75,380千円と増収増益となりました。

当社は、TAXIScanTMテクノロジーから派生する癌・アレルギー・動脈硬化・リウマチ等の様々な疾患に対する医薬品の開発に向けた研究プロジェクトを進めていく上で、多額の研究開発費が必要となります。増資や助成金だけでなくTAXIScanTMテクノロジーを事業化した受託・共同研究事業、装置販売事業の収益、さらには創薬事業の知的財産より派生する権利を収益化し獲得した資金を現在の研究開発プロジェクトに投下することで経営成績の改善を図って参ります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第5期事業年度（自 平成15年6月1日 至 平成16年5月31日）

当社では、事業拡大に当たり研究設備や事務所の拡充を中心に78,326千円の設備投資を実施いたしました。

その主なものは TAXIScan™ 等の実験用装置であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第6期中間会計期間（自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日）

当社では、事業拡大に当たり研究設備や事務所の拡充を中心に11,576千円の設備投資を実施いたしました。

その主なものは TAXIScan™ 等の実験用装置及びソフトウェアであります。

なお、当中間会計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

平成16年11月30日現在における各事業所の設備、投下資本並びに従業員の配置状況は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	事業の部門 別の名称	設備の内容	帳簿価格（千円）					従業員数 (人)
			建物	工具器具 及び備品	建設仮勘 定	その他	合計	
本社他 (東京都目黒区)	全社	統括業務施設	281	54,988	1,014	52	56,337	26 (3)
研究施設 (東京都板橋区)	創薬 受託・共同 研究	研究設備		63,778		2,800	66,578	5
営業部 (東京都板橋区)	営業部	営業業務設備		1,112			1,112	8

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェアであります。

2. 本社及び研究施設は賃借しており、年間賃借料は、本社7,643千円、研究施設4,610千円、営業部2,824千円であります。

3. 従業員数の（ ）は、平均臨時従業員数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

平成17年1月31日現在

事業所名	所在地	事業の部門 別の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社他	東京都目黒区	創薬 受託・共同 研究	濃度勾配環境における細胞の多次元解析および制御技術開発	122,400	—	自己資金および助成金	平成16年8月	平成17年3月	—

(注) 1. 完成後の増加能力は、算定が困難なため、記載を省略しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	347,000
計	347,000

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名
普通株式	88,050	非上場・非登録
計	88,050	—

（注）1．発行済株式は、すべて議決権を有しております。

(2)【新株予約権等の状況】

①「商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）」第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる新株引受権付社債の新株引受権の残高、新株引受権の権利行使により発行する株式の行使価格、資本組入額は、次のとおりであります。

銘柄 (発行年月日)	最近事業年度末現在 (平成16年5月31日)			提出日の前月末現在 (平成17年1月31日)		
	新株引受 権の残高 (千円)	行使価格 (円)	資本組入額 (円)	新株引受 権の残高 (千円)	行使価格 (円)	資本組入額 (円)
第1回無担保新株引受権付社債 (平成11年8月27日発行)	19,200	50,000	50,000	15,200	5,000	5,000
第2回無担保新株引受権付社債 (平成13年9月27日発行)	90,000	100,000	50,000	85,000	10,000	5,000

（注）1．平成16年12月2日の第1回無担保新株引受権付社債の新株引受権権利行使により、新株引受権の残高は800株減少し、15,200千円となっております。

2．平成16年12月20日の第2回無担保新株引受権付社債の新株引受権権利行使により、新株引受権の残高は500株減少し、85,000千円となっております。

②旧商法第280条ノ19の規定による新株引受権（平成14年3月8日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成16年5月31日）	提出日の前月末現在 （平成17年1月31日）
新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	100 （注）1	1,000 （注）1、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり100,000 （注）2	1株当たり10,000 （注）2、3
新株引受権の行使期間	平成14年4月1日から 平成22年3月31日まで	平成14年4月1日から 平成22年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	発行価格 10,000 資本組入額 5,000 （注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	（注）5

（注）1．発行価額の調整が行われた場合には、次の算式により調整を行う。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

なお、調整により1株未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てる。

2．発行価額を下回る価額で新株が発行される場合は、次の算式により発行価額を調整する。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、株式の分割または併合が行われる場合は、発行価額は分割または併合の比率に応じて比例的に調整する。上記調整により、1円未満の端数が生じる場合には、これを切り上げる。

3．平成16年7月2日開催の取締役会決議に基づき、平成16年7月30日をもって1株を10株に分割いたしました。これにより、新株引受権の目的となる株式の数は100株から1,000株に、新株引受権の行使時の払込金額は100,000円から10,000円に調整しております。また、発行価格を100,000円から10,000円に資本組入額を50,000円から5,000円に調整しております。

4．新株引受権の行使の条件

①新株引受権を付与された者が、理由の如何にかかわらず自己都合により退任もしくは退職した場合には、当該新株引受権を行使することはできないものとする。

②また、新株引受権を付与された者が死亡した場合には、相続人は当該新株引受権を行使することができるものとする。

③その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株引受権付与契約書」に定めるところによる。

5．当社と付与対象者との間で締結する「新株引受権付与契約書」により、当該新株引受権は、第三者に譲渡し、または質権その他担保権を設定することができない旨定められております。

③第1回新株予約権（平成15年4月8日臨時株主総会決議に基づく平成15年4月8日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成16年5月31日）	提出日の前月末現在 （平成17年1月31日）
新株予約権の数（個）	2,814 （注）4	2,814 （注）4
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,814 （注）1、4	28,140 （注）1、3、4
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり100,000 （注）2	1株当たり10,000 （注）2、3
新株予約権の行使期間	平成17年4月9日から 平成25年4月8日まで	平成17年4月9日から 平成25年4月8日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	発行価格 10,000 資本組入額 5,000 （注）3
新株予約権の行使の条件	（注）5	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）6	（注）6

（注）1．株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2．株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3．平成16年7月2日開催の取締役会決議に基づき、平成16年7月30日をもって1株を10株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数は2,814株から28,140株に、新株予約権の行使時の払込金額は100,000円から10,000円に調整しております。また、発行価格を100,000円から10,000円に資本組入額を50,000円から5,000円に調整しております。

4．新株予約権の目的となる株式の数は、平成15年4月8日開催の臨時株主総会及び平成15年4月8日開催の取締役会決議における新株発行予定数から、平成17年1月31日までに退職もしくは権利放棄等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を20個減じております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を20株（提出日の前月末現在において200株相当）減じております。

5．新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任若しくは取締役会が正当な理由があると認めた退任及び退職の場合にはこの限りではない。

②新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

③その他の条件については、臨時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6．当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」により、本新株予約権は譲渡できない旨定められております。

④第2回新株予約権（平成15年4月8日臨時株主総会決議に基づく平成15年4月8日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成16年5月31日）	提出日の前月末現在 （平成17年1月31日）
新株予約権の数（個）	366	366
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	366 （注）1	3,660 （注）1、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり100,000 （注）2	1株当たり10,000 （注）2、3
新株予約権の行使期間	平成17年4月9日から 平成25年4月8日まで	平成17年4月9日から 平成25年4月8日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	発行価格 10,000 資本組入額 5,000 （注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	（注）5

（注）1．株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2．株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3．平成16年7月2日開催の取締役会決議に基づき、平成16年7月30日をもって1株を10株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数は366株から3,660株に、新株予約権の行使時の払込金額は100,000円から10,000円に調整しております。また、発行価格を100,000円から10,000円に資本組入額を50,000円から5,000円に調整しております。

4．新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時において、当社の社外協力者たる地位を保有していることとする。

②新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

③その他の条件については、臨時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5．当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」により、本新株予約権は譲渡できない旨定められております。

⑤第3回新株予約権（平成15年10月24日臨時株主総会決議に基づく平成15年10月27日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成16年5月31日）	提出日の前月末現在 （平成17年1月31日）
新株予約権の数（個）	190 （注）4	180 （注）4
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	190 （注）1	1,800 （注）1、3、4
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり500,000 （注）2	1株当たり50,000 （注）2、3
新株予約権の行使期間	平成17年10月28日から 平成25年10月23日まで	平成17年10月28日から 平成25年10月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500,000 資本組入額 250,000	発行価格 50,000 資本組入額 25,000 （注）3
新株予約権の行使の条件	（注）5	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）6	（注）6

（注）1．株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2．株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3．平成16年7月2日開催の取締役会決議に基づき、平成16年7月30日をもって1株を10株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数は190株から1,900株に、新株予約権の行使時の払込金額は500,000円から50,000円に調整しております。また、発行価格を500,000円から50,000円に資本組入額を250,000円から25,000円に調整しております。

4．新株予約権の目的となる株式の数は、平成15年10月24日開催の臨時株主総会及び平成15年10月27日開催の取締役会決議における新株発行予定数から、平成17年1月31日までに退職もしくは権利放棄等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を10個減じております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を10株（提出日の前月末現在において100株相当）減じております。

5．新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任若しくは取締役会が正当な理由があると認めた退任及び退職の場合にはこの限りではない。

②新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

③その他の条件については、臨時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6．当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」により、本新株予約権は譲渡できない旨定められております。

⑥第4回新株予約権（平成15年10月24日臨時株主総会決議に基づく平成15年10月27日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成16年5月31日）	提出日の前月末現在 （平成17年1月31日）
新株予約権の数（個）	30	30
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	30 （注）1	300 （注）1、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり500,000 （注）2	1株当たり50,000 （注）2、3
新株予約権の行使期間	平成17年10月28日から 平成25年10月23日まで	平成17年10月28日から 平成25年10月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500,000 資本組入額 250,000	発行価格 50,000 資本組入額 25,000 （注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	（注）5

（注）1．株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2．株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3．平成16年7月2日開催の取締役会決議に基づき、平成16年7月30日をもって1株を10株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数は30株から300株に、新株予約権の行使時の払込金額は500,000円から50,000円に調整しております。また、発行価格を500,000円から50,000円に資本組入額を250,000円から25,000円に調整しております。

4．新株予約権の行使の条件

①新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

②その他の条件については、臨時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5．当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」により、本新株予約権は譲渡できない旨定められております。

⑦第5回新株予約権（平成15年10月24日臨時株主総会決議に基づく平成16年5月28日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成16年5月31日）	提出日の前月末現在 （平成17年1月31日）
新株予約権の数（個）	60	60
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	60 （注）1	600 （注）1、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり500,000 （注）2	1株当たり50,000 （注）2、3
新株予約権の行使期間	平成17年10月28日から 平成25年10月23日まで	平成17年10月28日から 平成25年10月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500,000 資本組入額 250,000	発行価格 50,000 資本組入額 25,000 （注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	（注）5

（注）1．株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2．株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3．平成16年7月2日開催の取締役会決議に基づき、平成16年7月30日をもって1株を10株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数は60株から600株に、新株予約権の行使時の払込金額は500,000円から50,000円に調整しております。また、発行価格を500,000円から50,000円に資本組入額を250,000円から25,000円に調整しております。

4．新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任若しくは取締役会が正当な理由があると認めた退任及び退職の場合にはこの限りではない。

②新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

③その他の条件については、臨時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5．当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」により、本新株予約権は譲渡できない旨定められております。

⑧第6回新株予約権（平成16年5月28日臨時株主総会決議に基づく平成16年5月28日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成16年5月31日）	提出日の前月末現在 （平成17年1月31日）
新株予約権の数（個）	105	105
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	105 （注）1	1,050 （注）1、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり500,000 （注）2	1株当たり50,000 （注）2、3
新株予約権の行使期間	平成18年5月29日から 平成26年5月27日まで	平成18年5月29日から 平成26年5月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500,000 資本組入額 250,000	発行価格 50,000 資本組入額 25,000 （注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	（注）5

（注）1．株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2．株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3．平成16年7月2日開催の取締役会決議に基づき、平成16年7月30日をもって1株を10株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数は105株から1,050株に、新株予約権の行使時の払込金額は500,000円から50,000円に調整しております。また、発行価格を500,000円から50,000円に資本組入額を250,000円から25,000円に調整しております。

4．新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任若しくは取締役会が正当な理由があると認めた退任及び退職の場合にはこの限りではない。

②新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

③その他の条件については、臨時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5．当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」により、本新株予約権は譲渡できない旨定められております。

⑨第7回新株予約権（平成16年5月28日臨時株主総会決議に基づく平成16年7月30日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成16年5月31日）	提出日の前月末現在 （平成17年1月31日）
新株予約権の数（個）	—	195
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	—	1,950 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	—	1株当たり50,000 （注）2
新株予約権の行使期間	—	平成18年5月29日から 平成26年5月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	—	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	—	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	（注）4

（注）1．株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2．株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件

①新株予約権者の割当を受けた者が当社の取締役、監査役及び従業員の場合は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任若しくは取締役会が正当な理由があると認めた退任及び退職の場合にはこの限りではない。

②新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

③その他の条件については、臨時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4．当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」により、本新株予約権は譲渡できない旨定められております。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成11年6月1日 (注1)	200	200	10,000	10,000	—	—
平成11年6月26日 (注2)	319	519	15,950	25,950	—	—
平成11年12月20日 (注3)	800	1,319	40,000	65,950	—	—
平成11年12月26日 (注4)	1,000	2,319	50,000	115,950	—	—
平成12年9月29日 (注5)	1,600	3,919	80,000	195,950	80,000	80,000
平成13年3月31日 (注6)	700	4,619	35,000	230,950	35,000	115,000
平成13年9月28日 (注7)	1,300	5,919	65,000	295,950	65,000	180,000
平成14年10月31日 (注8)	300	6,219	15,000	310,950	15,000	195,000
平成15年6月4日 (注9)	260	6,479	13,000	323,950	5,180	200,180
平成15年8月22日 (注10)	70	6,549	17,500	341,450	17,500	217,680
平成15年9月23日 (注11)	550	7,099	137,500	478,950	137,500	355,180
平成15年9月27日 (注12)	400	7,499	100,000	578,950	100,000	455,180
平成15年11月21日 (注13)	176	7,675	8,800	587,750	88	455,268
平成16年4月23日 (注14)	240	7,915	60,000	647,750	60,000	515,268
平成16年5月12日 (注15)	760	8,675	190,000	837,750	190,000	705,268
平成16年7月30日 (注16)	78,075	86,750	—	837,750	—	705,268
平成16年8月31日 (注17)	—	86,750	—	837,750	△354,317	350,950
平成16年12月2日 (注18)	800	87,550	4,000	841,750	40	350,990
平成16年12月20日 (注19)	500	88,050	2,500	844,250	2,550	353,540

(注) 1. 発起設立

2. 有償第三者割当増資

発行価格50,000円、資本組入額50,000円

3. 有償第三者割当増資

発行価格50,000円、資本組入額50,000円

4. 有償第三者割当増資
発行価格50,000円、資本組入額50,000円
5. 有償第三者割当増資
発行価格100,000円、資本組入額50,000円
6. 有償第三者割当増資
発行価格100,000円、資本組入額50,000円
7. 有償第三者割当増資
発行価格100,000円、資本組入額50,000円
8. 有償第三者割当増資
発行価格100,000円、資本組入額50,000円
9. 旧商法に基づく第1回分離型新株引受権付社債の新株引受権権利行使（160株）および第2回分離型新株引受権付社債の新株引受権権利行使（100株）による増加
第1回分離型新株引受権付社債
発行価格50,000円、資本組入額50,000円
第2回分離型新株引受権付社債
発行価格100,000円、資本組入額50,000円
10. 有償第三者割当増資
発行価格500,000円、資本組入額250,000円
11. 有償第三者割当増資
発行価格500,000円、資本組入額250,000円
12. 有償第三者割当増資
発行価格500,000円、資本組入額250,000円
13. 旧商法に基づく第1回分離型新株引受権付社債の新株引受権権利行使（176株）による増加。
発行価格50,000円、資本組入額50,000円
14. 有償第三者割当増資
発行価格500,000円、資本組入額250,000円
15. 有償第三者割当増資
発行価格500,000円、資本組入額250,000円
16. 平成16年7月2日開催の取締役会決議により、平成16年7月30日付で1株を10株に分割いたしました。
17. 平成16年8月31日開催の定時株主総会において、資本準備金減少の決議を行い、資本準備金354,317千円を取り崩しました。
18. 旧商法に基づく第1回分離型新株引受権付社債の新株引受権権利行使（800株）による増加。
発行価格5,000円、資本組入額5,000円
19. 旧商法に基づく第2回分離型新株引受権付社債の新株引受権権利行使（500株）による増加。
発行価格10,000円、資本組入額5,000円

(4) 【所有者別状況】

平成17年1月31日現在

区分	株式の状況								端株の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）	—	—	—	12	4	3	39	55	—
所有株式数 (株)	—	—	—	22,000	12,800	8,200	53,250	88,050	—
所有株式数の 割合（％）	—	—	—	24.98	14.53	9.31	60.47	100	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成17年1月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 88,050	88,050	—
端株	—	—	—
発行済株式総数	88,050	—	—
総株主の議決権	—	88,050	—

② 【自己株式等】

平成17年1月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(6) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度の内容は以下のとおりであります。

①旧商法第280条ノ19の規定に基づく株主総会特別決議によるもの。

（平成14年3月8日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成14年3月8日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の役員 1 当社の従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	100（注1）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

（注）1．平成16年7月2日開催の取締役会決議に基づき、平成16年7月30日をもって1株を10株に分割いたしました。これにより、新株引受権の目的となる株式の数は100株から1,000株に調整しております。

②商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく株主総会特別決議によるもの。
(平成15年4月8日臨時株主総会決議に基づく平成15年4月8日取締役会決議)

決議年月日	平成15年4月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の役員 3 当社の従業員 14(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	2,834(注2、3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

- (注) 1. 平成17年1月31日現在、従業員1名が権利を喪失しております。
2. 平成16年7月2日開催の取締役会決議に基づき、平成16年7月30日をもって1株を10株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数は2,814株(下記注3.の消却後株数)から28,140株に、調整しております。
3. 平成17年1月31日までに退職により権利を喪失した者の新株予約権20個を消却しております。
これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数は20株減少し2,814株となり、上記株式分割後の平成17年1月31日現在においては28,140株となっております。

③商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく株主総会特別決議によるもの。
(平成15年4月8日臨時株主総会決議に基づく平成15年4月8日取締役会決議)

決議年月日	平成15年4月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の社外協力者 10
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	366(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

- (注) 1. 平成16年7月2日開催の取締役会決議に基づき、平成16年7月30日をもって1株を10株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数は366株から3,660株に調整しております。

④商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく株主総会特別決議によるもの。

(平成15年10月24日臨時株主総会決議に基づく平成15年10月27日取締役会決議)

決議年月日	平成15年10月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の従業員 10（注1）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	190（注2、3）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

（注）1．平成17年1月31日現在、従業員1名が権利を喪失しております。

2．平成16年7月2日開催の取締役会決議に基づき、平成16年7月30日をもって1株を10株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数は180株（下記注3．の消却後株数）から1,800株に調整しております。

3．平成17年1月31日までに退職により権利を喪失した者の新株予約権10個を消却しております。

これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数は10株減少し180株となり、上記株式分割後の平成17年1月31日現在においては1,800株となっております。

⑤商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく株主総会特別決議によるもの。

(平成15年10月24日臨時株主総会決議に基づく平成15年10月27日取締役会決議)

決議年月日	平成15年10月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社のコンサルタント 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	30（注1）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

（注）1．平成16年7月2日開催の取締役会決議に基づき、平成16年7月30日をもって1株を10株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数は30株から300株に調整しております。

⑥商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく株主総会特別決議によるもの。

(平成15年10月24日臨時株主総会決議に基づく平成16年5月28日取締役会決議)

決議年月日	平成15年10月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の従業員 3
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	60（注1）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

（注）1．平成16年7月2日開催の取締役会決議に基づき、平成16年7月30日をもって1株を10株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数は60株から600株に調整しております。

⑦商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく株主総会特別決議によるもの。

(平成16年5月28日臨時株主総会決議に基づく平成16年5月28日取締役会決議)

決議年月日	平成16年5月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の役員 1 当社の従業員 7
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	105（注1）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

（注）1．平成16年7月2日開催の取締役会決議に基づき、平成16年7月30日をもって1株を10株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数は105株から1,050株に調整しております。

⑧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく株主総会特別決議によるもの。

(平成16年5月28日臨時株主総会決議に基づく平成16年7月30日取締役会決議)

決議年月日	平成16年5月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の役員 1 当社の従業員 3 社外協力者 8
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	1,950
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

(1)【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

①【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

②【当決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

(2)【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】

①【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】

該当事項はありません。

②【当決議期間における自己株式の買受け等の状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は創業以来配当を実施しておりません。

バイオ産業は、市場の拡大や技術革新が急速に進展しており、市場競争力を強化し、収益の向上を図っていくためには、研究開発費、設備投資等の積極的な先行投資が不可欠であります。今後においても引続き研究開発活動を実施していく必要があることから、当面の間は内部留保に努め、利益配当は実施せず、研究開発活動の積極的な実施に備えた資金の確保を優先する考えです。

株主への利益還元については、今後における重要な経営課題と認識しており、将来的には経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当を検討する所存であります。

4【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		金ヶ崎 士朗	昭和13年12月28日生	昭和44年 1月 米タフツ大学医学部研究員 昭和47年 5月 東京大学医学研究所文部教官 昭和52年 9月 独マックスプランク免疫生物学研究所 昭和53年12月 東京大学医科学研究所助教授 昭和61年 1月 同所教授 研究部長 平成11年 3月 停年退官 平成11年 5月 東京大学名誉教授 平成11年 6月 当社設立 取締役会長 平成13年 9月 当社 代表取締役社長（現任）	3,160
代表取締役 副社長		鈴木 幹雄	昭和18年 2月 1日生	平成 2年 2月 大和証券株式会社（現株式会社大和証券 グループ本社）名古屋支店副支店長 平成 3年12月 幹アソシエートオフィス 代表取締役 平成 8年11月 有限会社SAY21 代表取締役 平成13年 6月 当社 顧問 平成13年 8月 当社 取締役 平成15年 8月 当社 代表取締役副社長（現任）	1,300
取締役	研究部担当	玉谷 卓也	昭和38年 7月20日生	昭和63年 4月 東京都臨床医学総合研究所 免疫研究部 門研究員 平成 5年 1月 日本たばこ産業株式会社 医薬基礎研究 所研究員 平成 8年10月 同社 医薬探索研究所主任研究員 平成11年10月 米国CORIXA社 主任研究員 平成14年 4月 東京大学先端科学技術研究センター 特 任助教授（現併任） 平成14年 4月 当社入社 研究部長 平成15年 8月 当社 研究部担当取締役（現任）	500
取締役 （非常勤）		宮本 積	昭和20年 7月23日生	昭和45年 4月 小野薬品工業株式会社入社 昭和60年 5月 スウェーデン王立カロリンスカ研究所留 学 昭和62年 1月 同社 水無瀬研究所創薬研究部長 平成 5年 9月 日本たばこ産業株式会社 入社 平成 9年 6月 同社 取締役 生物研究部長 平成12年 6月 同社 常務取締役 生物研究所長 平成13年 6月 同社 常務執行役員 医薬科学責任者 平成16年 7月 同社 顧問（現任） 平成16年 8月 当社 取締役（現任）	—
常勤監査役		伊藤 義博	昭和17年 8月15日生	平成 3年 8月 大和証券株式会社（現株式会社大和証券 グループ本社）静岡支店長 平成10年 2月 日の出証券株式会社入社 平成13年 6月 同社 常務執行役員就任 平成15年 6月 当社入社 平成15年 8月 当社 監査役（現任）	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
監査役		玉井 克哉	昭和36年 3月 9日生	昭和58年 4月 東京大学法学部助手 昭和63年 4月 学習院大学法学部助教授 平成 2年 4月 東京大学法学部助教授 平成 7年10月 東京大学先端科学技術研究センター 助教授 (知的財産法) 平成 9年 5月 同 教授 (現任) 平成16年 8月 当社 監査役 (現任)	—
監査役		芥田 俊彦	昭和19年12月14日	平成 2年 7月 大和証券株式会社 公開引受部長 平成 7年 6月 同社 取締役 公開引受副本部長 平成11年 4月 大和証券 SB キャピタルマーケット株式 会社 常務執行役員 平成12年 6月 同社 監査役 平成13年 6月 つばさ証券株式会社 執行役員 平成14年 3月 同社 常務執行役員 平成14年 4月 UFJつばさ証券株式会社 常務執行役員 UFJつばさハンズオンキャピタル株式会社 取締役 平成16年 1月 株式会社A C T A 取締役 平成16年 8月 当社 監査役 (現任) 平成16年12月 株式会社A C T A 代表取締役 (現任)	—
計					4,960

(注) 1. 監査役玉井克哉、芥田俊彦は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

2. 当社では、意思決定・監督と業務執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、経営企画室長の川瀬正剛、研究部長の秋山修一の2名です。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

＜コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方＞

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考えは、経営組織の迅速な意志決定と透明性確保による企業統治により株主価値の増大化を図ることです。現在、取締役数は4名（うち、社外取締役1名）となっており、重要事項の決定は適宜臨時取締役会を開催し迅速に決定する仕組みを取っています。研究活動の推進により広く社会全般への貢献も目指しております。

＜コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況＞

1. 会社の意思決定、執行及び監督にかかわる経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

a. 当社の経営意思決定、執行、監督に係る主な経営管理組織の概要について

(1) 取締役会

取締役会は、取締役4名、監査役3名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督しております。取締役会は少なくとも毎月1回以上開催しております。

(2) 監査役会

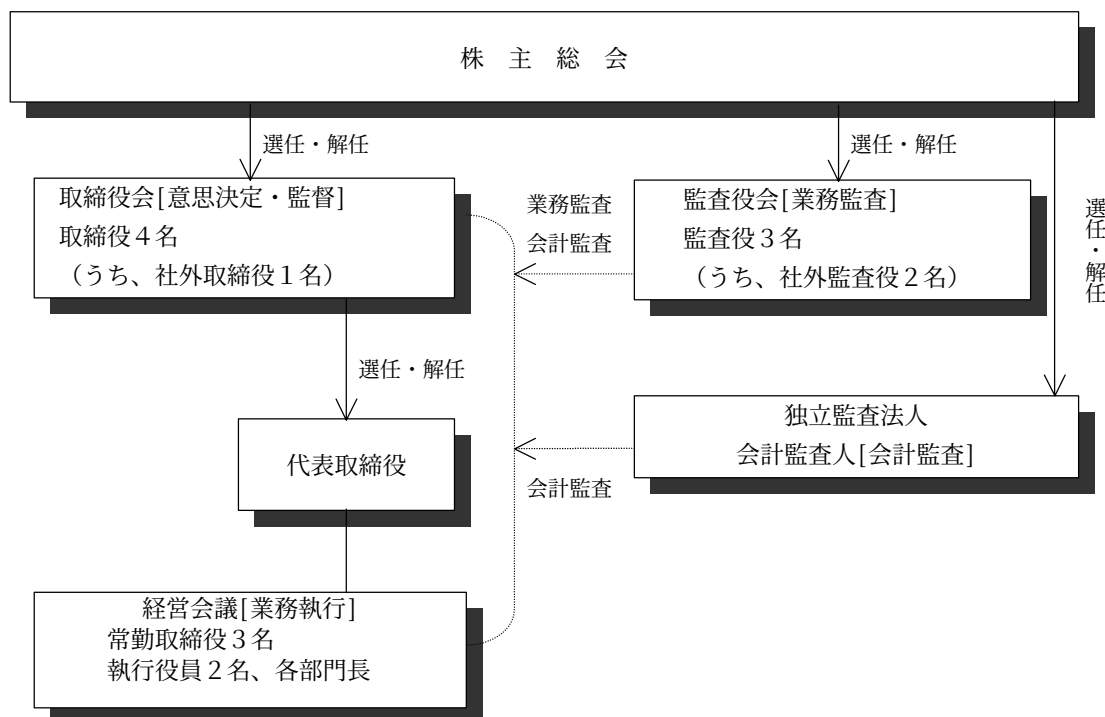
当社は、監査役会制度を採用しており、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通して取締役の職務の執行を監査しております。

(3) 独立監査人

当社は、港陽監査法人ならびに公認会計士本間周平に証券取引法に基づく会計監査を委嘱しております。同監査法人ならびに同氏は、監査人として独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明しております。

b. 業務執行・監査役の内部統制の仕組みについて

当社の経営の意思決定、業務執行及び監督にかかる体制その他コーポレートガバナンス・システムは以下のとおりです。当社では、意思決定・監督との業務執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。業務執行に関しては、代表取締役の指揮のもと、執行役員に責任と権限を移管しております。経営会議は、経営全般の重要事項を審議し、部門活動の総合調整と業務執行の意思統一を図ることを目的として、社長以下取締役、執行役員により定期的実施しております。



2. 会社と会社の社外監査役の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要

社外監査役は、当社とその他の取締役、監査役と人的関係を有さず、当社との間に特に利害関係はございません。

3. コーポレート・ガバナンスの充実にに向けた取り組みの最近一年間における実施状況

当該事業年度における取締役会及び下部委員会の活動状況は以下のとおりであります。

会議体	メンバー構成	開催回数	主な審議内容
取締役会	取締役 4名 監査役 3名	定例12回 (注) 1	経営に関する決議事項及び報告事項

(注) 1. 取締役会については必要に応じて臨時取締役会を開いております。

4. 役員報酬・監査報酬の内訳

当事業年度（第5期）における当社の取締役および監査役に対する役員報酬、並びに監査法人及び公認会計士に対する監査報酬は、以下のとおりであります。

役員報酬

取締役に支払った報酬 42百万円

監査役に支払った報酬 4百万円

監査報酬

監査契約に基づく第5期の監査証明に係る報酬 6百万円

第5【経理の状況】

1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

前事業年度（平成14年6月1日から平成15年5月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成15年6月1日から平成16年5月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成15年6月1日から平成16年5月31日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第2項のただし書きにより、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、株式会社名古屋証券取引所の有価証券上場規程第3条第7項の規定に基づき、証券取引法第193条の2の規定に準じて、前事業年度（平成14年6月1日から平成15年5月31日まで）及び当事業年度（平成15年6月1日から平成16年5月31日まで）の財務諸表及び当中間会計期間（平成16年6月1日から平成16年11月30日まで）の中間財務諸表について、港陽監査法人ならびに公認会計士本間周平により監査及び中間監査を受けております。

3．連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成15年 5月31日)		当事業年度 (平成16年 5月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 現金及び預金			5,292	1,117,610	
2. 売掛金			-	24,503	
3. 商品			-	8,000	
4. 仕掛品			-	3,077	
5. 貯蔵品			5,138	6,745	
6. 前払費用			1,067	10,662	
7. その他			225	876	
流動資産合計			11,723	1,171,475	88.6
II 固定資産					
(1) 有形固定資産					
1. 建物		1,132		1,132	
減価償却累計額		△303	829	△747	384
2. 工具器具及び備品		196,904		274,306	
減価償却累計額		△57,277	139,626	△130,119	144,187
3. 建設仮勘定			2,362	-	
有形固定資産合計			142,817	144,571	10.9
(2) 無形固定資産					
1. ソフトウェア			210	105	
無形固定資産合計			210	105	0.0
(3) 投資その他の資産					
1. 長期前払費用			1,151	665	
2. 敷金保証金			3,191	4,760	
投資その他の資産合計			4,343	5,425	0.4
固定資産合計			147,371	150,102	11.4
資産合計			159,094	1,321,577	100.0

		前事業年度 (平成15年 5月31日)			当事業年度 (平成16年 5月31日)		
区分	注記 番号	金額（千円）		構成比 (%)	金額（千円）		構成比 (%)
(負債の部)	※ 1						
I 流動負債							
1. 買掛金			4,126			4,234	
2. 短期借入金			48,000			100,000	
3. 一年内返済予定長期借入金			476			-	
4. 未払金			7,085			13,487	
5. 未払費用			1,759			1,582	
6. 未払法人税等			290			1,360	
7. 前受金			26,250			22,255	
8. 預り金			1,518			16,412	
9. 新株引受権			1,360			1,092	
流動負債合計			90,866	57.1		160,424	12.1
II 固定負債							
1. 長期借入金			19,524			-	
固定負債合計			19,524	12.3		-	-
負債合計			110,390	69.4		160,424	12.1
(資本の部)							
I 資本金			310,950	195.4		837,750	63.4
II 資本剰余金							
1. 資本準備金			195,000			705,268	
資本剰余金合計		195,000	122.6		705,268	53.4	
III 利益剰余金							
1. 当期末処理損失		457,245			381,865		
利益剰余金合計		△457,245	△287.4		△381,865	△28.9	
資本合計		48,704	30.6		1,161,152	87.9	
負債・資本合計		159,094	100.0		1,321,577	100.0	

中間貸借対照表

		当中間会計期間末 (平成16年11月30日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)
(資産の部)				
I 流動資産				
1. 現金及び預金		1,202,743		
2. 売掛金		130,341		
3. たな卸資産		23,269		
4. その他	※ 2	15,671		
流動資産合計			1,372,026	91.3
II 固定資産				
1. 有形固定資産	※ 1			
(1) 建物		281		
(2) 工具器具及び備品		119,879		
(3) 建設仮勘定		1,014		
有形固定資産合計		121,175		8.1
2. 無形固定資産		2,852		0.2
3. 投資その他の資産		5,921		0.4
固定資産合計			129,950	8.7
資産合計			1,501,976	100.0
(負債の部)				
I 流動負債				
1. 買掛金		85,090		
2. 未払法人税等		1,880		
3. 新株引受権		1,092		
4. その他		31,729		
流動負債合計			119,792	8.0
II 固定負債				
1. 長期借入金		400,000		
固定負債合計			400,000	26.6
負債合計			519,792	34.6

		当中間会計期間末 (平成16年11月30日)		
区分	注記 番号	金額（千円）		構成比 (%)
(資本の部)				
I 資本金			837,750	55.8
II 資本剰余金				
1. 資本準備金		350,950		
資本剰余金合計			350,950	23.4
III 利益剰余金				
1. 中間未処理損失		206,515		
利益剰余金合計			△206,515	△13.7
資本合計			982,184	65.4
負債・資本合計			1,501,976	100.0

②【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成14年 6 月 1 日 至 平成15年 5 月31日)			当事業年度 (自 平成15年 6 月 1 日 至 平成16年 5 月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
I 売上高			25,833	100.0		478,805	100.0
II 売上原価			2,576	10.0		50,760	10.6
売上総利益			23,256	90.0		428,045	89.4
III 販売費及び一般管理費							
1. 役員報酬		29,250			42,554		
2. 給与手当		9,839			41,614		
3. コンサルタント料		8,778			20,664		
4. 寄付金		17,000			28,500		
5. 研究開発費	※ 1	121,720			214,447		
6. 減価償却費		1,557			2,660		
7. その他		23,969	212,115	821.1	47,297	397,738	83.1
営業利益又は営業損失 (△)			△188,858	△731.1		30,307	6.3
IV 営業外収益							
1. 受取利息		3			1		
2. 助成金収入	※ 2	71,986			55,260		
3. その他		1,600	73,590	284.9	177	55,440	11.6
V 営業外費用							
1. 支払利息		2,279			2,794		
2. 新株発行費		133			5,901		
3. その他		10	2,422	9.4	0	8,695	1.8
経常利益または経常損失 (△)			△117,691	△455.6		77,051	16.1
VI 特別損失							
1. 前期末収消費税等修正損		2,923			-		
2. 固定資産除却損	※ 3	-	2,923	11.3	298	298	0.1
税引前当期純利益または税引前当期純損失 (△)			△120,615	△466.9		76,753	16.0
法人税、住民税及び事業税			290	1.1		1,373	0.3
当期純利益または当期純損失 (△)			△120,905	△468.0		75,380	15.7
前期繰越損失			336,340			457,245	
当期末処理損失			457,245			381,865	

売上原価明細書

		前事業年度 (自 平成14年 6 月 1 日 至 平成15年 5 月31日)		当事業年度 (自 平成15年 6 月 1 日 至 平成16年 5 月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 商品売上原価					
1. 当期商品仕入高		-		48,552	
2. 商品期末棚卸高		-		8,000	
商品売上原価		-	-	40,552	79.9
II 役務収益原価					
1. 労務費		1,568	60.9	3,812	7.5
2. 経費		1,007	39.1	9,472	18.7
当期総製造費用		2,576	100.0	13,285	26.2
期末仕掛品棚卸高		-		3,077	
役務収益原価		2,576	100.0	10,207	20.1
売上原価合計		2,576	100.0	50,760	100.0

原価計算の方法
個別実際原価計算

原価計算の方法
同 左

中間損益計算書

		当中間会計期間 (自 平成16年 6 月 1 日 至 平成16年11月30日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)
I 売上高			183,325	100.0
II 売上原価			103,565	56.5
売上総利益			79,760	43.5
III 販売費及び一般管理費			259,694	141.7
営業損失			179,934	△98.2
IV 営業外収益	※ 1		4,612	2.5
V 営業外費用	※ 2		2,965	1.6
経常損失			178,287	△97.3
税引前中間純損失			178,287	△97.3
法人税、住民税及び事業 税			680	0.4
中間純損失			178,967	△97.6
前期繰越損失			27,547	
中間未処理損失			206,515	

③【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成14年 6 月 1 日 至 平成15年 5 月31日)	当事業年度 (自 平成15年 6 月 1 日 至 平成16年 5 月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益または税引前当期純損失 (△)		△120,615	76,753
減価償却費		24,407	76,964
受取利息		△3	△1
支払利息		2,279	2,794
有形固定資産除却損		—	298
売上債権の増加額		—	△24,503
たな卸資産の増加額		△5,138	△12,683
その他流動資産の減少額または増加額 (△)		1,999	△9,410
仕入債務の増加額		1,521	107
預り金の増加額または減少額 (△)		△1,044	14,894
前受金の増加額または減少額 (△)		26,250	△3,994
その他流動負債の増加額		7,593	5,574
小計		△62,749	126,793
利息及び配当金の受取額		3	1
利息の支払額		△2,279	△2,979
法人税等の支払額		△286	△303
営業活動によるキャッシュ・フロー		△65,311	123,512
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		△114,450	△78,326
その他		△3,708	△1,667
投資活動によるキャッシュ・フロー		△118,159	△79,993
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増額		48,000	52,000
長期借入金の返済による支出		—	△20,000
株式の発行による収入		30,000	1,036,800

		前事業年度 (自 平成14年 6 月 1 日 至 平成15年 5 月31日)	当事業年度 (自 平成15年 6 月 1 日 至 平成16年 5 月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
財務活動によるキャッシュ・フロー		78,000	1,068,800
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
V 現金及び現金同等物の増加額または減少額 (△)		△105,470	1,112,318
VI 現金及び現金同等物の期首残高		110,762	5,292
VII 現金及び現金同等物の期末残高		5,292	1,117,610

中間キャッシュ・フロー計算書

		当中間会計期間 (自 平成16年 6 月 1 日 至 平成16年11月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失		△178,287
減価償却費		32,637
受取利息及び受取配当金		△3
支払利息		2,252
売上債権の増加額		△105,837
たな卸資産の増加額		△5,447
未収消費税等の増加額		△6,825
その他流動資産の減少額		5,298
仕入債務の増加額		80,855
預り金の減少額		△14,795
前受金の減少額		△4,604
その他流動負債の減少額		△4,362
小計		△199,119
利息及び配当金の受取額		3
利息の支払額		△3,105
法人税等の支払額		△160
営業活動によるキャッシュ・フロー		△202,381

		当中間会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)
Ⅱ 投資活動によるキャッ シュ・フロー		
有形固定資産の取得に よる支出		△8,576
無形固定資産の取得に よる支出		△3,000
その他		△909
投資活動によるキャッ シュ・フロー		△12,485

		当中間会計期間 (自 平成16年 6 月 1 日 至 平成16年11月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)
III 財務活動によるキャッ シュ・フロー		
短期借入金の純減額		△100,000
長期借入れによる収入		400,000
財務活動によるキャッ シュ・フロー		300,000
IV 現金及び現金同等物に係 る換算差額		—
V 現金及び現金同等物の増 加額		85,133
VI 現金及び現金同等物の期 首残高		1,117,610
VII 現金及び現金同等物の中 間期末残高		1,202,743

④【損失処理計算書】

		前事業年度 (株主総会承認日 平成15年 8 月27日)		当事業年度 (株主総会承認日 平成16年 8 月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
I 当期末処理損失			457,245		381,865
II 損失処理額					
1. 資本準備金取崩額		-	-	354,317	354,317
III 次期繰越損失			457,245		27,547

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成14年 6 月 1 日 至 平成15年 5 月31日)	当事業年度 (自 平成15年 6 月 1 日 至 平成16年 5 月31日)
1. たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1)貯蔵品 最終仕入原価法に基づく原価法	(1) 商品 移動平均法に基づく原価法 (2) 仕掛品 個別法に基づく原価法 (3) 貯蔵品 実験用薬品 移動平均法に基づく原価法 その他 最終仕入原価法に基づく原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3 年 工具器具及び備品 3～8 年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づいております。	(1)有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3. 繰延資産の処理方法	(1) 新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。	(1)新株発行費 同左
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から 3 ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税込方式によっております。 従来、消費税等の会計処理は、税抜方式によっておりましたが、当事業年度から税込方式に変更しております。この変更により経常損失、税引前当期純損失は、それぞれ2,170千円減少しております。	(1)消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成14年 6 月 1 日 至 平成15年 5 月31日)	当事業年度 (自 平成15年 6 月 1 日 至 平成16年 5 月31日)
(1)自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 「自己株式及び法定準備金の取崩し等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準によっております。これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	(1) -
(2)1株当たり当期純利益に関する会計基準等 当事業年度から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。 なお、同会計基準及び適用指針の適用に伴う影響については、(1株当たり情報)注記事項に記載のとおりであります。	(2) -

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成15年5月31日)	当事業年度 (平成16年5月31日)
※1. 授權株式数及び発行済株式総数 授權株式数 普通株式 23,676株 発行済株式数 普通株式 6,219株	※1. 授權株式数及び発行済株式総数 授權株式数 普通株式 23,676株 発行済株式数 普通株式 8,675株
2. 資本の欠損の額は457,245千円であります。	2. 資本の欠損の額は381,865千円であります。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成14年6月1日 至 平成15年5月31日)	当事業年度 (自 平成15年6月1日 至 平成16年5月31日)
※1. 研究開発費の総額 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は121,720千円であり、その主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与手当 37,429千円 減価償却費 21,843千円 実験用薬品費 16,405千円 報酬手当 12,398千円	※1. 研究開発費の総額 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は214,447千円であり、その主要な費目及び金額は次のとおりであります。 減価償却費 69,828千円 給与手当 52,651千円 業務委託費 14,517千円 報酬手当 13,327千円
※2. 助成金収入71,986千円は、「平成14年地域新規産業創造技術開発費補助金(経済産業省)」の受給額であります。	※2. 助成金収入55,260千円は、「平成15年地域新規産業創造技術開発費補助金(経済産業省)」及び「中小企業高度人材確保助成金(独立行政法人 雇用・能力開発機構)」の受給額であります。
※3. —	※3. 固定資産除却損 工具器具及び備品 298千円

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成14年6月1日 至 平成15年5月31日)	当事業年度 (自 平成15年6月1日 至 平成16年5月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成15年5月31日現在) 現金及び預金勘定 5,292千円 現金及び現金同等物 5,292千円	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成16年5月31日現在) 現金及び預金勘定 1,117,610千円 現金及び現金同等物 1,117,610千円

（リース取引関係）

第4期（自 平成14年6月1日 至 平成15年5月31日）

内容の重要性が乏しく、また契約一件当たりの金額が少額のため、財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により、記載を省略しております。

第5期（自 平成15年6月1日 至 平成16年5月31日）

内容の重要性が乏しく、また契約一件当たりの金額が少額のため、財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により、記載を省略しております。

（有価証券関係）

第4期（自 平成14年6月1日 至 平成15年5月31日）

当社は有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

第5期（自 平成15年6月1日 至 平成16年5月31日）

当社は有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第4期（自 平成14年6月1日 至 平成15年5月31日）

当社はデリバティブ取引を全く行なっておりませんので、該当事項はありません。

第5期（自 平成15年6月1日 至 平成16年5月31日）

当社はデリバティブ取引を全く行なっておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

第4期（自 平成14年6月1日 至 平成15年5月31日）

該当事項はありません。

第5期（自 平成15年6月1日 至 平成16年5月31日）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成14年 6 月 1 日 至 平成15年 5 月31日)	当事業年度 (自 平成15年 6 月 1 日 至 平成16年 5 月31日)
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因 別内訳 (単位：千円)	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因 別内訳 (単位：千円)
(繰延税金資産)	(繰延税金資産)
売上高加算	売上高加算
繰越欠損金	繰越欠損金
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
評価性引当額	評価性引当額
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担 率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担 率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率	法定実効税率
(調整)	(調整)
評価性引当額の増加	評価性引当額の減少
その他	その他
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率

(持分法損益等)

第4期(自 平成14年 6 月 1 日 至 平成15年 5 月31日)

当社は関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

第5期(自 平成15年 6 月 1 日 至 平成16年 5 月31日)

当社は関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

第4期（自 平成14年6月1日 至 平成15年5月31日）

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
役員	金ヶ崎 士 朗	東京都目黒区	—	当社 代表取締役	(被所有) 2.25	—	—	当社銀行借入に対する連帯債務保証	20,000	—	—
役員	金ヶ崎 士 朗	東京都目黒区	—	当社 代表取締役	(被所有) 2.25	—	—	当社銀行借入に対する担保の提供	(※)	—	—

(※) 同氏所有の定期預金10,000千円を当社借入金の担保として担保提供を受けております。なお、担保提供料は支払っておりません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の銀行借入については、役員個人の連帯債務保証を受けておりますが、保証を受けるにあたり、保証料の支払等は行っておりません。

第5期（自 平成15年6月1日 至 平成16年5月31日）

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
役員	金ヶ崎 士 朗	東京都目黒区	—	当社 代表取締役	(被所有) 2.25	—	—	当社銀行借入に対する連帯債務保証	20,000	—	—
役員	金ヶ崎 士 朗	東京都目黒区	—	当社 代表取締役	(被所有) 2.25	—	—	当社銀行借入に対する担保の提供	(※)	—	—
役員	金ヶ崎 士 朗	東京都目黒区	—	当社 代表取締役	(被所有) 3.64	—	—	当社リース契約に対する連帯債務保証	2,481	—	—

(※) 同氏所有の定期預金10,000千円を当社借入金の担保として担保提供を受けております。なお、担保提供料は支払っておりません。なお、この提供は平成15年11月28日をもって終了しております。

(注) 1. 上記の金額のうち、当社銀行借入に対する連帯債務保証の取引金額には消費税等が含まれておりませんが、当社リース契約に対する連帯債務保証の取引金額には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の銀行借入、リース契約については、役員個人の連帯債務保証を受けておりますが、これらの保証を受けるにあたり、保証料の支払等は行っておりません。

(1株当たり情報)

第4期 (自 平成14年6月1日 至 平成15年5月31日)	第5期 (自 平成15年6月1日 至 平成16年5月31日)
1株当たり純資産額 7,831.57円	1株当たり純資産額 133,850.44円
1株当たり当期純損失金額 19,840.04円	1株当たり当期純利益金額 10,268.36円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。 当事業年度から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。 なお、同会計基準及び適用指針を前事業年度に適用して算定した場合の1株当たり情報については、下記のとおりとなります。 1株当たり純資産額 23,586.71円 1株当たり当期純損失金額 24,314.45円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当社株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていないため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第4期 (自 平成14年6月1日 至 平成15年5月31日)	第5期 (自 平成15年6月1日 至 平成16年5月31日)
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△120,905	75,380
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
(うち利益処分による役員賞与)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は普通株式に係る当期純損失(△) (千円)	△120,905	75,380
期中平均株式数(株)	6,094	7,341
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	第1回新株引受権(新株引受権の目的となる株式の数 384株) 第2回新株引受権(新株引受権の目的となる株式の数 900株) 旧商法第280条ノ19の規定による新株引受権(新株引受権の目的となる株式の数 100株) 新株予約権3,565個 なお、これらの概要は、「第4提出会社の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

第4期 (自 平成14年6月1日 至 平成15年5月31日)	第5期 (自 平成15年6月1日 至 平成16年5月31日)								
	平成16年7月2日開催の当社取締役会の決議のに基づき、次のように株式分割による新株式を発行しております。 1. 平成16年7月30日をもって普通株式1株につき10株に分割しました。 (1) 分割により増加する株式数 普通株式 78,075株 (2) 分割方法 平成16年7月29日最終の株主名簿に記載された株主の所有株式数を、1株につき10株の割合をもって分割します。 2. 配当起算日 平成16年6月1日 当該株式分割が前期首に行なわれたと仮定した場合の前期における1株当たり情報及び当期首に行なわれたと仮定した場合の当期における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。 <table border="1" data-bbox="810 1004 1420 1476"> <thead> <tr> <th>第4期</th><th>第5期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 783.16円</td><td>1株当たり純資産額 13,385.04円</td></tr> <tr> <td>1株当たり当期純損失 1,984.00円</td><td>1株当たり当期純利益 1,026.84円</td></tr> <tr> <td>潜在株調整後1株当たり当期純利益金額については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。</td><td>潜在株調整後1株当たり当期純利益金額については、当社株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていないため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</td></tr> </tbody> </table>	第4期	第5期	1株当たり純資産額 783.16円	1株当たり純資産額 13,385.04円	1株当たり当期純損失 1,984.00円	1株当たり当期純利益 1,026.84円	潜在株調整後1株当たり当期純利益金額については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。	潜在株調整後1株当たり当期純利益金額については、当社株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていないため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
第4期	第5期								
1株当たり純資産額 783.16円	1株当たり純資産額 13,385.04円								
1株当たり当期純損失 1,984.00円	1株当たり当期純利益 1,026.84円								
潜在株調整後1株当たり当期純利益金額については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。	潜在株調整後1株当たり当期純利益金額については、当社株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていないため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。								

第4期 (自 平成14年6月1日 至 平成15年5月31日)	第5期 (自 平成15年6月1日 至 平成16年5月31日)
	平成16年5月28日開催の臨時株主総会及び平成16年7月30日開催の取締役会の決議に基づき、平成16年7月31日付けで役員及び社外協力者に対して、商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき新株予約権の付与（ストックオプション）をいたしております。この内容の詳細については、「第4提出会社の状況(6)ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。 平成16年9月13日開催の取締役会決議に基づき、次のように金銭消費貸借契約を締結しております。 1. 使途 運転資金 2. 借入先 みずほ銀行六本木支店 3. 借入金額 200,000千円 利率 年利2.125% 返済条件 2年間据置10回払 4. 借入実施日 平成16年9月17日 返済期限 平成19年7月31日 5. 担保・保証の内容 無担保・無保証 6. 重要な特約 なし 平成16年9月28日開催の取締役会決議に基づき、金銭消費貸借契約およびこれにかかる金利交換取引契約を締結しております。 金銭消費貸借契約は次のとおりであります。 1. 使途 運転資金 2. 借入先 三井住友銀行神田駅前支店 3. 借入金額 200,000千円 利率 年利1.000%に6ヶ月物市場金利を加算した利率 返済条件 2年間据置5回払 4. 借入実施日 平成16年9月30日 返済期限 平成20年9月30日 5. 担保・保証の内容 無担保・無保証 6. 重要な特約 なし 金利交換取引契約は次のとおりであります。 1. 想定元本 200,000千円 2. 取引開始日 平成16年9月30日 3. 最終期日 平成20年9月30日 4. 金利支払条件 適用利率 年利1.15500% 基準日数 365日 5. 金利受取条件 適用利率 6ヶ月TIBOR 基準日数 365日 6. 重要な特約 なし

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)				
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) デリバティブ 時価法 但し、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には、時価評価をしておりません。 (2) たな卸資産 ① 商品 移動平均法に基づく原価法 ② 仕掛品 個別法に基づく原価法 ③ 貯蔵品 実験用薬品 移動平均法に基づく原価法 その他 最終仕入原価法に基づく原価法				
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>3～8年</td> </tr> </table> (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。	建物	3年	工具器具及び備品	3～8年
建物	3年				
工具器具及び備品	3～8年				
3. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。				

項目	当中間会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)
4. ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針 取締役会決議に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。 当中間会計期間にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。 ヘッジ手段 金利スワップ ヘッジ対象 借入金 (3) ヘッジ有効性評価の方法 特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 (会計処理方法の変更) 従来、消費税等の会計処理は、税込方式によっておりますが、当事業年度から消費税等の課税業者に該当することとなったため、当中間会計期間から税抜方式に変更しております。この変更により経常損失、税引前中間純損失は、それぞれ5,965千円減少しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成16年11月30日)	
※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額は162,840千円であります。	
※ 2. 消費税等の取扱い	
仮払消費税及び仮受消費税は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成16年 6 月 1 日 至 平成16年11月30日)	
※ 1. 営業外収益のうち主要なもの	
助成金収入	4,562千円
※ 2. 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	2,252千円
3. 減価償却実施額	
有形固定資産	31,972千円
無形固定資産	252千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成16年 6 月 1 日 至 平成16年11月30日)	
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目と金額との関係 (平成16年11月30日現在)	
	千円
現金及び預金勘定	1,202,743
現金及び現金同等物	<u>1,202,743</u>

(リース取引関係)

当中間会計期間(自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)

内容の重要性に乏しく、また契約一件当たりの金額が少額のため、中間財務諸表等規則第5条の3の規定により、記載を省略しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間(自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)

当社は有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末(平成16年11月30日)

当社は金利スワップ取引を行っておりますが、特例処理が適用されているので、記載を行っておりません。

(持分法損益等)

当中間会計期間(自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)

当社は関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)	
1株当たり純資産額	11,322.01円
1株当たり中間純損失金額	2,063.03円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、中間純損失を計上しているため記載しておりません。	
1株当たり中間純損失金額は、株式分割が期首に行われたものとして計算しております。	

(注) 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)
中間純損失(千円)	178,967
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
(うち利益処分による役員賞与)	—
普通株式に係る中間純損失(千円)	178,967
期中平均株式数(株)	86,750
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 平成16年 6 月 1 日 至 平成16年11月30日)	
平成16年12月 2 日付で第 1 回新株引受権付社債の新株引受権の行使により、株式数等が次のとおり増加しました。	
普通株式	800株
発行価額	5千円
発行総額	4,000千円
資本金	4,000千円
資本準備金	40千円
これにより、発行済株式の総数は87,550株、資本金841,750千円、資本準備金350,990千円となっております。	
配当起算日 平成16年 6 月 1 日	
平成16年12月20日付で第 2 回無担保社債（新株引受権付）の新株引受権の行使により、株式数等が次のとおり増加しました。	
普通株式	500株
発行価額	10千円
発行総額	5,000千円
資本金	2,500千円
資本準備金	2,550千円
これにより、発行済株式の総数は88,050株、資本金844,250千円、資本準備金353,540千円となっております。	
配当起算日 平成16年 6 月 1 日	

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,132	—	—	1,132	747	444	384
工具器具及び備品	196,904	80,688	3,286	274,306	130,119	75,829	144,187
建設仮勘定	2,362	—	2,362	—	—	—	—
有形固定資産計	200,399	80,688	5,648	275,439	130,867	76,273	144,571
無形固定資産							
ソフトウェア	315	—	—	315	210	105	105
無形固定資産計	315	—	—	315	210	105	105
長期前払費用	1,256	785	836	1,205	540	585	665
繰延資産							
—	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産計	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具器具備品 TAXIScatTM 等の実験用装置の取得 60,353千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	48,000	100,000	2.25	—
1年以内に返済予定の長期借入金	476	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	19,524	—	—	—
計	68,000	100,000	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する利率を記載しております。

【資本金等明細表】

区分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金（千円）		310,950	526,800	—	837,750
資本金のうち 既発行株式	普通株式(注)1. (株)	(6,219)	(2,456)	(—)	(8,675)
	普通株式(注)1. (千円)	310,950	526,800	—	837,750
	計 (株)	(6,219)	(2,456)	(—)	(8,675)
	計 (千円)	310,950	526,800	—	837,750
資本準備金及 びその他資本 剰余金	(資本準備金)				
	株式払込剰余金(注)1. (千円)	195,000	510,268	—	705,268
	計 (千円)	195,000	510,268	—	705,268
利益準備金及 び任意積立金	(利益準備金) (千円)	—	—	—	—
	計 (千円)	—	—	—	—

(注) 1. 当期増加の原因は次のとおりであります。

(1) 平成15年6月4日付の新株引受権の権利行使による新株発行

普通株式 260株

資本金 13,000千円

資本準備金 5,180千円

(2) 平成15年8月22日付の有償第三者割当による新株発行

普通株式 70株

資本金 17,500千円

資本準備金 17,500千円

(3) 平成15年9月23日付の有償第三者割当による新株発行

普通株式 550株

資本金 137,500千円

資本準備金 137,500千円

(4) 平成15年9月27日付の有償第三者割当による新株発行

普通株式 400株

資本金 100,000千円

資本準備金 100,000千円

(5) 平成15年11月21日付の新株引受権の権利行使による新株発行

普通株式 176株

資本金 8,800千円

資本準備金 88千円

(6) 平成16年4月23日付の有償第三者割当による新株発行

普通株式 240株

資本金 60,000千円

資本準備金 60,000千円

(7) 平成16年5月12日付の有償第三者割当による新株発行

普通株式 760株

資本金 190,000千円

資本準備金 190,000千円

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	335
預金	
普通預金	1,117,275
小計	1,117,275
合計	1,117,610

② 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額（千円）
理科研(株)	15,013
第一実業(株)	4,727
(株)京都メディカル	4,727
(株)アズバイオ	34
合計	24,503

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{366}$
—	453,920	429,416	24,503	94.6	9.9

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

③ 商品

品目	金額（千円）
細胞走化性測定装置	8,000
合計	8,000

④ 仕掛品

品目	金額（千円）
委託研究仕掛品	3,077
合計	3,077

⑤ 貯蔵品

品目	金額（千円）
実験用薬品	5,270
実験用消耗品	1,439
その他	35
合計	6,745

⑥ 買掛金

相手先	金額（千円）
理科研(株)東京支店	2,250
平田機工(株)	874
(株)池田理化	476
岩井化学薬品(株)	413
(有)サイエンスサポート	97
その他	122
合計	4,234

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

決算期	5月31日
定時株主総会	毎決算期の翌日から3ヶ月以内
基準日	5月31日
株券の種類	1株券、10株券、100株券
中間配当基準日	11月30日
1単元の株式数	—
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番2号 東京証券代行株式会社 本店
代理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番2号 東京証券代行株式会社
取次所	東京証券代行株式会社 大阪営業所及び各取次所
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
端株の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番2号 東京証券代行株式会社 本店
代理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番2号 東京証券代行株式会社
取次所	東京証券代行株式会社 大阪営業所及び各取次所
買取手数料	無料（注1）
公告掲載新聞名	日本経済新聞
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1．端株の買取手数料は、当社株式が株式会社名古屋証券取引所に上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

2．当社は、端株制度の適用を受けておりますが、現在端株は生じておりません。

第7【提出会社の参考情報】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。なお、連動子会社はありません。

1【貸借対照表】

		第1期 (平成12年5月31日)		第2期 (平成13年5月31日)		第3期 (平成14年5月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)		金額(千円)	
			構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		27,422		113,375		110,762	
2. 前払費用		-		-		265	
3. 未収消費税等		3,502		2,254		2,923	
4. その他		22		43		103	
流動資産合計		30,947	58.2	115,672	77.3	114,055	68.0
II 固定資産							
(1) 有形固定資産							
1. 工具器具及び備品		29,301		53,643		54,558	
減価償却累計額		△7,770		△20,205		△33,383	
2. 建設仮勘定		-		-		31,390	
有形固定資産合計		21,530	40.5	33,437	22.4	52,565	31.3
(2) 投資その他の資産							
1. 長期前払費用		-		-		814	
2. 敷金保証金		360		438		240	
投資その他の資産合計		360	0.7	438	0.3	1,054	0.6
固定資産合計		21,890	41.2	33,875	22.7	53,620	32.0
III 繰延資産							
1. 社債発行差金		317		-		-	
繰延資産合計		317	0.6	-	-	-	-
資産合計		53,155	100.0	149,548	100.0	167,675	100.0

		第1期 (平成12年5月31日)		第2期 (平成13年5月31日)		第3期 (平成14年5月31日)				
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)
(負債の部)	※ 1									
I 流動負債										
1. 買掛金			-		-		2,605			
2. 未払金			2,753		3,800		715			
3. 未払費用			100		-		536			
4. 未払法人税等			-		287		286			
5. 預り金			1,086		1,882		2,562			
6. 新株引受権			360		360		1,360			
流動負債合計			4,300	8.1	6,330	4.2	8,065	4.8		
II 固定負債										
1. 社債			36,000		-		-			
2. 長期借入金			-		-		20,000			
固定負債合計			36,000	67.7	-	-	20,000	11.9		
負債合計			40,300	75.8	6,330	4.2	28,065	16.7		
(資本の部)										
I 資本金			115,950	218.1	230,950	154.4	295,950	176.5		
II 資本準備金			-	-	115,000	76.9	180,000	107.4		
III 欠損金										
1. 当期末処理損失		103,095		202,732		336,340				
欠損金合計		103,095	△194.0	202,732	△135.6	336,340	△200.6			
資本合計		12,854	24.2	143,217	95.8	139,609	83.3			
負債・資本合計		53,155	100.0	149,548	100.0	167,675	100.0			

2 【損益計算書】

		第1期 (自 平成11年6月1日 至 平成12年5月31日)			第2期 (自 平成12年6月1日 至 平成13年5月31日)			第3期 (自 平成13年6月1日 至 平成14年5月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
I 売上高			-	-		-	-	23,809		100.0
II 売上原価			-	-		-	-	-		-
売上総利益			-	-		-	-	23,809		100.0
III 販売費及び一般管理費										
1. 役員報酬		21,192			13,896			26,649		
2. 給与手当		5,760			5,398			7,337		
3. 報酬手当		-			10,210			-		
4. コンサルタント料		3,500			4,159			2,900		
5. 寄付金		4,000			12,000			13,000		
6. 研究開発費	※ 1	53,833			72,421			87,392		
7. 減価償却費		296			103			198		
8. その他		22,905	111,487	-	25,370	143,559	-	19,798	157,275	660.6
営業損失			111,487	-		143,559	-		133,466	△560.4
IV 営業外収益										
1. 受取利息		9			56			69		
2. 助成金収入		9,541			45,645			1,028		
3. その他		142	9,693	-	384	46,087	-	352	1,451	6.1
V 営業外費用										
1. 支払利息		-			-			52		
2. 社債利息		486			646			232		
3. 創立費		522			-			-		
4. 新株発行費		137			707			455		
5. 社債発行費		113			-			90		
6. 社債発行差金償却		42	1,302	-	32	1,385	-	33	863	3.6
経常損失			103,095	-		98,858	-		132,878	△558.1
VI 特別利益										
1. 固定資産売却益	※ 2	-	-	-	-	-	-	523	523	2.2
VII 特別損失										
1. 固定資産売却損	※ 3	-			206			-		
2. 社債償還損		-	-	-	284	491	-	966	966	4.1
税引前当期純損失			103,095	-		99,349	-		133,321	△560.0
法人税、住民税及び事業税			-	-		287	-		286	1.2
当期純損失			103,095	-		99,636	-		133,607	△561.2
前期繰越損失			-			103,095			202,732	
当期未処理損失			103,095			202,732			336,340	

3【損失処理計算書】

		第1期 (株主総会承認日 平成12年8月28日)		第2期 (株主総会承認日 平成13年8月21日)		第3期 (株主総会承認日 平成14年8月20日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)		金額(千円)	
I 当期末処理損失			103,095		202,732		336,340
II 次期繰越損失			103,095		202,732		336,340

重要な会計方針

項目	第 1 期 (自 平成11年 6月 1日 至 平成12年 5月31日)	第 2 期 (自 平成12年 6月 1日 至 平成13年 5月31日)	第 3 期 (自 平成13年 6月 1日 至 平成14年 5月31日)
1.固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3年 工具器具及び備品 3～8年	(1) 有形固定資産 同 左	(1) 有形固定資産 同 左
2.繰延資産の処理方法	(1) 創立費 支出時に全額費用として処理しております。 (2) 新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。 (3) 社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。 (4) 社債発行差金 社債償還の期間に応じて均等額を償却しております。	(1) — (2) 新株発行費 同 左 (3) — (4) 社債発行差金 同 左	(1) — (2) 新株発行費 同 左 (3) 社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。 (4) 社債発行差金 同 左
3.リース取引の処理方法	—	リース物件の所有権が借主に移動すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同 左
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	同 左	同 左

表示方法の変更

第 1 期 (自 平成11年 6月 1日 至 平成12年 5月31日)	第 2 期 (自 平成12年 6月 1日 至 平成13年 5月31日)	第 3 期 (自 平成13年 6月 1日 至 平成14年 5月31日)
—	(損益計算書) 前期まで販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示しておりました「報酬手当」は、販売費及び一般管理費の合計額の100分の5を超えたため区分掲記しました。 なお、前期における「報酬手当」の金額は2,223千円であります。	(損益計算書) 前期まで区分掲記しておりました「報酬手当」(当期1,909千円)は、販売費及び一般管理費の合計額の100分の5以下となったため、販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示しております。

注記事項
(貸借対照表関係)

第 1 期 (平成12年 5月31日)	第 2 期 (平成13年 5月31日)	第 3 期 (平成14年 5月31日)
※ 1. 授権株式数及び発行済株式総数	※ 1. 授権株式数及び発行済株式総数	※ 1. 授権株式数及び発行済株式総数
授権株式数 9,276株	授権株式数 9,276株	授権株式数 9,276株
発行済株式総数 2,319株	発行済株式総数 4,619株	発行済株式総数 5,919株

(損益計算書関係)

第 1 期 (自 平成11年 6月 1日 至 平成12年 5月31日)	第 2 期 (自 平成12年 6月 1日 至 平成13年 5月31日)	第 3 期 (自 平成13年 6月 1日 至 平成14年 5月31日)
※ 1. 研究開発費の総額 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は53,833千円であり、その主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※ 1. 研究開発費の総額 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は72,421千円であり、その主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※ 1. 研究開発費の総額 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は87,392千円であり、その主要な費目及び金額は次のとおりであります。
実験用薬品費 17,485千円	給与手当 34,573千円	給与手当 29,179千円
給与手当 13,126千円	減価償却費 12,352千円	実験用薬品費 16,715千円
減価償却費 7,474千円	実験用薬品費 11,069千円	減価償却費 15,342千円
実験用消耗品費 5,921千円		報酬手当 10,812千円
※ 2. —	※ 2. —	※ 2. 固定資産売却益 工具器具及び備品 523千円
※ 3. —	※ 3. 固定資産売却損 工具器具及び備品 206千円	※ 3. —

(リース取引関係)

第1期(自 平成11年6月1日 至 平成12年5月31日)

リース取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第2期(自 平成12年6月1日 至 平成13年5月31日)

内容の重要性が乏しく、また契約一件当たりの金額が少額のため、財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により、記載を省略しております。

第3期(自 平成13年6月1日 至 平成14年5月31日)

内容の重要性が乏しく、また契約一件当たりの金額が少額のため、財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により、記載を省略しております。

(有価証券関係)

第1期(自 平成11年6月1日 至 平成12年5月31日)

当社は有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

第2期(自 平成12年6月1日 至 平成13年5月31日)

当社は有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

第3期(自 平成13年6月1日 至 平成14年5月31日)

当社は有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第1期(自 平成11年6月1日 至 平成12年5月31日)

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第2期(自 平成12年6月1日 至 平成13年5月31日)

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第3期(自 平成13年6月1日 至 平成14年5月31日)

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第2期(自 平成12年6月1日 至 平成13年5月31日)

該当事項はありません。

第3期(自 平成13年6月1日 至 平成14年5月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

第 1 期 (自 平成11年 6月 1日 至 平成12年 5月31日)	第 2 期 (自 平成12年 6月 1日 至 平成13年 5月31日)	第 3 期 (自 平成13年 6月 1日 至 平成14年 5月31日)
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別内訳 繰延税金資産、繰延税金負債、評価性引当額のいずれも生じておりませんので、記載を省略しております。	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別内訳 繰延税金資産、繰延税金負債、評価性引当額のいずれも生じておりませんので、記載を省略しております。	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別内訳 (単位：千円) (繰延税金資産) 繰越欠損金 <u>55,658</u> 繰延税金資産小計 55,658 評価性引当額 <u>△55,658</u> 繰延税金資産合計 <u>—</u> 繰延税金資産の純額 <u>—</u>
2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 繰延税金資産、繰延税金負債、評価性引当額のいずれも生じておりませんので、記載を省略しております。	2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 繰延税金資産、繰延税金負債、評価性引当額のいずれも生じておりませんので、記載を省略しております。	2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 42.1% (調整) 評価性引当額の増加 △41.7% その他 <u>△2.5%</u> 税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>△2.1%</u>

(持分法損益等)

第1期(自 平成11年6月1日 至 平成12年5月31日)

当社は関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

第2期(自 平成12年6月1日 至 平成13年5月31日)

当社は関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

第3期(自 平成13年6月1日 至 平成14年5月31日)

当社は関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

第1期（自 平成11年6月1日 至 平成12年5月31日）

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員	村井 深	茨城県 つくば市	—	当社 代表取締役	（被所有） 8.62	—	—	資金の借入	1,000	短期借入金	—

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の役員個人からの資金の借入について、利息の支払等は行っておりません。

第2期（自 平成12年6月1日 至 平成13年5月31日）

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員	村井 深	茨城県 つくば市	-	当社 代表取締役	（被所有） 4.33	-	-	当社リース 契約に対する 連帯債務 保証	1,092	-	-

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社のリース契約に対して、役員個人の連帯債務保証を受けておりますが、保証料の支払等は行っておりません。

第3期（自 平成13年6月1日 至 平成14年5月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	第 1 期 (自 平成11年 6月 1日 至 平成12年 5月31日)	第 2 期 (自 平成12年 6月 1日 至 平成13年 5月31日)	第 3 期 (自 平成13年 6月 1日 至 平成14年 5月31日)
1株当たり純資産額(円)	5,543.11	31,006.21	23,586.71
1株当たり当期純損失金額 (円)	80,105.30	28,370.39	24,314.45
	なお、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益金額に ついては、当期純損失を計 上しているため記載してお りません。	同 左	同 左

(重要な後発事象)

第1期(自 平成11年 6月 1日 至 平成12年 5月31日)
該当事項はありません。

第2期(自 平成12年 6月 1日 至 平成13年 5月31日)
該当事項はありません。

第3期(自 平成13年 6月 1日 至 平成14年 5月31日)
該当事項はありません。

第三部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

1. 株式の移動状況

移 動 年月日	移動前所有者の 氏名又は名称	移動前所有 者の住所	移動前所有者の 提出会社との関 係等	移動後所有者の氏 名又は名称	移動後所有者 の住所	移動後所有者の 提出会社との関 係等	移動 株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
平成14年 10月30日	シーエスケープイ シー・バイオ・イ ンキュベーション 投資事業有限責任 組合 無限責任組 合員 CSKベン チャーキャピタル 株式会社	東京都新宿区 西新宿2-4-1	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	トリイシステム株式 会社 代表取締役 鳥居武久	東京都千代田 区外神田2-10- 9	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	300	30,000,000 (100,000) (注) 4	当事者間の事 由による
平成14年 10月30日	シーエスケープイ シー・バイオ・イ ンキュベーション 投資事業有限責任 組合 無限責任組 合員 CSKベン チャーキャピタル 株式会社	東京都新宿区 西新宿2-4-1	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	タイヘイ電子株式会 社 代表取締役社長 太田定吉	千葉県八日市 場市イの980	—	100	10,000,000 (100,000) (注) 4	当事者間の事 由による
平成14年 10月30日	ソフトバンク・イ ンターネットテク ノロジー・ファン ド2号 業務執行組合理 ソフトバンク・イ ンベストメント株 式会社	東京都港区西 新橋1-10-2	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	株式会社カケンジェ ネックス代表取締役 吉岡弘科	千葉県松戸市 松飛台439-1	当社の取引先	100	10,000,000 (100,000) (注) 4	当事者間の事 由による
平成14年 10月30日	ソフトバンク・イ ンターネットテク ノロジー・ファン ド2号 業務執行組合理 ソフトバンク・イ ンベストメント株 式会社	東京都港区西 新橋1-10-2	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	トリイシステム株式 会社 代表取締役 鳥居武久	東京都千代田 区外神田2-10- 9	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	61	6,100,000 (100,000) (注) 4	当事者間の事 由による
平成14年 10月30日	ソフトバンク・イ ンターネットテク ノロジー・ファン ド3号 業務執行組合理 ソフトバンク・イ ンベストメント株 式会社	東京都港区西 新橋1-10-2	—	トリイシステム株式 会社 代表取締役 鳥居武久	東京都千代田 区外神田2-10- 9	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	39	3,900,000 (100,000) (注) 4	当事者間の事 由による
平成14年 10月30日	投資育成1号投資事 業有限責任組合 無限責任組合理 東京中小企業投資 育成株式会社	東京都渋谷区 渋谷3-29-22	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	トリイシステム株式 会社 代表取締役 鳥居武久	東京都千代田 区外神田2-10 —9	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	100	10,000,000 (100,000) (注) 4	当事者間の事 由による
平成14年 10月30日	東京中小企業投資 事業有限責任組合 無限責任組合理 東京中小企業投資 育成株式会社	東京都渋谷区 渋谷3-29-22	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	イービーエス株式会 社 代表取締役 藤 浩	東京都文京区 後楽2-3-19	—	100	10,000,000 (100,000) (注) 4	当事者間の事 由による
平成15年 1月31日	シーエスケープイ シー・バイオ・イ ンキュベーション 投資事業有限責任 組合 無限責任組 合員 CSKベン チャーキャピタル 株式会社	東京都新宿区 西新宿2-4-1	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	平田機工株式会社 取締役社長 平田耕也	東京都品川区 戸越3-9-20	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	100	10,000,000 (100,000) (注) 4	当事者間の事 由による
平成15年 1月31日	シーエスケープイ シー・バイオ・イ ンキュベーション 投資事業有限責任 組合 無限責任組 合員 CSKベン チャーキャピタル 株式会社	東京都新宿区 西新宿2-4-1	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	船井哲良	大阪府大阪市	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	500	50,000,000 (100,000) (注) 4	当事者間の事 由による
平成15年 1月31日	ソフトバンク・イ ンターネットテク ノロジー・ファン ド2号 業務執行組合理 ソフトバンク・イ ンベストメント株 式会社	東京都港区西 新橋1-10-2	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	平田機工株式会社 取締役社長 平田耕也	東京都品川区 戸越3-9-20	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	240	24,000,000 (100,000) (注) 4	当事者間の事 由による
平成15年 1月31日	ソフトバンク・イ ンターネットテク ノロジー・ファン ド3号 業務執行組合理 ソフトバンク・イ ンベストメント株 式会社	東京都港区西 新橋1-10-2	—	平田機工株式会社 取締役社長 平田耕也	東京都品川区 戸越3-9-20	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	60	6,000,000 (100,000) (注) 4	当事者間の事 由による

移 動 年月日	移動前所有者の 氏名又は名称	移動前所有 者の住所	移動前所有者の 提出会社との関 係等	移動後所有者の氏 名又は名称	移動後所有者 の住所	移動後所有者の 提出会社との関 係等	移動 株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
平成15年 1月31日	投資育成1号投資事 業有限責任組合 無限責任組員 東京中小企業投資 育成株式会社	東京都渋谷区 渋谷3-29-22	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	メディアトゥウエン ティワン 株式会社 代表取締役 篠原 寿	東京都千代田 区麴町2-2-4	—	100	10,000,000 (100,000) (注) 4	当事者間の事 由による
平成15年 1月31日	投資育成1号投資事 業有限責任組合 無限責任組員 東京中小企業投資 育成株式会社	東京都渋谷区 渋谷3-29-22	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	鈴木幹雄	神奈川県川崎 市	特別利害関係者 等 (当社の取締役 副社長)	50	5,000,000 (100,000) (注) 4	当事者間の事 由による
平成15年 1月31日	東京中小企業投資 事業有限責任組合 無限責任組員 東京中小企業投資 育成株式会社	東京都渋谷区 渋谷3-29-22	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	平田機工株式会社 取締役社長 平田耕也	東京都品川区 戸越3-9-20	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	100	10,000,000 (100,000) (注) 4	当事者間の事 由による
平成15年 1月31日	東京中小企業投資 事業有限責任組合 無限責任組員 東京中小企業投資 育成株式会社	東京都渋谷区 渋谷3-29-22	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	玉谷卓也	神奈川県藤沢 市	当社の従業員 (注) 7	50	5,000,000 (100,000) (注) 4	当事者間の事 由による
平成15年 2月21日	シーエスケープイ シー・バイオ・イ ンキュベーション 投資事業有限責任 組合 無限責任組 員 CSKベン チャーキャピタル 株式会社	東京都新宿区 西新宿2-4-1	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	野々川純一	愛知県名古屋 市	—	200	20,000,000 (100,000) (注) 4	当事者間の事 由による
平成15年 2月21日	シーエスケープイ シー・バイオ・イ ンキュベーション 投資事業有限責任 組合 無限責任組 員 CSKベン チャーキャピタル 株式会社	東京都新宿区 西新宿2-4-1	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	平賀 豊	東京都練馬区	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	60	6,000,000 (100,000) (注) 4	当事者間の事 由による
平成15年 2月21日	投資育成1号投資事 業有限責任組合 無限責任組員 東京中小企業投資 育成株式会社	東京都渋谷区 渋谷3-29-22	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	平賀 豊	東京都練馬区	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	70	7,000,000 (100,000) (注) 4	当事者間の事 由による
平成15年 2月21日	東京中小企業投資 事業有限責任組合 無限責任組員 東京中小企業投資 育成株式会社	東京都渋谷区 渋谷3-29-22	—	平賀 豊	東京都練馬区	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	50	5,000,000 (100,000) (注) 4	当事者間の事 由による
平成15年 2月21日	ソフトバンク・イ ンターネットテク ノロジー・ファン ド2号 業務執行組員 ソフトバンク・イ ンベストメント株 式会社	東京都港区西 新橋1-10-2	—	平賀 豊	東京都練馬区	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	100	10,000,000 (100,000) (注) 4	当事者間の事 由による
平成15年 2月21日	ソフトバンク・イ ンターネットテク ノロジー・ファン ド3号 業務執行組員 ソフトバンク・イ ンベストメント株 式会社	東京都港区西 新橋1-10-2	—	平賀 豊	東京都練馬区	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	20	2,000,000 (100,000) (注) 4	当事者間の事 由による
平成15年 3月20日	シーエスケープイ シー・バイオ・イ ンキュベーション 投資事業有限責任 組合 無限責任組 員 CSKベン チャーキャピタル 株式会社	東京都新宿区 西新宿2-4-1	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	平野岳史	東京都世田谷 区	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	200	20,000,000 (100,000) (注) 4	当事者間の事 由による
平成15年 3月20日	シーエスケープイ シー・バイオ・イ ンキュベーション 投資事業有限責任 組合 無限責任組 員 CSKベン チャーキャピタル 株式会社	東京都新宿区 西新宿2-4-1	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	田端一宏	愛知県津島市	—	50	5,000,000 (100,000) (注) 4	当事者間の事 由による
平成15年 3月20日	シーエスケープイ シー・バイオ・イ ンキュベーション 投資事業有限責任 組合 無限責任組 員 CSKベン チャーキャピタル 株式会社	東京都新宿区 西新宿2-4-1	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	水島真理	愛知県春日井 市	—	50	5,000,000 (100,000) (注) 4	当事者間の事 由による

移 動 年月日	移動前所有者の 氏名又は名称	移動前所有 者の住所	移動前所有者の 提出会社との関 係等	移動後所有者の氏 名又は名称	移動後所有者 の住所	移動後所有者の 提出会社との関 係等	移動 株数 (株)	価 格 (単価) (円)	移動理由
平成15年 3月20日	シーエスケープイ ン・バイオ・イン キュベーション投資 事業有限責任組合 無限責任組合員 CSKベンチャーキャ ピタル株式会社	東京都新宿区 西新宿2-4-1	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	株式会社エイ・ケ イ・ケイ 代表取締役 田尻稲雄	札幌市中央区 南1条西16-1- 245	—	20	2,000,000 (100,000) (注) 4	当事者間の事 由による
平成15年 3月20日	シーエスケープイ ン・バイオ・イン キュベーション投資 事業有限責任組合 無限責任組合員 CSKベンチャーキャ ピタル株式会社	東京都新宿区 西新宿2-4-1	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	株式会社プライム 代表取締役 田端一宏	名古屋市中区 代官町35-16	—	20	2,000,000 (100,000) (注) 4	当事者間の事 由による
平成15年 3月20日	CSKベンチャーキャ ピタル株式会社 代表取締役 石村 俊一	東京都新宿区 西新宿2-4-1	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	太田定吉	千葉県八日市 場市	—	159	15,900,000 (100,000) (注) 4	当事者間の事 由による
平成15年 3月20日	CSKベンチャーキャ ピタル株式会社 代表取締役 石村 俊一	東京新宿区西 新宿2-4-1	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	須知康文	宮城県仙台市	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名)	100	10,000,000 (100,000) (注) 4	当事者間の事 由による
平成15年 6月4日	—	—	—	村井 深	茨城県つくば 市	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名) (当社の取締 役) (注) 8	160	8,000,000 (50,000)	新株引受権行 使に伴う取得
平成15年 6月4日	—	—	—	村井 深	茨城県つくば 市	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名) (当社の取締 役) (注) 8	100	10,000,000 (100,000)	新株引受権行 使に伴う取得
平成15年 6月4日 (注) 9	村井 深	茨城県つくば 市	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名) (当社の取締 役) (注) 8	鄭 鎰炘	KANGNAM KU, SEOUL, KORE A	—	100	15,000,000 (150,000) (注) 5	当事者間の事 由による
平成15年 6月4日 (注) 9	村井 深	茨城県つくば 市	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名) (当社の取締 役) (注) 8	関 晶煥	KANGNAM KU, SEOUL, KORE A	—	120	18,000,000 (150,000) (注) 5	当事者間の事 由による
平成15年 11月21日	—	—	—	金ヶ崎士朗	神奈川県川崎 市	特別利害関係者 等 (大株主上位10 名) (当社の代表取 締役社長)	176	8,800,000 (50,000)	新株引受権行 使に伴う取得

2. 新株引受権証券の移動状況

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数	価格 (単価) (円)	移動理由
平成15年 3月20日	CSKベチャー キャピタル 株式会社 代表取締役 石村 俊一	東京新宿区 西新宿2-4-1	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	鈴木幹雄	神奈川県川 崎市	特別利害関係 者等 (当社の取締 役副社長)	9ワラント (144株相 当の新株 引受権)	7,200,000 (800,000) (注) 6	当事者間の 事由による
平成15年 3月20日	吉田尚子	香川県高松 市	当社の元従業 員	村井 深	茨城県つく ば市	特別利害関係 者等 (当社の取締 役) (注) 8	1ワラント (16株相 当の新株 引受権)	800,000 (800,000) (注) 6	当事者間の 事由による

(注) 1. 当社は株式会社名古屋証券取引所「セントレックス」への上場を予定しておりますが、同取引所が定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下、「上場前の公募等規則」という。)第23条並びに上場前公募等規則の取扱い第19条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1.において同じ。)が、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日(平成14年6月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の譲受け又は譲渡(新株予約権の行使を含む。以下「株券等の移動」という。)を行っている場合には、当該株券等の移動の状況を株式会社名古屋証券取引所が定める有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(2)に規定する「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。

2. 当社は、上場前公募等規則第24条並びに上場前公募等規則の取扱い第20条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株券等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事証券会社は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。

また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出要求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表できるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株券等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事証券会社の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表できるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4) 証券会社(外国証券会社を含む。)及びその役員並びに証券会社の人的関係会社及び資本的関係会社

4. 株式の譲渡価格は、平成12年9月29日、平成13年3月31日及び平成13年9月28日に実施した有償第三者割当増資の発行価格を参考に、当事者間の協議の上、決定いたしました。

5. 株式の譲渡価格は、過去における譲渡価格を参考として、当事者間で協議の上決定いたしました。

6. 新株引受権の譲渡価格は、新株引受権の行使価格及び株式の譲渡価格の双方を参考として、当事者間で協議の上決定いたしました。

7. 平成15年8月27日付けで玉谷卓也は当社取締役役に就任いたしました。

8. 平成15年8月27日付けで村井深は当社取締役役を退任いたしました。

9. 株式の取得者からの譲渡承認請求及び名義書換請求に基づき、平成15年11月7日付け臨時取締役会において株式の譲渡を承認しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式（1）	株式（2）	株式（3）
発行年月日	平成14年10月31日	平成15年 8月22日	平成15年 9月23日
種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	300株	70株	550株
発行価格	100,000円（注） 4	500,000円（注） 5	500,000円（注） 5
資本組入額	50,000円	250,000円	250,000円
発行価額の総額	30,000,000円	35,000,000円	275,000,000円
資本組入額の総額	15,000,000円	17,500,000円	137,500,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	—	（注） 2	（注） 2

項目	株式（4）	株式（5）	株式（6）
発行年月日	平成15年 9月27日	平成16年 4月23日	平成16年 5月12日
種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	400株	240株	760株
発行価格	500,000円（注） 5	500,000円（注） 5	500,000円（注） 5
資本組入額	250,000円	250,000円	250,000円
発行価額の総額	200,000,000円	120,000,000円	380,000,000円
資本組入額の総額	100,000,000円	60,000,000円	190,000,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	（注） 2	（注） 2	（注） 2

項目	新株予約権（１）	新株予約権（２）	新株予約権（３）
発行年月日	平成15年４月９日	平成15年４月９日	平成15年10月28日
種類	第１回新株予約権 （ストックオプション）	第２回新株予約権 （ストックオプション）	第３回新株予約権 （ストックオプション）
発行数	2,834株（注）11	366株	190株（注）12
発行価格	100,000円（注）６	100,000円（注）７	500,000円（注）８
資本組入額	50,000円	50,000円	250,000円
発行価額の総額	283,400,000円	36,600,000円	95,000,000円
資本組入額の総額	141,700,000円	18,300,000円	47,500,000円
発行方法	平成15年４月８日開催 の臨時株主総会におい て商法第280条ノ20及び 第280条ノ21の規定に基 づき新株予約権の発行 に関する決議を行って おります。	平成15年４月８日開催 の臨時株主総会におい て商法第280条ノ20及び 第280条ノ21の規定に基 づき新株予約権の発行 に関する決議を行って おります。	平成15年10月24日開催 の臨時株主総会におい て商法第280条ノ20及び 第280条ノ21の規定に基 づき新株予約権の発行 に関する決議を行って おります。
保有期間等に関する確約	（注）３	（注）３	（注）３

項目	新株予約権（４）	新株予約権（５）	新株予約権（６）
発行年月日	平成15年10月28日	平成16年５月31日	平成16年５月31日
種類	第４回新株予約権 （ストックオプション）	第５回新株予約権 （ストックオプション）	第６回新株予約権 （ストックオプション）
発行数	30株	60株	105株
発行価格	500,000円（注）９	500,000円（注）８	500,000円（注）10
資本組入額	250,000円	250,000円	250,000円
発行価額の総額	15,000,000円	30,000,000円	52,500,000円
資本組入額の総額	7,500,000円	15,000,000円	26,250,000円
発行方法	平成15年10月24日開催 の臨時株主総会におい て商法第280条ノ20及び 第280条ノ21の規定に基 づき新株予約権の発行 に関する決議を行って おります。	平成15年10月24日開催 の臨時株主総会におい て商法第280条ノ20及び 第280条ノ21の規定に基 づき新株予約権の発行 に関する決議を行って おります。	平成16年5月28日開催 の臨時株主総会におい て商法第280条ノ20及び第 280条ノ21の規定に基 づき新株予約権の発行に 関する決議を行って おります。
保有期間等に関する確約	（注）３	（注）３	（注）３

項目	新株予約権（７）
発行年月日	平成16年7月31日
種類	第7回新株予約権 （ストックオプション）
発行数	1,950株
発行価格	50,000円（注） 9、10
資本組入額	25,000円
発行価額の総額	97,500,000円
資本組入額の総額	48,750,000円
発行方法	平成16年5月28日開催の臨時株主総会において商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権の発行に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	（注） 3

- (注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社名古屋証券取引所の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。
- (1) 同取引所の定める上場前の公募等規則第25条の規定において、新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以降において、株主割当その他同取引所が適当と認める方法以外の方法（以下「第三者割当等」という。）による新株発行を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けたものとの間で、書面により新株の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、上場申請日の直前事業年度の末日は平成16年5月31日であります。
2. 上記(1)の規定及び上場前の公募等規則の取扱い第21条の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた新株（以下「割当新株」という。）を原則として、新株発行の効力発生日から上場日以降6ヶ月を経過する日（当該日において新株発行の効力発生日以降1年間を経過していない場合には、新株発行の効力発生日以降1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
3. 当社は割当を受けた当社役員及び従業員との間で、割当を受けた新株予約権を原則として新株予約権の取得日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで継続的に所有する旨の確約を行っております。また、割当を受けた社外協力者との間で、割当を受けた新株予約権を原則として発効日から上場日以降6ヶ月を経過する日（当該日において新株予約権の発効日以降1年間を経過していない場合には、新株予約権の発効日以降1年間を経過する日）まで継続的に所有する旨の確約を行っております。
4. 発行価格は、過去に行われた第三者割当増資の発行価格を参考に決定いたしました。
5. 発行価格は、当社の事業計画に基づいたディスカунテッド・キャッシュフロー方式による評価額を参考に決定しております。
6. 役員及び従業員に対するインセンティブの付与を目的とする発行であり、新株予約権の行使価格は、上述の株式(1)の発行価格を参考として決定いたしました。
7. 社外協力者に対するインセンティブの付与を目的とする発行であり、新株予約権の行使価格は、上述の株式(1)の発行価格を参考として決定いたしました。
8. 従業員に対するインセンティブの付与を目的とする発行であり、新株予約権の行使価格は、上述の株式(2)及び(3)の発行価格を参考として決定いたしました。
9. 社外協力者（コンサルタント）に対するインセンティブの付与を目的とする発行であり、新株予約権の行使価格は、上述の株式(2)及び(3)の発行価格を参考として決定いたしました。
10. 役員及び従業員に対するインセンティブの付与を目的とする発行であり、新株予約権の行使価格は、上述の株式(2)及び(3)の発行価格を参考として決定いたしました。
11. 取締役会決議における当初の新株予約権の発行数は2,834株ですが、従業員の退職に伴う一部消却により、2,814株に減少しております。
12. 取締役会決議における当初の新株予約権の発行数は190株ですが、従業員の退職に伴う一部消却により、180株に減少しております。
13. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

	新株予約権（１）	新株予約権（２）	新株予約権（３）
行使時の払込金額	100,000円	100,000円	500,000円
行使請求期間	平成17年４月９日から 平成25年４月８日まで	平成17年４月９日から 平成25年４月８日まで	平成17年10月28日から 平成25年10月23日まで
行使の条件	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任及び退職の場合にはこの限りではない。 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。 その他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権者は、権利行使時において、当社の社外協力者たる地位を保有していることとする。 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。 その他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任及び退職の場合にはこの限りではない。 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。 その他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

	新株予約権（４）	新株予約権（５）	新株予約権（６）
行使時の払込金額	500,000円	500,000円	500,000円
行使請求期間	平成17年10月28日から 平成25年10月23日まで	平成17年10月28日から 平成25年10月23日まで	平成18年5月29日から 平成26年5月27日まで
行使の条件	新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。 その他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任及び退職の場合にはこの限りではない。 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。 その他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任及び退職の場合にはこの限りではない。 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。 その他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

	新株予約権（７）
行使時の払込金額	50,000円
行使請求期間	平成18年5月29日から 平成26年5月27日まで
行使の条件	新株予約権の割当を受けた者が当社の取締役、監査役及び従業員の場合は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任及び退職の場合にはこの限りではない。 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。 その他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

14. 平成16年7月2日開催の取締役会決議により、平成16年7月30日付で1株を10株に分割いたしました。これにより、新株予約権の発行内容を以下のとおり調整しております。

新株予約権（１）	調整前	調整後
発行数	2,814株	28,140株
発行価格	100,000円	10,000円
資本組入額	50,000円	5,000円

新株予約権（２）	調整前	調整後
発行数	366株	3,660株
発行価格	100,000円	10,000円
資本組入額	50,000円	5,000円

新株予約権（３）	調整前	調整後
発行数	180株	1,800株
発行価格	500,000円	50,000円
資本組入額	250,000円	25,000円

新株予約権（４）	調整前	調整後
発行数	30株	300株
発行価格	500,000円	50,000円
資本組入額	250,000円	25,000円

新株予約権（５）	調整前	調整後
発行数	60株	600株
発行価格	500,000円	50,000円
資本組入額	250,000円	25,000円

新株予約権（６）	調整前	調整後
発行数	105株	1,050株
発行価格	500,000円	50,000円
資本組入額	250,000円	25,000円

2【取得者の概況】

(1) 平成14年10月31日発行株式第三者割当

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(千円)	取得者と提出会社との関係
株式会社山武 代表取締役社長 佐藤良晴 資本金 10,522百万円	東京都渋谷区渋谷 2-12-19	電気機器	300	30,000 (100)	－(注) 1

(注) 1. 株式会社山武は当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)に該当することになりました。

2. 割当株数及び価格(単価)は、平成16年7月30日付で実施された株式分割による調整前の数値であります。

(2) 平成15年8月22日発行株式第三者割当

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(千円)	取得者と提出会社との関係
安 田 隆 彦	神奈川県川崎市高津区	－	40	20,000 (500)	－
今 野 重 郎	東京都練馬区	－	20	10,000 (500)	－
鹿 嶋 常 博	東京都世田谷区	会社員	10	5,000 (500)	－

(注)割当株数及び価格(単価)は、平成16年7月30日付で実施された株式分割による調整前の数値であります。

(3) 平成15年9月23日発行株式第三者割当

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(千円)	取得者と提出会社との関係
投資事業組合資生堂インベストメントファンド 業務執行組合員 資生堂インベストメント株式会社 代表取締役社長 西村義典	東京都中央区銀座7-5-5	投資事業組合	100	50,000 (500)	－
イーエル第3号投資事業組合 業務執行組合員 グレッタアセット株式会社 代表取締役社長 西 有三	東京都港区西新橋3-15-13	投資事業組合	100	50,000 (500)	－
投資事業組合NIFニューテクノロジーファンド2000/2号 業務執行組合員 エヌ・アイ・エフベンチャーズ株式会社 代表取締役社長 山村信一	東京都中央区京橋1-2-1	投資事業組合	80	40,000 (500)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
大分ブイシーサクセスファンド1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員大分ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役 齊藤洋一	大分県大分市府内町3-4-1	投資事業組合	40	20,000 (500)	－
大分ブイシーサクセスファンド2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員大分ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役 齊藤洋一	大分県大分市府内町3-4-1	投資事業組合	40	20,000 (500)	－

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(千円)	取得者と提出会社との関係
小 林 信 明	東京都武蔵野市	弁護士	40	20,000 (500)	—
エヌ・アイ・エフベンチャー ズ株式会社 代表取締役社長 山村信一 資本金 11,267百万円	東京都中央区京橋 1－2 － 1	投資業	20	10,000 (500)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (証券会社の人的資本 的關係会社)
大分ベンチャーキャピタル株 式会社 代表取締役 齊藤洋一 資本金 50百万円	大分県大分市府内町 3－ 4－ 1	投資業	20	10,000 (500)	—
加 藤 洋 介	千葉県八千代市	自営業	20	10,000 (500)	—
矢 部 英 敏	千葉県千葉市	医師	20	10,000 (500)	—
赤 坂 伊 夫	東京都調布市	—	20	10,000 (500)	—
小 池 毅	千葉県我孫子市	会社役員	20	10,000 (500)	—
高木測量株式会社 代表取締役 小池 毅 資本金 30百万円	千葉県成田市並木町85	測量業	10	5,000 (500)	—
町 田 和 俊	千葉県成田市	会社員	10	5,000 (500)	—
小 田 康 夫	東京都世田谷区	—	10	5,000 (500)	—(注) 1

(注) 1. 小田康夫は平成16年6月1日より当社のコンサルタントとなっております。

2. 割当株数及び価格(単価)は、平成16年7月30日付で実施された株式分割による調整前の数値であります。

(4) 平成15年9月27日発行株式第三者割当

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(千円)	取得者と提出会社との関係
金 澤	KANGNAM-KU, SEOUL, KOREA	会社役員	400	200,000 (500)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 1. 金 澤は当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)に該当することになりました。

2. 割当株数及び価格(単価)は、平成16年7月30日付で実施された株式分割による調整前の数値であります。

(5) 平成16年4月23日発行株式第三者割当

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(千円)	取得者と提出会社との関係
松 村 眞 良	香川県東かがわ市	会社役員	60	30,000 (500)	—
グローバル・テック・インベストメント株式会社 代表取締役 原敏郎	東京都千代田区一番町9 —8	投資業	40	20,000 (500)	—
イーエル第5号投資事業組合 業務執行組合員 グレッタアセット株式会社 代表取締役 古賀成治	東京都港区西新橋3-15 —13	投資事業 組合	40	20,000 (500)	—
春 川 澄 夫	熊本県山鹿市	会社員	40	20,000 (500)	—
秋 山 利 継	神奈川県横浜市	会社役員	40	20,000 (500)	—
恩 田 饒	千葉県浦安市	会社役員	10	5,000 (500)	—
平 田 雄一郎	熊本県熊本市	会社役員	10	5,000 (500)	—

(注) 割当株数及び価格(単価)は、平成16年7月30日付で実施された株式分割による調整前の数値であります。

(6) 平成16年5月12日発行株式第三者割当

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(千円)	取得者と提出会社との関係
ファイナンス アンド テクノロジー インターナショナル インク 代表 関 晶煥	2 F YOOHWA BLDG, 995-16, DAECHI-DONG, GANGNAM-GU, SEOUL, KOREA	コンサルティング	460	230,000 (500)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
金 澤	KANGNAM-KU, SEOUL, KOREA	会社役員	200	100,000 (500)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
松 村 眞 良	香川県東かがわ市	会社役員	100	50,000 (500)	—

(注) 1. ファイナンス アンド テクノロジー インターナショナル インクは当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)に該当することになりました。

2. 割当株数及び価格(単価)は、平成16年7月30日付で実施された株式分割による調整前の数値であります。

(1) 平成15年4月9日発行第1回新株予約権(付与対象者:役員及び従業員)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(千円)	取得者と提出会社との関係
金ヶ崎 士 朗	東京都目黒区	会社役員	1,218	121,800 (100)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長) (大株主上位10名)
村 井 深	茨城県つくば市	会社役員	156	15,600 (100)	特別利害関係者等 (当社の取締役) (大株主上位10名) (注) 4
鈴木 幹 雄	神奈川県川崎市	会社役員	800	80,000 (100)	特別利害関係者等 (当社の取締役副社長)
玉 谷 卓 也	神奈川県藤沢市	会社員	300	30,000 (100)	当社の従業員 (注) 2
秋 山 修 一	東京都目黒区駒場1-33-8株式会社エフエクター細胞研究所内	会社員	150	15,000 (100)	当社の従業員
川 瀬 正 剛	東京都目黒区駒場1-33-8株式会社エフエクター細胞研究所内	会社員	50	5,000 (100)	当社の従業員 (注) 3
榎 本 政 彦	東京都目黒区駒場1-33-8株式会社エフエクター細胞研究所内	会社員	25	2,500 (100)	当社の従業員
内 田 裕 子	東京都目黒区駒場1-33-8株式会社エフエクター細胞研究所内	会社員	25	2,500 (100)	当社の従業員
小 林 祐 子	東京都目黒区駒場1-33-8株式会社エフエクター細胞研究所内	会社員	20	2,000 (100)	当社の従業員
黒 川 ゆかり	東京都目黒区駒場1-33-8株式会社エフエクター細胞研究所内	会社員	20	2,000 (100)	当社の従業員
石 川 千 恵	東京都目黒区駒場1-33-8株式会社エフエクター細胞研究所内	会社員	10	1,000 (100)	当社の従業員
欠 塚 杏 奈	東京都目黒区駒場1-33-8株式会社エフエクター細胞研究所内	会社員	10	1,000 (100)	当社の従業員
池 田 恵 美	東京都目黒区駒場1-33-8株式会社エフエクター細胞研究所内	会社員	10	1,000 (100)	当社の従業員
新 田 尚	東京都目黒区駒場1-33-8株式会社エフエクター細胞研究所内	会社員	10	1,000 (100)	当社の従業員
細 田 晴 美	東京都目黒区駒場1-33-8株式会社エフエクター細胞研究所内	会社員	5	500 (100)	当社の従業員
伊 藤 京 子	東京都目黒区駒場1-33-8株式会社エフエクター細胞研究所内	会社員	5	500 (100)	当社の従業員

- (注) 1. 付与決議後に権利を喪失した従業員1名の新株予約権20個は記載しておりません。
2. 平成15年8月27日付けで玉谷卓也は当社取締役就任いたしました。
3. 平成15年8月27日付けで川瀬正剛は当社取締役就任いたしました。
4. 平成15年8月27日付けで村井深は当社取締役を退任いたしました。
5. 割当株数及び価格(単価)は、平成16年7月30日付で実施された株式分割による調整前の数値であります。
6. 当社の従業員の住所については付与時の新株予約権原簿に基づいて作成しております。

(2) 平成15年4月9日発行第2回新株予約権(付与対象者: 社外協力者)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(千円)	取得者と提出会社との関係
松 島 綱 治	千葉県松戸市	大学教授	160	16,000 (100)	社外協力者
玉 井 克 哉	東京都世田谷区	大学教授	50	5,000 (100)	社外協力者 (注) 1
平 田 克 文	東京都品川区	弁理士	30	3,000 (100)	当社顧問弁理士
菊 池 佑 二	茨城県竜ヶ崎市	会社役員	30	3,000 (100)	社外協力者
斧 康 雄	埼玉県さいたま市	大学助教授	20	2,000 (100)	社外協力者
江里口 正 純	東京都品川区	大学教授	20	2,000 (100)	社外協力者
前 田 浩	熊本県熊本市	大学教授	20	2,000 (100)	社外協力者
芥 照 夫	熊本県熊本市	大学職員	16	1,600 (100)	社外協力者
柳 衛 宏 宣	東京都港区	大学助教授	15	1,500 (100)	社外協力者
樽 木 千 穂	熊本県上益城郡御船町	—	5	500 (100)	社外協力者 (注) 2

- (注) 1. 玉井克哉は平成16年8月31日付で、当社の社外監査役に就任しております。
2. 樽木千穂は平成16年4月1日付で、当社の従業員となっております。
3. 割当株数及び価格(単価)は、平成16年7月30日付で実施された株式分割による調整前の数値であります。

(3) 平成15年10月28日発行第3回新株予約権（付与対象者：従業員）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(千円)	取得者と提出会社との関係
山内 明	東京都目黒区駒場1-33-8株式会社エフエクター細胞研究所内	会社員	30	15,000 (500)	当社の従業員
寺島 裕也	東京都目黒区駒場1-33-8株式会社エフエクター細胞研究所内	会社員	30	15,000 (500)	当社の従業員
土屋 朋子	東京都目黒区駒場1-33-8株式会社エフエクター細胞研究所内	会社員	30	15,000 (500)	当社の従業員
鮑 郁伸	東京都目黒区駒場1-33-8株式会社エフエクター細胞研究所内	会社員	30	15,000 (500)	当社の従業員
大久保 晃司	東京都目黒区駒場1-33-8株式会社エフエクター細胞研究所内	会社員	30	15,000 (500)	当社の従業員
黒川 ゆかり	東京都目黒区駒場1-33-8株式会社エフエクター細胞研究所内	会社員	10	5,000 (500)	当社の従業員
新田 尚	東京都目黒区駒場1-33-8株式会社エフエクター細胞研究所内	会社員	10	5,000 (500)	当社の従業員
細田 凱子	東京都目黒区駒場1-33-8株式会社エフエクター細胞研究所内	会社員	5	2,500 (500)	当社の従業員
大久保 純子	東京都目黒区駒場1-33-8株式会社エフエクター細胞研究所内	会社員	5	2,500 (500)	当社の従業員

- (注) 1. 付与決議後に権利を喪失した従業員1名の新株予約権10個は記載しておりません。
2. 割当株数及び価格(単価)は、平成16年7月30日付で実施された株式分割による調整前の数値であります。
3. 当社の従業員の住所については付与時の新株予約権原簿に基づいて作成しております。

(4) 平成15年10月28日発行第4回新株予約権（付与対象者：社外コンサルタント）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(千円)	取得者と提出会社との関係
ファイブアイズ・ネットワークス株式会社 代表取締役 沼田 功 資本金 175百万円	東京都中央区日本橋本石町1-1-9新日本橋ビル6F	コンサルティング	30	15,000 (500)	当社のコンサルタント

- (注) 割当株数及び価格(単価)は、平成16年7月30日付で実施された株式分割による調整前の数値であります。

(5) 平成16年5月31日発行第5回新株予約権（付与対象者：従業員）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(千円)	取得者と提出会社との関係
小 野 稔	東京都目黒区駒場1-33-8株式会社エフエクター細胞研究所内	会社員	30	15,000 (500)	当社の従業員
鈴 木 貞 夫	東京都目黒区駒場1-33-8株式会社エフエクター細胞研究所内	会社員	20	10,000 (500)	当社の従業員
佐 藤 強	東京都目黒区駒場1-33-8株式会社エフエクター細胞研究所内	会社員	10	5,000 (500)	当社の従業員

- (注) 1. 割当株数及び価格(単価)は、平成16年7月30日付で実施された株式分割による調整前の数値であります。
2. 当社の従業員の住所については付与時の新株予約権原簿に基づいて作成しております。

(6) 平成16年5月31日発行第6回新株予約権（付与対象者：役員及び従業員）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(千円)	取得者と提出会社との関係
伊 藤 義 博	東京都目黒区駒場1-33-8株式会社エフエクター細胞研究所内	会社役員	30	15,000 (500)	当社の監査役
石 渡 義 郎	東京都目黒区駒場1-33-8株式会社エフエクター細胞研究所内	会社員	20	10,000 (500)	当社の従業員
鈴 木 貞 夫	東京都目黒区駒場1-33-8株式会社エフエクター細胞研究所内	会社員	10	5,000 (500)	当社の従業員
青 木 良 子	東京都目黒区駒場1-33-8株式会社エフエクター細胞研究所内	会社員	10	5,000 (500)	当社の従業員
殿 塚 行 雄	東京都目黒区駒場1-33-8株式会社エフエクター細胞研究所内	会社員	10	5,000 (500)	当社の従業員
溝 入 紀 昭	東京都目黒区駒場1-33-8株式会社エフエクター細胞研究所内	会社員	10	5,000 (500)	当社の従業員
三 浦 愛 子	東京都目黒区駒場1-33-8株式会社エフエクター細胞研究所内	会社員	10	5,000 (500)	当社の従業員
兒 玉 恵 子	東京都目黒区駒場1-33-8株式会社エフエクター細胞研究所内	会社員	5	2,500 (500)	当社の従業員

- (注) 1. 割当株数及び価格(単価)は、平成16年7月30日付で実施された株式分割による調整前の数値であります。
2. 当社の役員及び従業員の住所については付与時の新株予約権原簿に基づいて作成しております。

(7) 平成16年7月31日発行第7回新株予約権（付与対象者：役員及び従業員、社外協力者）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(千円)	取得者と提出会社との関係
鄭 鑑 晃	東京都足立区	会社役員	500	25,000 (50)	社外協力者
玉 谷 卓 也	神奈川県藤沢市	会社役員	300	15,000 (50)	当社の取締役
荒 木 裕 一	東京都目黒区駒場1-33-8株式会社エフエクター細胞研究所内	会社員	300	15,000 (50)	当社の従業員
米 山 博 之	東京都文京区	大学非常勤職員	200	10,000 (50)	社外協力者
ファイブアイズ・ネットワークス株式会社 代表執行役社長 沼田 功 資本金 175百万円	東京都中央区日本橋本石町1-1-9新日本橋ビル6F	コンサルティング	200	10,000 (50)	当社のコンサルタント
新 田 尚	東京都目黒区駒場1-33-8株式会社エフエクター細胞研究所内	会社員	100	5,000 (50)	当社の従業員
宮 本 積	滋賀県滋賀郡志賀町	会社顧問	100	5,000 (50)	社外協力者 (注) 1
芥 田 俊 彦	神奈川県鎌倉市	会社役員	50	2,500 (50)	社外協力者 (注) 2
大 毅	東京都中央区	弁護士	50	2,500 (50)	社外協力者
柳 本 勝 利	東京都日野市	コンサルティング	50	2,500 (50)	社外協力者
小 田 康 夫	東京都世田谷区	コンサルティング	50	2,500 (50)	社外協力者
加 藤 篤	東京都目黒区駒場1-33-8株式会社エフエクター細胞研究所内	会社員	50	2,500 (50)	当社の従業員

- (注) 1. 宮本 積は平成16年8月31日付で、当社の社外取締役役に就任しております。
2. 芥田俊彦は平成16年8月31日付で、当社の社外監査役に就任しております。
3. 当社の役員及び従業員の住所については付与時の新株予約権原簿に基づいて作成しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株 式数の割合 (%)
金ヶ崎 士 朗 (注) 4、5	東京都目黒区駒場 1-33-8 株 式会社エフェクター細胞研究所 内	20,340 (17,180)	14.73 (12.44)
鈴 木 幹 雄 (注) 4	東京都目黒区駒場 1-33-8 株 式会社エフェクター細胞研究所 内	10,440 (9,140)	7.56 (6.62)
投資事業組合NIFニューテクノ ロジーファンド2000/2号 (注) 5	東京都中央区京橋 1-2-1	9,900	7.17
村 井 深	茨城県つくば市松代 3-19-12	7,960 (5,060)	5.76 (3.66)
金 澤 (注) 5	995-16, DAECHEI-DONG, KANGNAM - KU, SEOUL, 135-280	6,000	4.34
トリイシステム(株) (注) 5、10	東京都千代田区外神田 2-9- 8	5,000	3.62
平田機工(株) (注) 5、10	東京都品川区戸越 3-9-20	5,000	3.62
船 井 哲 良 (注) 5	大阪市生野区中川 3-1-7	5,000	3.62
ファイナンス アンド テクノロ ジー インターナショナル イン ク (注) 5	2F Yoohwa Bldg, 995- 16, Daechi-dong, Gangnam- gu, Seoul 135-280, Korea	4,600	3.33
玉 谷 卓 也 (注) 6	東京都目黒区駒場 1-33-8 株 式会社エフェクター細胞研究所 内	4,300 (3,800)	3.11 (2.75)
エヌ・アイ・エフベンチャーズ (株) (注) 5	東京都中央区京橋 1-2-1	4,100	2.97
KSP 1号投資事業組合 (注) 5	神奈川県川崎市高津区坂戸 3- 2-1	3,000	2.17
(株)山武 (注) 5、10	東京都渋谷区渋谷 2-12-19	3,000	2.17
平 賀 豊 (注) 5	東京都練馬区羽沢 2-26-15	3,000	2.17
太 田 定 吉	千葉県八日市場市	2,590	1.88
ジャイク・インキュベーション 1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区永田町 2-13- 5 赤坂エイトワンビル日本アジ ア投資株式会社内	2,000	1.45
三井住友海上C6号投資事業組 合	東京都中央区日本橋 3-12-2 朝日ビル6F	2,000	1.45
野々川 純 一	愛知県名古屋市	2,000	1.45
平 野 岳 史	東京都世田谷区	2,000	1.45
須 知 康 文	宮城県仙台市	2,000	1.45
秋 山 修 一 (注) 8	東京都目黒区駒場 1-33-8 株 式会社エフェクター細胞研究所 内	1,980 (1,980)	1.43 (1.43)
松 島 綱 治	千葉県松戸市	1,760 (1,760)	1.27 (1.27)
松 村 眞 良	香川県東かがわ市	1,600	1.16

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
鄭 鎰 炅	東京都足立区綾瀬	1,500 (500)	1.09
閔 晶 煥	KANGNAM KU, SEOUL, KOREA	1,200	0.87
ジャイク・バイオ壱号投資事業 有限責任組合	東京都千代田区永田町 2-13-5 赤坂エイトワンビル日本アジア 投資株式会社内	1,000	0.72
(株)カケンジェネックス	千葉県松戸市松飛台439-1	1,000	0.72
イーピーエス(株)	東京都文京区後楽 2-3-19 秀 和飯田橋ビル 2	1,000	0.72
宮 負 徹	千葉県千葉市	1,000	0.72
田 尻 稲 雄	北海道小樽市	1,000	0.72
(株)エイ・ケイ・ケイ	北海道札幌市中央区北10条西24 -3 AKKビル 3 F	1,000	0.72
(株)プライム	愛知県名古屋市中区代官町35- 16	1,000	0.72
投資事業組合資生堂インベスト メントファンド	東京都中央区銀座 7-5-5	1,000	0.72
イーエル第3号投資事業組合	東京都港区西新橋 3-15-13	1,000	0.72
玉 井 克 哉 (注) 7	東京都目黒区駒場 1-33-8 株 式会社エフェクター細胞研究所 内	660 (660)	0.48 (0.48)
田 端 一 宏	愛知県津島市	500	0.36
水 島 真 理	愛知県春日井市	500	0.36
川 瀬 正 剛 (注) 8	東京都目黒区駒場 1-33-8 株 式会社エフェクター細胞研究所 内	500 (500)	0.36 (0.36)
ファイブアイズ・ネットワーク ス(株) (注) 9	東京都中央区日本橋本石町 1- 1-9 新日本橋ビル 6 F	500 (500)	0.36 (0.36)
安 田 隆 彦	c/o JICA Jamaica Office P.O.Box8202, Kingstar, Jamaica (W.I.)	400	0.29
大分ブイシーサクセスファンド 1号投資事業有限責任組合	大分県大分市中央町 2-9-24	400	0.29
大分ブイシーサクセスファンド 2号投資事業有限責任組合	大分県大分市中央町 2-9-24	400	0.29
小 林 信 明	東京都武蔵野市	400	0.29
グローバル・テック・インベ ストメント(株)	東京都千代田区一番町 9-8	400	0.29
イーエル第5号投資事業組合	東京都港区西新橋 3-15-13	400	0.29
春 川 澄 夫	熊本県山鹿市	400	0.29
秋 山 利 継	神奈川県横浜市	400	0.29
前 田 浩	熊本県熊本市	360 (360)	0.26 (0.26)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
江里口 正 純	東京都品川区	360 (360)	0.26 (0.26)
松 本 良 二	千葉県船橋市	320 (320)	0.23 (0.23)
清 水 初 志	茨城県つくば市	320 (320)	0.23 (0.23)
大 久 寛 晴	神奈川県横浜市	320 (320)	0.23 (0.23)
柳 衛 宏 信	東京都港区	310 (310)	0.22 (0.22)
平 田 克 文 (注) 9	東京都品川区	300 (300)	0.22 (0.22)
菊 池 佑 二	茨城県竜ヶ崎市	300 (300)	0.22 (0.22)
黒 川 ゆかり (注) 8	東京都目黒区駒場 1-33-8 株式会社エフェクター細胞研究所内	300 (300)	0.22 (0.22)
山 内 明 (注) 8	東京都目黒区駒場 1-33-8 株式会社エフェクター細胞研究所内	300 (300)	0.22 (0.22)
寺 島 裕 也 (注) 8	東京都目黒区駒場 1-33-8 株式会社エフェクター細胞研究所内	300 (300)	0.22 (0.22)
土 屋 朋 子 (注) 8	東京都目黒区駒場 1-33-8 株式会社エフェクター細胞研究所内	300 (300)	0.22 (0.22)
鮑 郁 伸 (注) 8	東京都目黒区駒場 1-33-8 株式会社エフェクター細胞研究所内	300 (300)	0.22 (0.22)
大久保 晃 司 (注) 8	東京都目黒区駒場 1-33-8 株式会社エフェクター細胞研究所内	300 (300)	0.22 (0.22)
小 野 稔 (注) 8	東京都目黒区駒場 1-33-8 株式会社エフェクター細胞研究所内	300 (300)	0.22 (0.22)
鈴 木 貞 夫 (注) 8	東京都目黒区駒場 1-33-8 株式会社エフェクター細胞研究所内	300 (300)	0.22 (0.22)
伊 藤 義 博 (注) 7	東京都目黒区駒場 1-33-8 株式会社エフェクター細胞研究所内	300 (300)	0.22 (0.22)
新 田 尚 (注) 8	東京都目黒区駒場 1-33-8 株式会社エフェクター細胞研究所内	300 (300)	0.22 (0.22)
荒 木 裕 一 (注) 8	東京都目黒区駒場 1-33-8 株式会社エフェクター細胞研究所内	300 (300)	0.22 (0.22)
榎 本 政 彦 (注) 8	東京都目黒区駒場 1-33-8 株式会社エフェクター細胞研究所内	250 (250)	0.18 (0.18)
内 田 裕 子 (注) 8	東京都目黒区駒場 1-33-8 株式会社エフェクター細胞研究所内	250 (250)	0.18 (0.18)
(株)東京大学 TL0	東京都文京区本郷 7-3-1	200	0.14

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
今 野 重 郎	東京都練馬区	200	0.14
大分ベンチャーキャピタル(株)	大分県大分市中央町2-9-24	200	0.14
加 藤 洋 介	千葉県八千代市	200	0.14
矢 部 英 敏	千葉県千葉市	200	0.14
赤 坂 伊 夫	東京都調布市	200	0.14
小 池 毅	千葉県我孫子市	200	0.14
小 林 祐 子 (注) 8	東京都目黒区駒場1-33-8 株式会社エフェクター細胞研究所内	200 (200)	0.14 (0.14)
斧 康 雄	埼玉県さいたま市	200 (200)	0.14 (0.14)
石 渡 義 郎 (注) 8	東京都目黒区駒場1-33-8 株式会社エフェクター細胞研究所内	200 (200)	0.14 (0.14)
米 山 博 之	東京都文京区	200 (200)	0.14 (0.14)
平 井 昭 光	神奈川県横浜市	160 (160)	0.12 (0.12)
芥 照 夫	熊本県熊本市	160 (160)	0.12 (0.12)
小 田 康 夫 (注) 9	東京都世田谷区	150 (50)	0.11
鹿 嶋 常 博	東京都世田谷区	100	0.07
高木測量(株)	千葉県成田市並木町85	100	0.07
町 田 和 俊	千葉県成田市	100	0.07
恩 田 饒	千葉県浦安市	100	0.07
平 田 雄 一 郎	熊本県熊本市	100	0.07
宮 本 積 (注) 6	東京都目黒区駒場1-33-8 株式会社エフェクター細胞研究所内	100 (100)	0.07 (0.07)
石 川 千 恵 (注) 8	東京都目黒区駒場1-33-8 株式会社エフェクター細胞研究所内	100 (100)	0.07 (0.07)
欠 塚 杏 奈 (注) 8	東京都目黒区駒場1-33-8 株式会社エフェクター細胞研究所内	100 (100)	0.07 (0.07)
池 田 恵 美 (注) 8	東京都目黒区駒場1-33-8 株式会社エフェクター細胞研究所内	100 (100)	0.07 (0.07)
佐 藤 強 (注) 8	東京都目黒区駒場1-33-8 株式会社エフェクター細胞研究所内	100 (100)	0.07 (0.07)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
青 木 良 子 (注) 8	東京都目黒区駒場 1-33-8 株式会社エフェクター細胞研究所内	100 (100)	0.07 (0.07)
殿 塚 行 雄 (注) 8	東京都目黒区駒場 1-33-8 株式会社エフェクター細胞研究所内	100 (100)	0.07 (0.07)
溝 入 紀 昭 (注) 8	東京都目黒区駒場 1-33-8 株式会社エフェクター細胞研究所内	100 (100)	0.07 (0.07)
三 浦 愛 子 (注) 8	東京都目黒区駒場 1-33-8 株式会社エフェクター細胞研究所内	100 (100)	0.07 (0.07)
芥 田 俊 彦 (注) 7	東京都目黒区駒場 1-33-8 株式会社エフェクター細胞研究所内	50 (50)	0.04 (0.04)
大 毅 (注) 9	東京都中央区	50 (50)	0.04 (0.04)
柳 本 勝 利 (注) 9	東京都日野市	50 (50)	0.04 (0.04)
樽 木 千 穂 (注) 8	東京都目黒区駒場 1-33-8 株式会社エフェクター細胞研究所内	50 (50)	0.04 (0.04)
細 田 晴 美 (注) 8	東京都目黒区駒場 1-33-8 株式会社エフェクター細胞研究所内	50 (50)	0.04 (0.04)
伊 藤 京 子 (注) 8	東京都目黒区駒場 1-33-8 株式会社エフェクター細胞研究所内	50 (50)	0.04 (0.04)
細 田 凱 子 (注) 8	東京都目黒区駒場 1-33-8 株式会社エフェクター細胞研究所内	50 (50)	0.04 (0.04)
大久保 純 子 (注) 8	東京都目黒区駒場 1-33-8 株式会社エフェクター細胞研究所内	50 (50)	0.04 (0.04)
兒 玉 恵 子 (注) 8	東京都目黒区駒場 1-33-8 株式会社エフェクター細胞研究所内	50 (50)	0.04 (0.04)
加 藤 篤 (注) 8	東京都目黒区駒場 1-33-8 株式会社エフェクター細胞研究所内	50 (50)	0.04 (0.04)
合 計	—	138,090 (50,040)	100 (36.24)

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 所有株式数 () 内の数字は内数であり、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権（ストックオプション）、商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21に基づく新株予約権に伴う潜在株式数及びその割合であります。
3. 平成16年7月2日開催の取締役会決議に基づき、平成16年7月30日付で1株を10株に株式分割しております。
4. 特別利害関係者等（当社代表取締役）
5. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
6. 特別利害関係者等（当社取締役）
7. 特別利害関係者等（当社監査役）
8. 当社従業員
9. 当社顧問
10. 当社取引先
11. 当社役員及び従業員の住所については、株主名簿・新株予約権原簿に基づいて作成しております。

独立監査人の監査報告書

平成 17 年 2 月 15 日

株式会社エフェクター細胞研究所

取締役会 御中

港 陽 監 査 法 人

代表社員

関与社員

公認会計士

王 置 良 光



代表社員

関与社員

公認会計士

伊 野 明



本間公認会計士事務所

公認会計士

本間 周 平



私たちは、株式会社名古屋証券取引所有価証券上場規程第3条第7項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エフェクター細胞研究所の平成14年6月1日から平成15年5月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び損失処理計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エフェクター細胞研究所の平成15年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員及び公認会計士本間周平との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成 17 年 2 月 15 日

株式会社エフエクター細胞研究所
取締役会 御中

港 陽 監 査 法 人

代表社員

関与社員

公認会計士

土置良光



代表社員

関与社員

公認会計士

中野 明



本間公認会計士事務所

公認会計士

本間周平



私たちは、株式会社名古屋証券取引所有価証券上場規程第3条第7項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エフエクター細胞研究所の平成15年6月1日から平成16年5月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、損失処理計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エフエクター細胞研究所の平成16年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員及び公認会計士本間周平との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の中間監査報告書

平成 17 年 2 月 15 日

株式会社エフェクター細胞研究所
取締役会 御中

港 陽 監 査 法 人

代表社員

業務執行社員 公認会計士

王 置 良 光 

代表社員

業務執行社員 公認会計士

甲 野 

本間公認会計士事務所

公認会計士

本間周平 

私たちは、株式会社名古屋証券取引所有価証券上場規程第3条第7項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エフェクター細胞研究所の平成16年6月1日から平成17年5月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（平成16年6月1日から平成16年11月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たちに中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。私たちは、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エフェクター細胞研究所の平成16年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成16年6月1日から平成16年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員及び公認会計士本間周平との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上